

14. 5-428



1200501217149

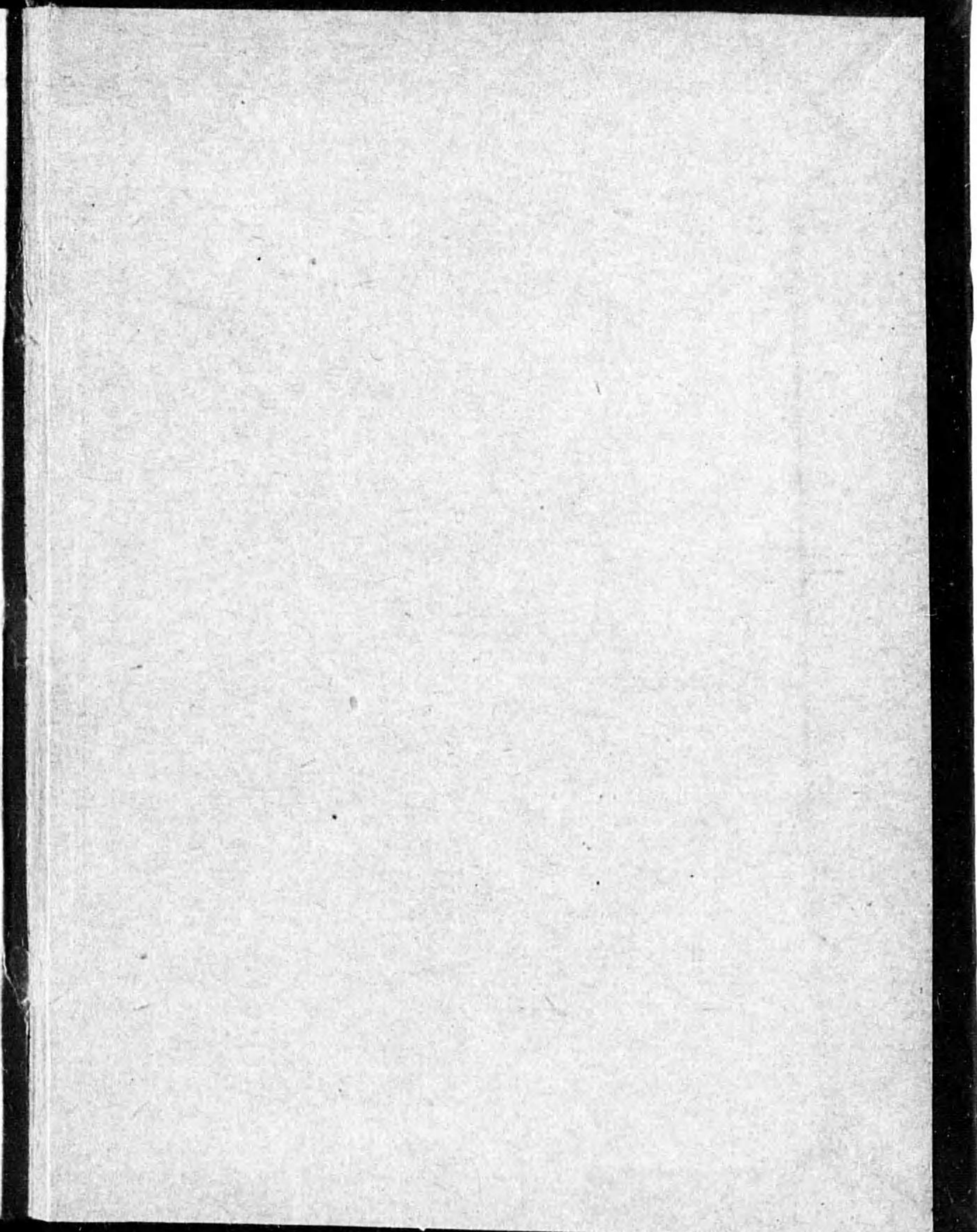
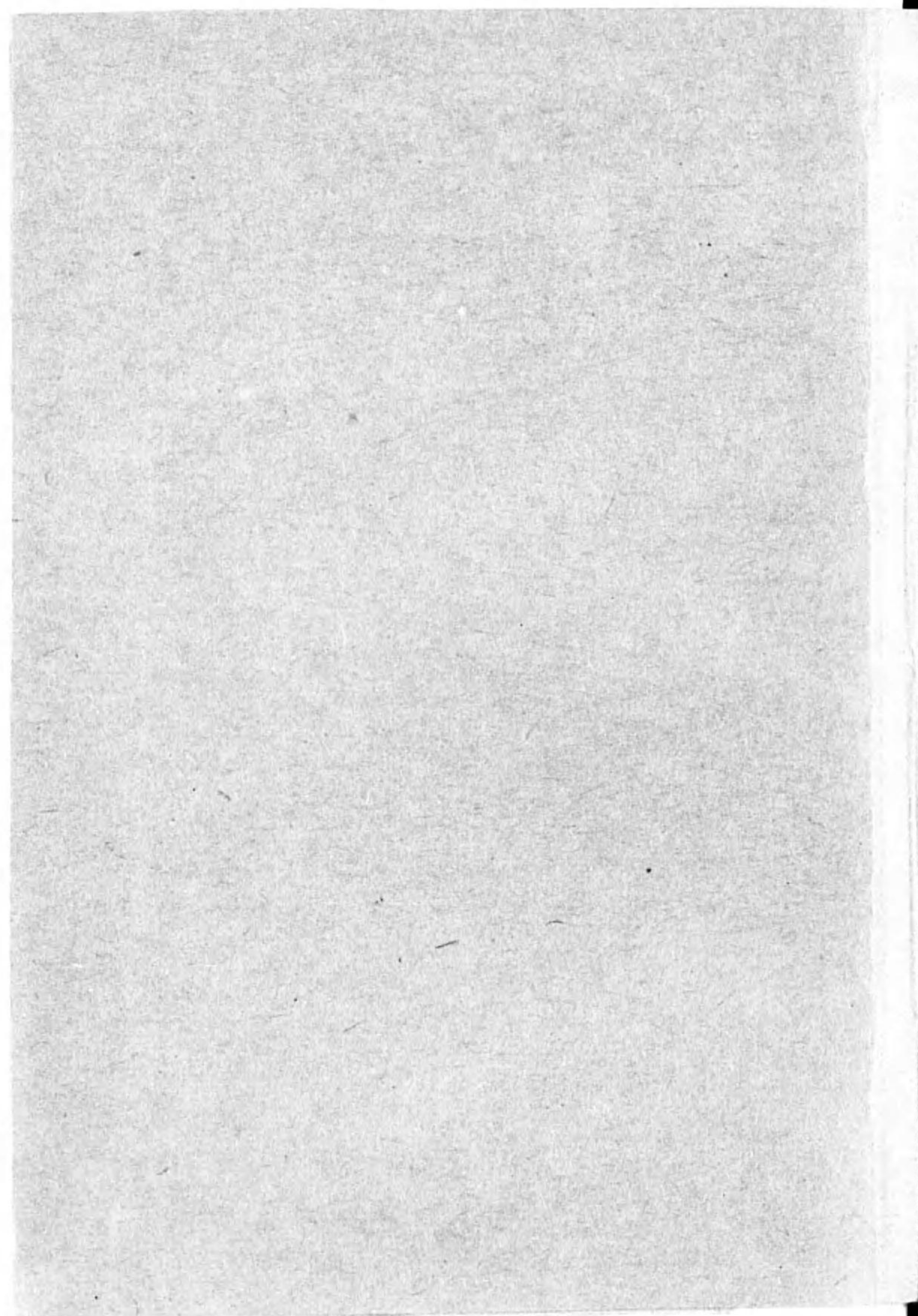
5

428



始





14.5

428

昭和十三年  
公民年鑑

(上卷)

東京・京橋 國勢社 版

「國勢グラフ」編集部編

昭和十三年和  
公民年鑑  
(上卷)

東京・京橋 國勢社版

14.5

428

- 1 -

國勢の絶えざる動きに應ずるため本書は毎年四月に改訂新版を發行します。統計表や圖表はもとより、表解欄も常に訂正増補して年と共に完璧に近づくことを心掛けてゐます。實際使用の諸賢より御氣附きの點御通知下され御鞭撻のほど願ひます。

### はしがき

▲本書は昭和十二年三月改正の中等學校公民科教授要目に準據した。

▲公民教育は我が國獨特の國體觀念、我が國固有の家族制度につき其根本精神を養ひ、併せて國民共存共榮の本義を會得せしむるにあるので、精神的教育を主とする。勿論であるが、併し實際の教授に當りては或程度に具體的説明を與へなければ生徒はよく之を理解し得ない。

▲また社會事象の説明に當り、單に之を抽象的概念に止めず、實際の社會事實の現勢と關聯せしめ、特に現下の我が國に於て事變と共に動きつゝある國情を引例することにより、生徒に數倍の感興を起さしめ基礎觀念の養成を速かならしむること必定であるを信ずる。

▲本書は如上の意味に於て副教科書たる役目を果たすために編まれたもので、形式は小冊子だが内容は十分選擇し、單に學生々徒用としてのみでなく、一般人にさりても亦便利なる公民知識の寶典たることを信ずる。

昭和十三年 公民年鑑 (上卷) 目次

公民教育の内容	九	姻族一覽表	二〇
●社會の態様	一〇	婚姻成立の要件	二
自然人と法人	二	婚姻の效力	三
家族制度	三	●年齢別及配偶關係別人口	三
家	三	●婚姻年齢別	四
戸主の權利	三	●列國の婚姻	五
戸主の義務	四	●内地婚姻及離婚件數累年	五
戸主權の代理行使	四	●婚姻の年齢	六
戸主權の得喪	四	●年齢別配偶關係別人口	六
家族	五	相續	七
親子	六	家督相續の順位	六
親權後見人	七	法定推定家督相續人の缺格及廢除	九
●人員別普通世帯及人口	八	遺留分	三〇
●世帯員種別人口	八	遺産相續	三〇
血族一覽表	九	相續の承認と拋棄	三

我が國經濟の戰時體制及び我が國の  
 資源狀態につき最新の統計と解説を  
 掲げた書籍は國勢社發行「日本國勢  
 圖會」昭和十三年版であります、本  
 書巻尾に廣告が載せてありますから  
 御愛讀を願ひます、解説が判り易く  
 興味多く書かれて居り、國民必讀の  
 書として定評があります

遺言……………三

④相續税賦課額……………三

戸籍……………三

戸籍法摘要(届出に付ての通則)……………三

戸籍法摘要(届出の種類)……………三

生計費目……………三

一家の収入……………三

④本邦家計費實支出費途別割合……………三

④本邦家計實支出費途別割合……………三

④列國労働者家計實支出費途別割合……………三

④本邦家計費調査……………三

④本邦私人所得内譯……………三

④本邦國富及國民所得……………三

④列國國民所得……………三

財産の種類……………三

各種時效……………三

消滅時效……………三

取得時效……………三

利息制限……………三

借地借家……………三

貯蓄手段の種類……………三

自治團體の種類……………三

地方團體……………三

④郡市町村數……………三

市町村公民……………三

市町村住民の權利義務……………三

市町村公民の名譽職を辭し得る場合……………三

市町村の自治機關……………三

市町村會、府縣會議員定數……………三

市町村會議員の選舉……………三

町村會、市參事會……………三

④市會……………三

④町村會……………三

④地方議會解散一覽……………三

市役所、町村役場……………三

市町村の事務……………三

市町村の財源……………三

④地方財政歳出入……………三

④地方財政歳出累年……………三

④地方財政歳入類別……………三

④地方財政歳入累年……………三

④地方財政歳入種類別……………三

④地方税課率……………三

④地方債使途別……………三

④地方債累年……………三

④地方財政歳出費途別……………三

④地方財政歳出累年……………三

府縣會……………三

府縣會議員の選舉……………三

府縣參事會……………三

府縣知事の權限……………三

府縣の事務……………三

府縣知事と市町村長との地位の差異……………三

府縣知事官房の分掌事務……………三

府縣總務部の分課と分掌事務……………三

府縣學務部の分課と分掌事務……………三

府縣經濟部の分課と分掌事務……………三

府縣警察部の分課と分掌事務……………三

國家……………三

國家と政體……………三

④列國の興亡……………三

天皇……………三

天皇の大權事項……………三

詔勅……………三

皇位の繼承……………三

皇位繼承の順位……………三

④皇位繼承の順位……………三

攝政……………三

皇室典範……………三

皇室及皇族……………三

④皇族……………三

帝國臣民	………	一五
帝國臣民の族稱	………	一五
爵位功勳	………	一六
華族戸數	………	一七
有勳者人員	………	一七
有勳者人員	………	一七
帝國臣民の權利	………	一八
帝國臣民の義務	………	一八
非常大權	………	一九
神社と社格	………	二〇
神社	………	二〇
著名な神社	………	二〇
憲法の分類	………	二〇
帝國憲法	………	二〇
我が國立憲政治採用の由來	………	二〇
列國の政體	………	二〇
我が國體の尊嚴	………	二〇
我が立憲政治の特徴	………	二〇
國法	………	二〇
帝國議會	………	二〇
衆議院議員の選舉	………	二〇
補闕選舉	………	二〇
選舉運動の取締	………	二〇
貴族院議員	………	二〇
衆議院議員	………	二〇
列國の議員及選舉有權者	………	二〇
衆議院議員選舉及有權者比率	………	二〇
衆議院議員選舉投票者及棄權者	………	二〇
衆議院選出議員年齡	………	二〇
衆議院選出議員職業別	………	二〇
無效投票種類別	………	二〇
衆議院解散一覽	………	二〇
衆議院議員選舉區	………	二〇
衆議院議員選舉區	………	二〇
衆議院議員の任期	………	二〇

議員の特權と義務	………	一七
議會の作用	………	一八
議會の活動	………	一八
議會の解散	………	一八
政黨	………	一八
衆議院政黨別議員數	………	一八
國務大臣	………	一八
內閣	………	一八
國務大臣・各省大臣・無任所大臣の區別	………	一八
歴代內閣	………	一八
樞密顧問	………	一八
行政	………	一八
行政官廳	………	一八
中央行政官廳	………	一八
會計検査院及行政裁判所	………	一八
地方行政官廳	………	一八
特殊地方行政官廳	………	一八
官吏	………	一八
文官人員	………	一八
警察の事務	………	一八
内地警察官署及職員	………	一八
内地警察檢舉件數	………	一八
災害防止の方法	………	一八
傳染病	………	一八
本邦災害金額	………	一八
本邦火災度數及戸數	………	一八
消防統計	………	一八
裁判所	………	一八
裁判所の種類	………	一八
裁判所	………	一八
裁判所職員	………	一八
檢事局	………	一八
裁判所職員	………	一八
裁判事件總數	………	一八
訴訟	………	一八



民事訴訟……………一〇〇

    Ⓐ 民事事件々數……………一〇〇

    Ⓑ 民事訴訟物價額……………一〇一

刑事訴訟……………一〇二

刑罰……………一〇三

罪名及刑……………一〇四

    Ⓐ 刑法犯罪名別……………一〇五

    Ⓑ 在監受刑者罪名及刑名別……………一〇六

刑事時效……………一〇七

減刑……………一〇七

執行猶豫……………一〇七

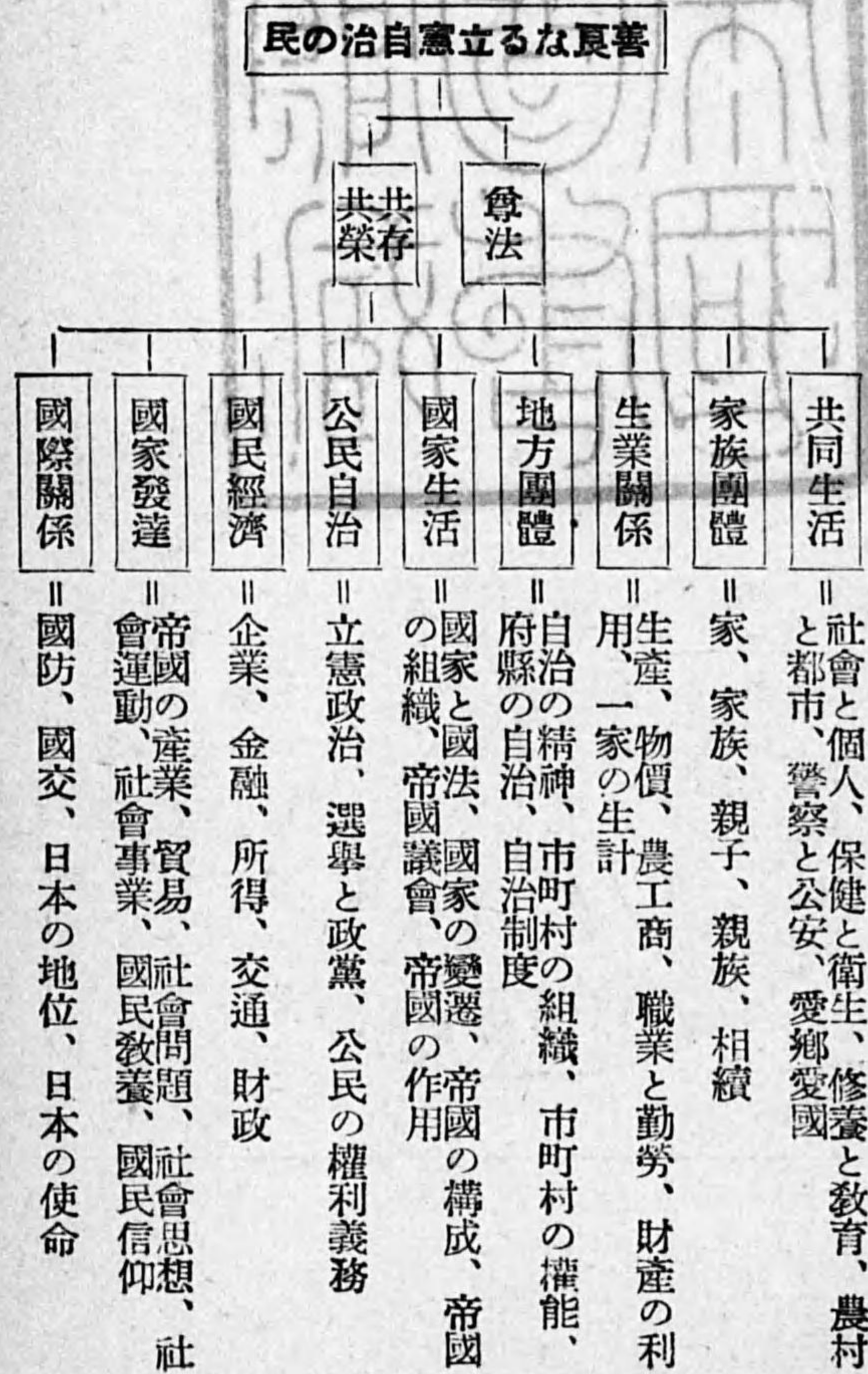
假出獄……………一〇七

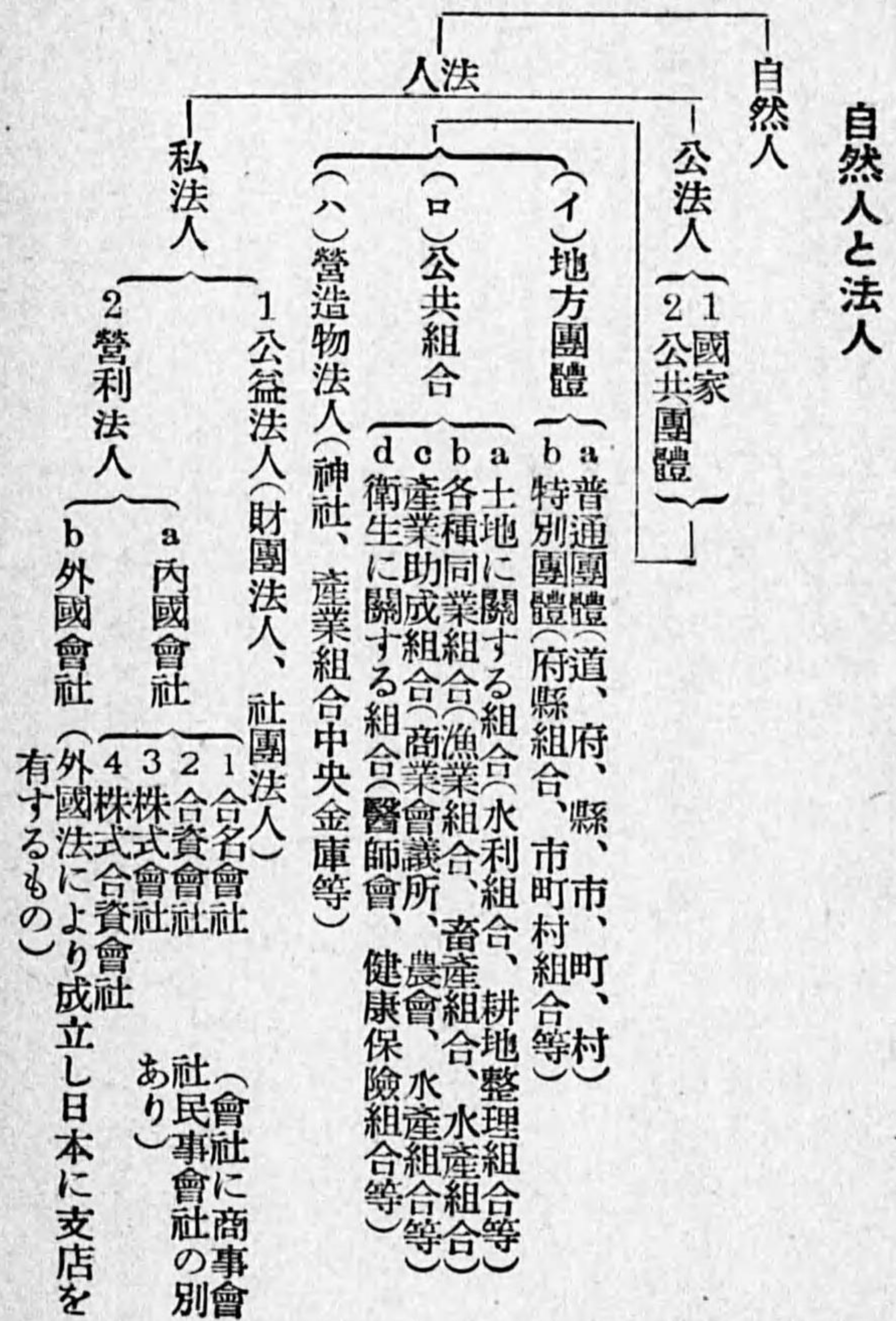
調停法……………一〇七

陪審……………一〇七

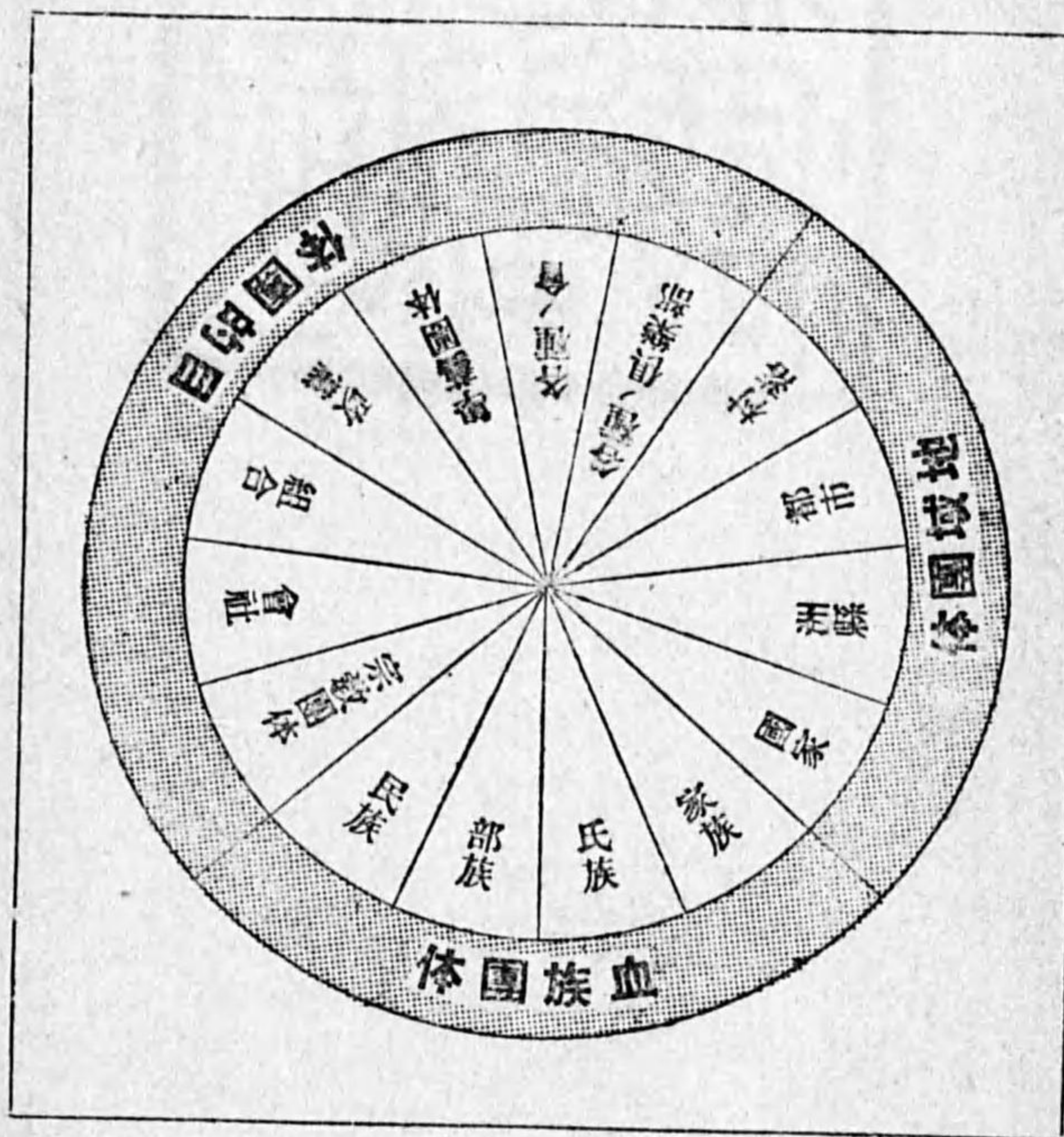
獨逸の工業原料自給四ヶ年計畫の標語は「科學は經濟を克服す」と云ふのであります、獨逸のみならず我國に於ても最近工業技術の進歩は驚く可きものがあつて、全く豫想もつかぬものから、思ひがけない製品が造られ、之が我國國民經濟に大に役立つて居ります、我工業技術の現状と其の進むべき途を圖解により判り易く解説したのが國勢社發行「商品の科學」であります(卷尾に廣告あり)

公民教育の内容





社會の態樣



### 家族制度

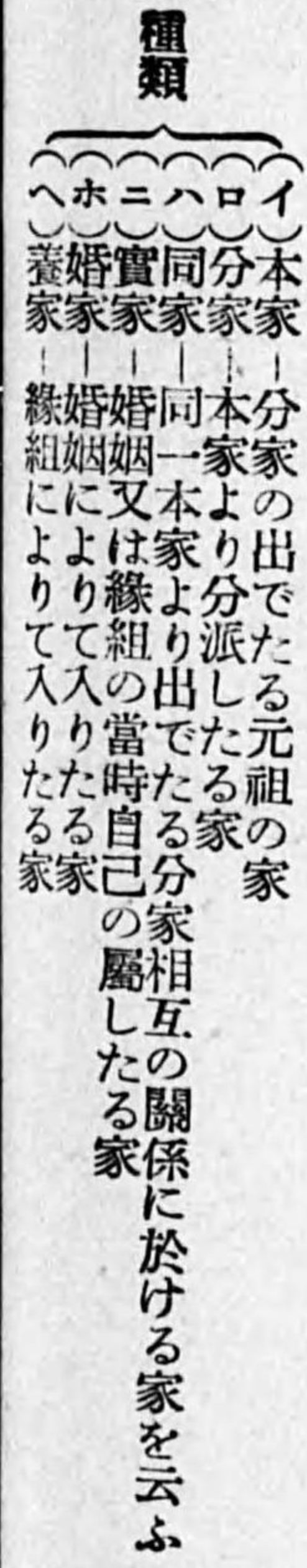
戸主と家族（戸主の親族にしてその家に在る者及びその配偶者）との關係を認め

一家を以て社會構成の單位とし、此家を祖先より子孫へと永遠に存續せしむるために、家督相續制度を定めた。此制度を家族制度といふ。

これに對して個人制度あり、即ち戸主と家族との關係を認めず個人を以て社會構成の單位となす。歐米の制度は之である。

### 家

法律上の意義——戸主權（戸主が家族の監督保護の爲に有する權利義務の總稱）の行はるゝ範圍を云ふ



### 戸主の權利

- (一) 氏稱權(民七四六)
- (二) 居所指定權(民七四九)
  - (イ) 養子・縁組・婚姻(民七五〇)
  - (ロ) 轉婚・轉縁組(民七四一)
  - (ハ) 養親死亡の養子離縁(民八六二の三)
  - (ニ) 自己入籍(民七三七)
  - (ホ) 家族の庶子私生子の入籍(民七三五)
  - (ヘ) 引取入籍(民七三八)
  - (ト) 家族の他家相續・分家・家再興及び轉籍(民四三)
- (三) 同意權
  - (四) 家族の婚姻縁組の取消權(民七八〇の一、八五四)
  - (五) 家族の禁治産准禁治産の宣告の請求權及び取消權(民七、十、十三)
  - (六) 家族の後見人保佐人となる權(民九〇三、九〇九)
  - (七) 親族會の招集及び親族會に於ける意見陳述の權(民九四四、九四八)
  - (八) 廢家、隱居をなすの權(民七六二、七五二)
  - (九) 家督相續廢除及び指定の權(民九七五、九七九)
  - (十) 遺産相續の權(民九九六)
  - (十一) 家族離籍の權(民七四九、七五〇)
  - (十二) 復籍拒絶の權(民七五〇、七四一)

戸主の義務

戸主は其の家族を一方的に扶養するの義務あり(民七四七)

戸主権の代理行使

- (一)親族會の行ふ場合(民七五一、九七八)
- (二)親權者の行ふ場合(民八九五)
- (三)後見人の行ふ場合(民九三四)

戸主権の得喪

- 取得
- (イ)家再興(民七四三) (ロ)分家(民七四三)
  - (ハ)一家創立(民七三三の三、七三五の三、七四〇、七四二、七六四、國籍五明治三八年法律六二の二)
  - (ニ)受繼的取得—家督相續(民九六四の各項)
- 喪失
- (一)家督相續の原因(民九六四の各項)
  - (ニ)廢家(民七六一)

家族

民法に謂ふ家族の範圍—原則として戸主の親族又は配偶者にして戸主の家に在るもの(同一戸籍に在る者)を家族といふ(民七三三の二)

家族の權利

- (一)氏稱權(民七四六)
- (二)財産特權(民七四八)
- (三)扶養を受くるの權(民七四七)

家族の義務—戸主権に服従するの義務

- 得喪
- 取得
- (イ)生來の取得(民七三三、七三五)
  - (ロ)轉籍による取得(民七八一、七八八、七四一、七三九、七三七、七三八、明治卅八年法律第六二號一の二)
  - (ハ)國籍取得による家籍取得(國籍五)
  - (ニ)戸主の變更及び隱居(民七五二、七五五、七三二の二)
- 喪失—生來の原因を除きたる取得原因と同じ。

親子

實親子  
(血族關係)

- (1) 婚姻せる場合—實父母と嫡出子との關係を生ず(民八二〇)
- (イ) 母子の間には實母と私生子との關係(民七三二の二、八二七の二)
- (ロ) 父子の間—  
 認知なき時關係を生ぜず  
 認知ある時實父と庶子との關係を生ず(民八二七の二)
- (ハ) 准正—實父母と嫡出子との關係を生ず(民八二六)

(2) 婚姻せざる場合

擬親子  
(準血族關係)

- (1) 養父母と養子—實父母と嫡出子との關係に準ず(民六〇、七二八)
- (2) 繼父母と繼子
- (3) 嫡母と庶子—實母と嫡出子との關係に準ず(民七二八)

親權、後見人

親權の意義

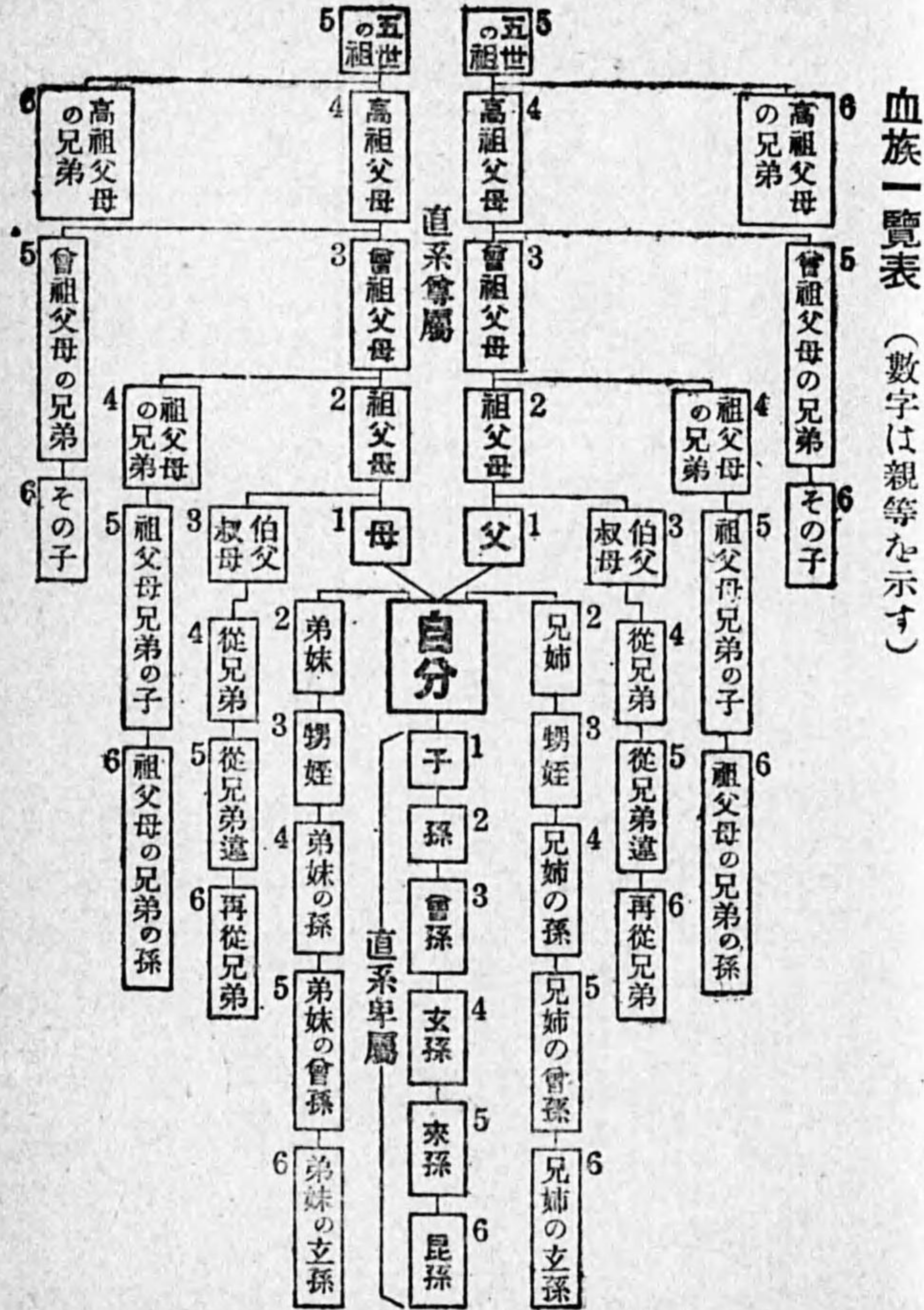
親は子に對して監護・教育(民八七九)及び懲戒(民八八二)をなし、居所を指定し(民八八〇)職業の選擇(民八八三)及び兵役の志願(民八八一)に對して許否を與へ、子の財産を管理する權利義務を有す。此權利義務を總稱して親權と云ふ。未成年の子及成年に達するも獨立の生計を立つるまでは、この親權に服する義務あり。

親權者

- (一) 父を原則とし
  - (二) 母—父なきとき又は父親權を行ひ得ざるとき(民八七七の二)
- 後見人の職務—親權代行(九二二)

後見人

- 後見人なる順序
- (1) 親權者の遺言に指定されたる者
  - (2) 戸主
  - (3) 親族會議により選任されたる者(民九〇一—九〇四)
- 後見人の監督—子の利益保護の爲め後見監督人及親族會これを監督す



(内地) 人員別普通世帯及人口 (昭和5年)

世帯ノ人員數	世帯 (千)	人口(千人)		
		男	女	計
1人世帯	674	362	312	674
2 "	1 477	1 404	1 550	2 954
3 "	1 936	2 883	2 925	5 808
4 "	1 896	3 717	3 867	7 584
5 "	1 769	4 316	4 529	8 845
6 "	1 615	4 790	4 900	9 690
7 "	1 200	4 189	4 211	8 400
8 "	881	3 509	3 539	7 048
9 "	526	2 419	2 315	4 734
10 "	323	1 637	1 593	3 230
10—15 "	285	1 802	1 633	3 435
16—20 "	26	217	230	447
21人以上 "	5	108	26	134
計	12 613	31 353	31 630	62 983

(總計にて一世帯平均人口は0.5人)

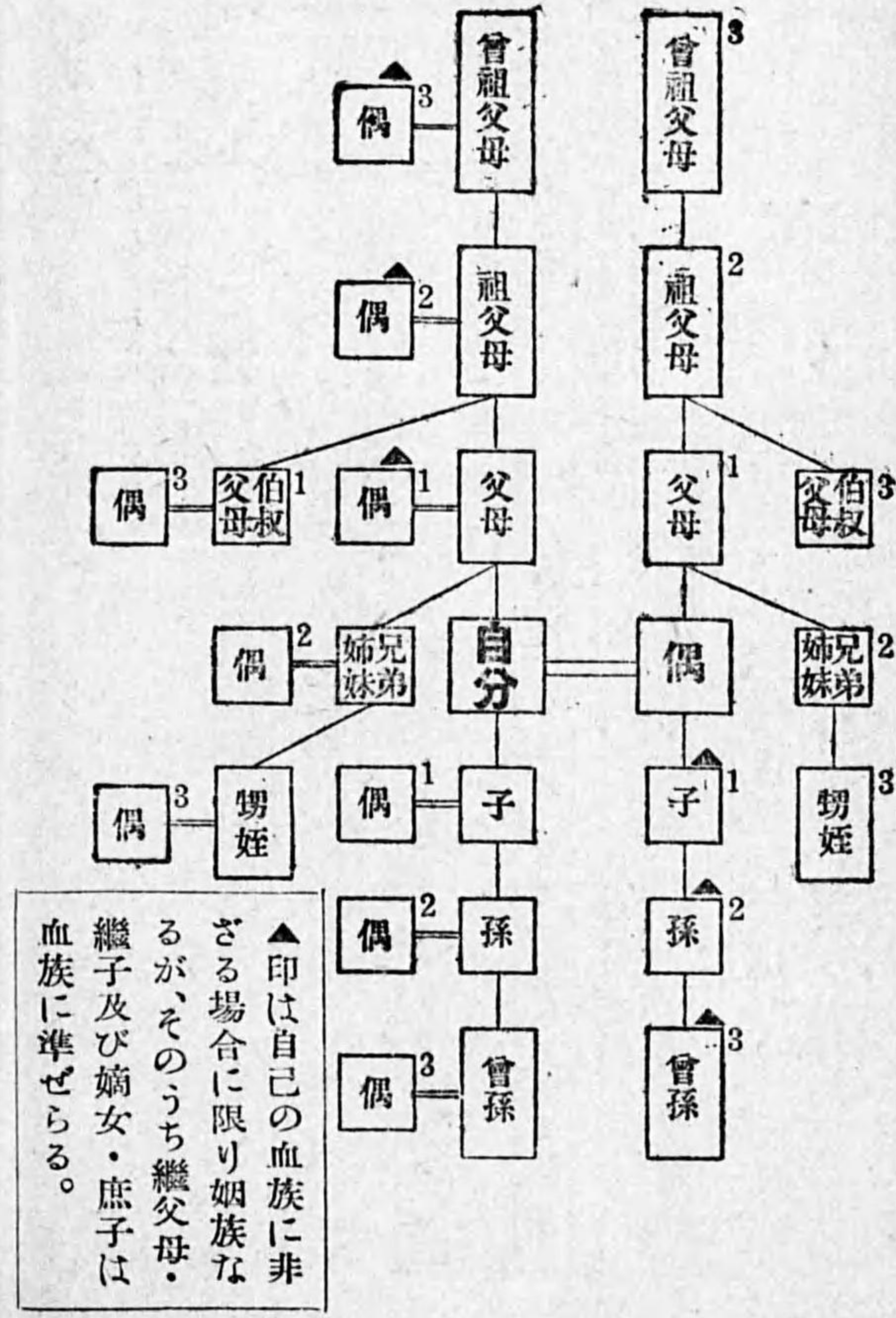
國勢調査抽出統計による。普通世帯とは皇族、外國大公使館、軍隊在營者、刑務所在監人等を除きたるもの。

(内地) 世帯員種別人口 (單位 千人)

	男	女	計	%
世帯主	10 867	808	11 675	19.3
家族	16 824	27 803	44 627	73.8
内 { 職業ある者	4 898	7 810	12 708	21.0
職業なき者	11 926	19 993	31 919	25.8
營業使用人	1 706	556	2 262	3.7
家事使用人	42	658	710	1.2
同居人	795	408	1 203	2.0
計	30 234	30 243	60 477	100.0

上表と多少人口總數の異なるは調査方法の異なるがため。

姻族一覽表 (數字は親等を示す)



婚姻成立の要件

- (1) 當事者相互の承諾を要す(民七七八)
- (2) 男は滿十七年女は滿十五年以上なること(民七六五)
- (3) 重婚ならざること(民七六六)
- (4) 再婚の場合の制限外なること(民七六七)
- (5) 相姦者ならざること(民七六八)
- (6) 直系血族間(民七六九) 三親等内の傍系血族間(民七六九) 直系姻族間(民七七〇) 準血族間(民七六九、七七一)ならざること
- (7) 男卅年未滿、女廿五年未滿の場合には父母の同意を要す(民七七二、七七三)
- (8) 尙絶對要件ならざるも家族の婚姻には戸主の同意を要す、同意なく婚姻したるときは離籍又は復籍拒絶の制裁を受ることあり(民七五〇)

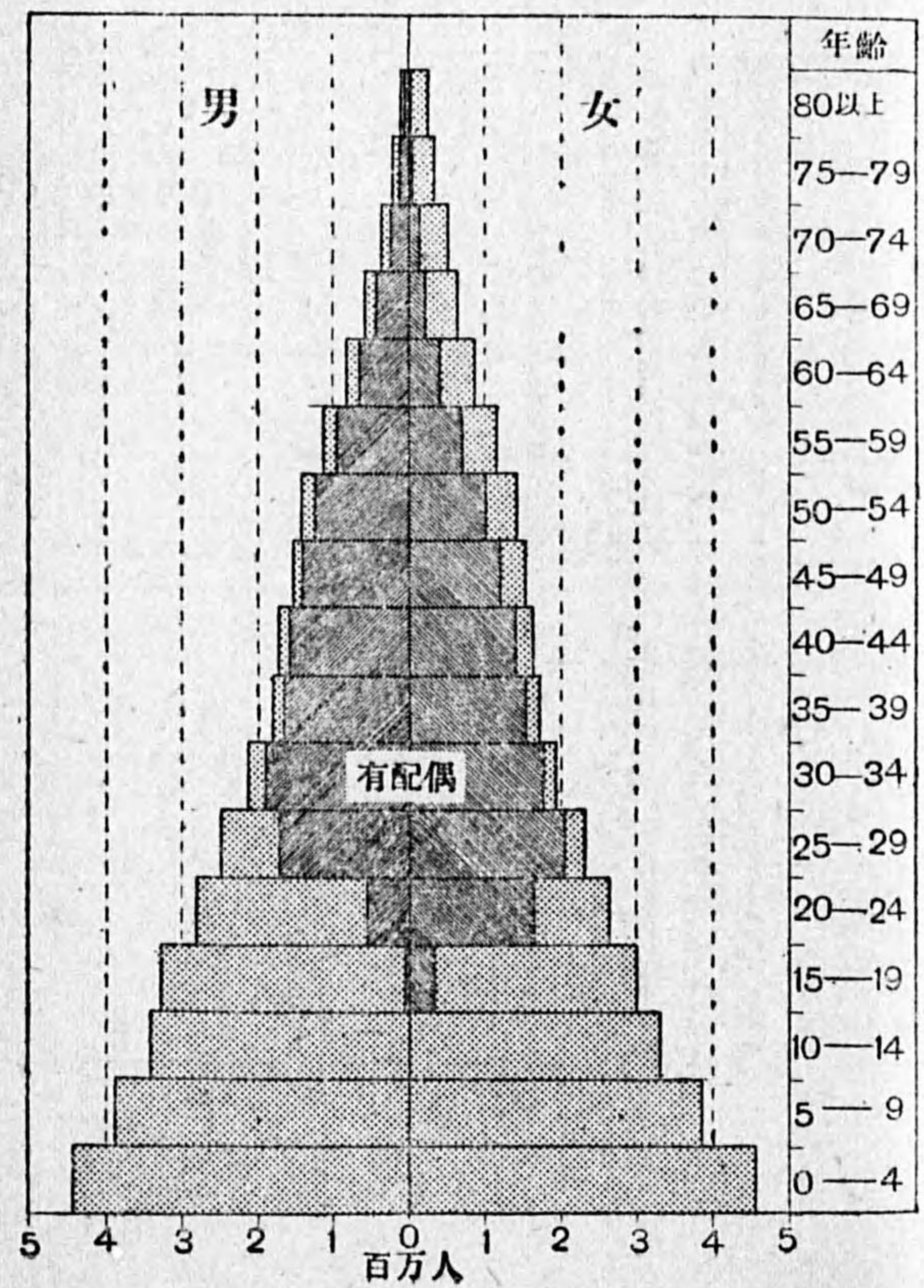
實質上の要件

形式上の要件

市町村長に婚姻の届出を爲すこと(民七七五)

### 年齢別及配偶関係別人口

(昭和5年)



### 婚姻の効力

- (一) 夫婦相互の誠實の義務を生ず(民八一三の二及び三、刑一八三)
- (二) 夫婦相互の扶養の義務を生ず(民七九〇)
- (三) 妻の夫と同居するの義務を生ず(民七八九)
- (四) 夫婦は家と同じくするの義務を生ず(民七四五、七八八)
- (五) 未成年の妻に對する夫の後見の職務をなす權利義務を生ず(民七九一)
- (六) 夫は妻の財産の管理權を生ず(民八〇一)
- (七) 夫は妻の財産に對し使用收益をなす權利を生ず(民七九九)
- (八) 重要なる行爲に付き妻は單獨に行爲を爲し得ざる無能力者となる(民一四)
- (九) 日常の家事に付き妻は夫の代理人と看做さる(民八〇四)
- (十) 夫婦の契約は婚姻中何時にても互に取消すことを得(民七九二)



列國の婚姻 (昭和11年)

	件數	人口 千=付		件數	人口 千=付
日本(内地)	549 116	7.8	伊太利……	316 514	7.4
英國………	400 608	8.5	西班牙……	* 150 335	* 6.1
獨逸………	609 631	9.1	愛蘭………	14 822	5.0
佛國………	279 743	6.7	チェッコ…	121 145	8.0
瑞西………	29 571	7.1	奧地利……	46 293	6.9
白耳義……	64 749	7.6	瑞典………	53 266	8.5
和蘭………	63 451	7.2	諾威………	22 473	7.8
			丁抹………	34 680	9.3

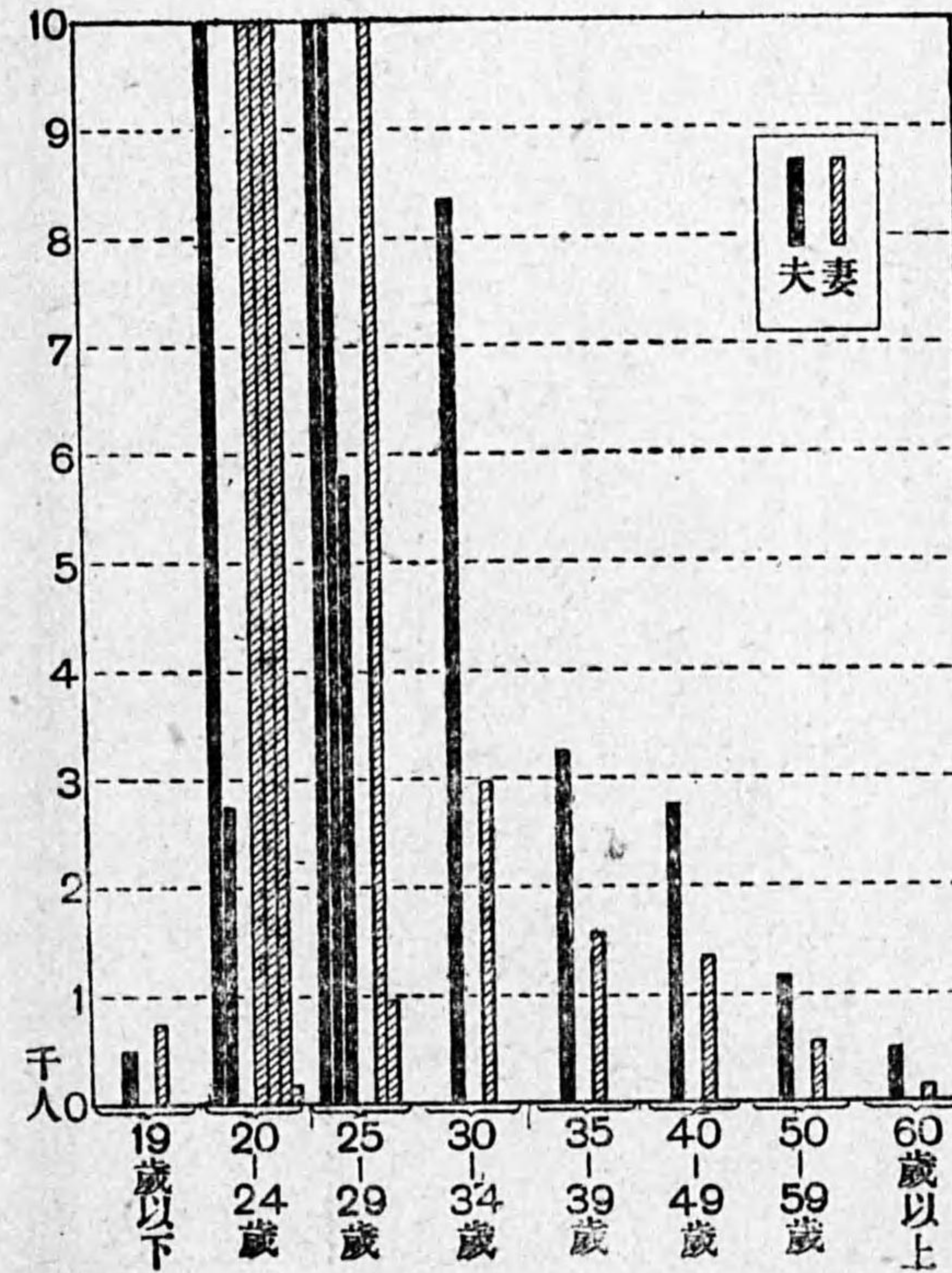
\* 昭和10年

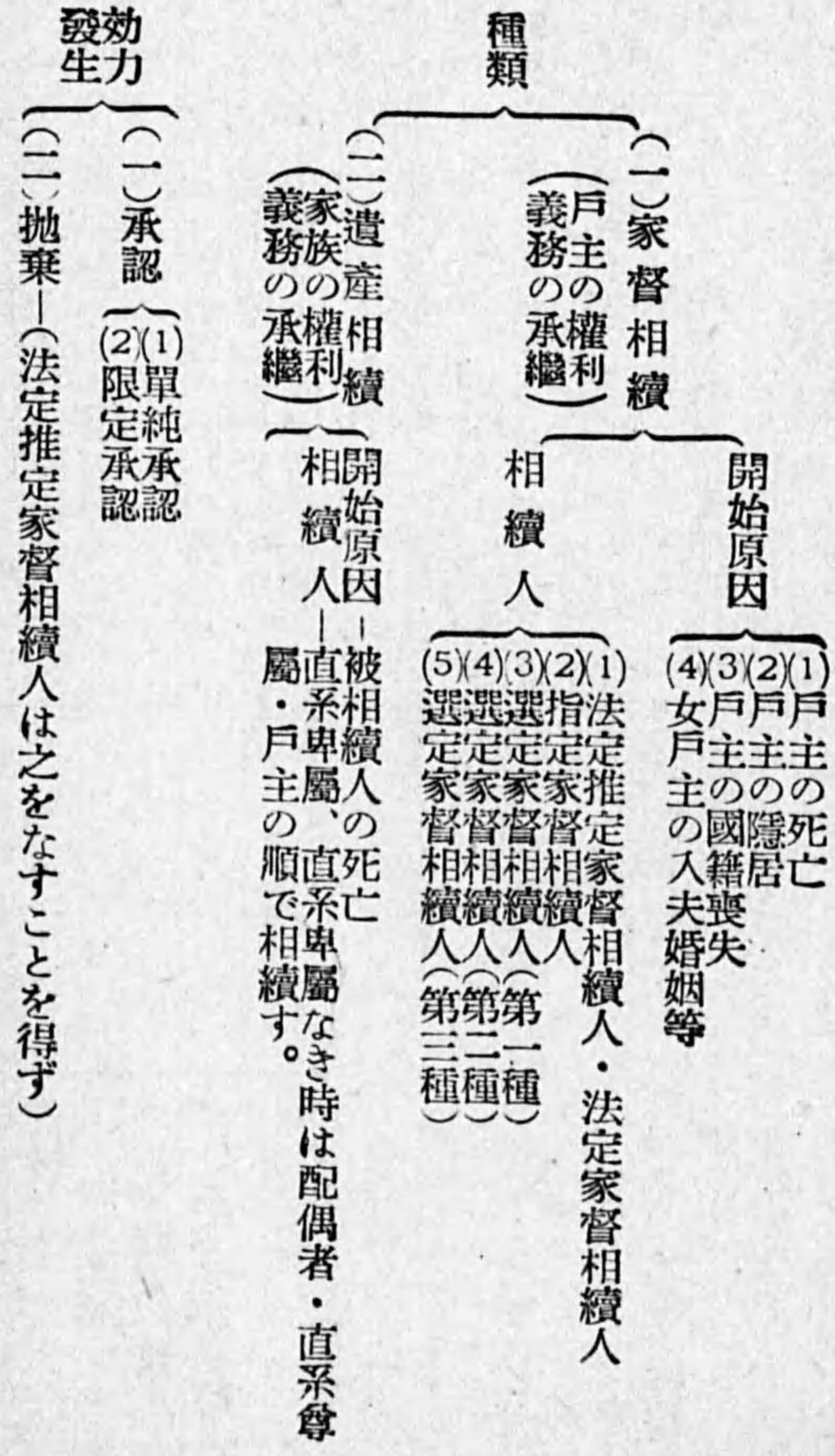
内地婚姻及離婚件數累年

	婚姻數		離婚數		
	件數	人口 千=付	件數	人口 千=付	婚姻 千=付
明治 32	297 372	6.72	66 545	1.50	223.8
41	461 254	9.35	60 226	1.22	130.6
大正 6	447 970	7.99	55 812	1.00	124.6
昭和 1	502 847	8.31	50 119	0.83	99.7
5	506 674	7.86	51 259	0.80	101.2
6	496 574	7.60	50 609	0.77	102.0
7	515 270	7.77	51 437	0.78	99.9
8	486 058	7.23	49 282	0.73	101.4
9	512 654	7.52	48 610	0.71	95.2
10	556 730	8.04	48 528	0.70	87.3
11	549 116	7.82	46 167	0.66	84.0

婚姻年齡別(内地)

(昭和 年)





相續

婚姻の年齢 (内地)

(昭和11年) (單位 千人)

年齢別	夫	妻	年齢別	夫	妻
14歳未満		15.0	35—39歳	32.4	14.8
15—19歳	5.0	72.5	40—49同	28.4	13.6
20—24同	127.4	301.9	50—59同	11.7	5.5
25—29同	255.8	109.6	60歳以上	5.0	1.5
30—34同	83.4	29.7	計	549.1	549.1

年齢別配偶關係別人口

(昭和5年) (單位 千人)

年齢	男			女		
	未婚	有配偶	死別及離別	未婚	有配偶	死別及離別
0—14	11 780	—	—	11 722	—	—
15—19	3 247	35	0	2 654	328	9
20—24	2 238	547	25	900	1 682	60
25—29	228	1 722	59	171	2 050	92
30—34	170	1 905	74	63	1 774	106
35—39	69	1 674	70	34	1 583	112
40—44	45	1 595	98	20	1 421	203
45—49	28	1 413	117	16	1 225	304
50—54	27	1 259	152	16	1 035	378
55—59	9	961	146	17	712	449
60—64	9	653	142	7	111	470
65—69	6	410	170	7	226	446
70以上	9	399	303	7	190	872
計	17 865	12 573	1 356	15 634	12 637	3 501

### 家督相續の順位

#### 前戸主の家族中に

- (1) 嫡出男子あればその中の年長者
- (2) 嫡出男子なきときは庶男子中の年長者
- (3) 庶男子なきときは嫡出女子中の年長者
- (4) 嫡出女子なきときは庶女子中の年長者
- (5) 若し前戸主女子なりしときは私生男子中の年長者
- (6) 私生男子なきときは私生女子中の年長者

#### 家族たる子なきとき

- (7) 前戸主生前に、又は遺言を以て指定したる者
- (8) (7)もなきときは前戸主の父又は母又は親族會が家女たる配偶者、兄弟、姉妹家女以外の配偶者、兄弟姉妹の直系卑屬中より選定したる者
- (9) (8)もなきときは前戸主の父、母、祖父、祖母等が相次ぎ逆相續をなす
- (10) (9)もなきときは前戸主の親族、家族、分家の戸主又は本家若しくは分家の家族中より親族會が選定したる者
- (11) 最後に親族會は他人を家督相續人に選定し得

備考
(1)(2)(3)(4)(5)(6)を
法定家督相續人
(7)を指定家督相續人
(8)(9)(10)(11)を選定家督相續人と云ふ

### 法定推定家督相續人の缺格及び廢除

#### 缺格者

- (1) 被相續人又は先順位者を殺し又は殺さんとし處刑された者
- (2) 被相續人の遺言に關し不正の行爲ありし者(民九六九)

以上の事由に該當する者は裁判により家督相續順位より廢除することを得

#### 廢除

- (1) 被相續人に對する虐待、侮辱
- (2) 身體又は精神の障礙
- (3) 處刑による家名の汚辱
- (4) 浪費
- (5) その他正當の事由
- (6) 被相續人の遺言により

(民九七五及び九七六)

### 分留遺

意義 — 相續人に當然遺留すべき相續財産の割合

- (1) 法定家督相續人たる直系卑屬は被相續人の財産の半額 (民二三〇)
- (2) 其の家督相續人は三分の一
- (3) 遺産相續人たる直系卑屬は半額 (一一三二)
- (4) 配偶者及び直系尊屬は三分の一 (一一三一)
- (5) 遺言が右の制限を越えたる場合はその分丈の減殺を請求し得 (民一一三四)

### 遺相産

相續人の順位  
(1) 直系卑屬  
(2) 配偶者  
(3) 直系尊屬  
(4) 戸主  
(その家に在ると否とを問はず) (民九九六)

相續分

- 意義 — 相續人數人ある場合相續財産は共有とし各相續人の分前を相續分といふ (民一〇〇二)
- 割合
  - (1) 同順位間に於ては等しく
  - (2) 庶子、私生子だけは嫡出子の半分
  - (3) 被相續人は遺言により各相續人の相續分を定め或はその決定を他人に委託することを得 (民一〇〇六)

### 相續の承認と 棄抛と

承認 — 單純承認 — 無條件承認

限定承認 — 相續によりて得たる財産の限度に於てのみ被相續人の債務及び遺贈を辨濟する旨の制限を付したる承認  
限定承認を爲す相續人は三ヶ月以内に財産目録を裁判所に提出その旨を述べ同時に債權者、受遺者にも公告するを要す (民一〇二六、一〇二九)

拋棄 — 相續人たることの否認、三ヶ月以内に裁判所へ申立を要す (民一〇一七、一〇二〇、七四四)

### 遺言

1 滿十五歳以上の者は何人も遺言を爲す事を得  
2 遺言は必ず書面たる事を要す

3 方式

- 普通方式
  - 1 遺言者が全文日附氏名を自書して捺印するもの
  - 2 公證人に趣旨を口述作成せしむる公正證書
  - 3 密封の遺言を公證人に示し公證せしむる秘密證書
- 特別方式 — 死亡の危急に迫つた者傳染病の爲交通遮斷の場所にある者、從軍中航海中の者等の間に認められるもの

4 遺言書の保管者は相續開始を知るや直ちに裁判所の檢印を求むるを要す

相續税賦課額 (昭和10年)

	家 督		遺 産	
	人 員	税 額	人 員	税 額
千 圓	—	—	12 029	132 386
千 圓	1 935	48	40 620	953
一 萬 圓	16 667	601	4 202	359
一 二 萬 圓	8 252	654	1 719	327
一 三 萬 圓	2 520	384	568	203
以 下				
四 萬 圓	1 153	280	255	136
五 萬 圓	680	248	168	149
七 萬 圓	745	446	142	208
十 萬 圓	524	589	89	212
十 五 萬 圓	398	855	50	236
二 十 萬 圓	186	716	29	224
三 十 萬 圓	151	1 058	25	235
四 十 萬 圓	79	1 006	7	80
五 十 萬 圓	44	746	9	129
七 十 萬 圓	43	1 282	8	387
百 萬 圓	34	1 482	3	279
二 百 萬 圓	25	2 397	1	172
三 百 萬 圓	10	1 909	—	—
五 百 萬 圓	4	1 720	—	—
五 百 萬 圓 以 上	7	29 892	—	—
計	33 458	46 322	59 921	4 429

戸 籍

記載事項

(1)本籍  
(2)族稱  
(3)各人の生年月日  
(4)入籍の事由  
(5)相互の續柄

等を記載各家の構成と家に屬する各人の身分關係とを明にす、市町村長事務を管掌す

戸籍簿

一戸毎に編成されたる戸籍を地番號順に綴じたるもの  
正本—市役所又は町村役場に備付け  
副本—監督區裁判所に保存す

戸籍簿の閲覧

手数料を納付して之が請求をなすを得

戸籍謄本又は抄本の交付

戸籍は身分關係の重要な公知公證の記録にして兵役、納税、選舉その他諸般の關係の原據なれば戸籍法上届出を要する事件の發生に際しては須く敏速、正確、眞實を期すべきである

寄留届

九十日以上本籍外の一定の場所に居住する目的を以て住所又は居所を定めた者は十四日以内に寄留届を提出するを要す

戸籍法摘要 届出に付ての通則(1)

場所—届出は届出事件の本籍地又は届出人の所在地に於て爲すを以て通則とす

法—届出は書面又は口頭を以て之を爲すことを得

届口 出頭 口頭を以て届出を爲すには、届出人、市町村役場に出頭し届書に記載すべき事項を陳述することを要す若し自身出頭すること能はざる時は代理人を以て届出を爲すことを得

届出人

- (一) 届出を爲すべき者が未成年者又は禁治産者なるときは親權を行ふ者又は後見人を届出義務者とす但し出生死亡其他單純の事實に關する届出は未成年者又は禁治産者も爲すことを得
- (二) 無能力者が其法定代理人の同意を得ずして爲すことを得べき行爲に付ては無能力者之を届出づることを得

通 數

二箇所以上の市町村役場に於て戸籍の記載を爲すべき場合に於ては市町村役場の數と同數の届書を提出することを要す若し本籍地外に於て届出を爲すときは右の外尙ほ一通の届書を提出すること

戸籍法摘要 届出に付ての通則(2)

期 間

届出期間は届出事件發生の日より之を起算す裁判確定の日より期間を起算すべき場合に於て裁判が送達又は交付前確定したるときは其送達又は交付の日より起算す○期間經過後の届出と雖市町村長は之を受理することを要す

證明書  
請求  
本並  
覧抄  
求

- (一) 届出人は届出の受理不受理の證明書を請求することを得但し受理の證明書を請求する場合には手数料(十五錢)を納むることを要す
- (二) 利害關係人は手数料十五錢を納付して届書其他受理せられたる書類の閲覽を請求又は其書類に記載したる事項に付證明書を請求することを得若し特別の理由ある時は監督區裁判所に送付済に係る同上書類に付ても亦閲覽を請求する事を得
- (三) 戸籍簿の閲覽は一回につき十五錢戸籍の謄本・抄本の交付は一枚につき十五錢の手敷料を納付して之を請求することを得又手数料の外に郵送料を納付して謄本又は抄本の送付を請求することを得

戸籍法摘要 届出に付ての通則(3)

制 裁

(1) 正當の理由なくして期間内に爲すべき届出又は申立を爲さざる者は十圓以下の過料に處せらる (2) 戸籍法第六十四條の規定に依り市町村長が期間を定めて届出又は申請を催告したる場合に於て正當の理由なくして其期間内に届出又は申請を爲さざる者は二十圓以下の過料に處せらる (3) 戸籍の記載を要せざる事項に付虚偽の届出を爲したる者は一年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處せらる

抗 告

(1) 戸籍事件に付市町村長の處分を不當とする者は市役所町村役場の所在地を管轄する區裁判所に抗告することを得 (2) 裁判所は抗告を理由なしとするときは之を却下し理由ありとするときは市町村長に相當の處分を命ずることを得 (3) 抗告裁判所の決定に對しては法律に違背したる裁判なることを理由とするときに限り非訟事件手續法の規定に従ひて抗告を爲すことを得るも其抗告裁判所の裁判に對しては不服を申立るを得ず

捺 署  
印 名

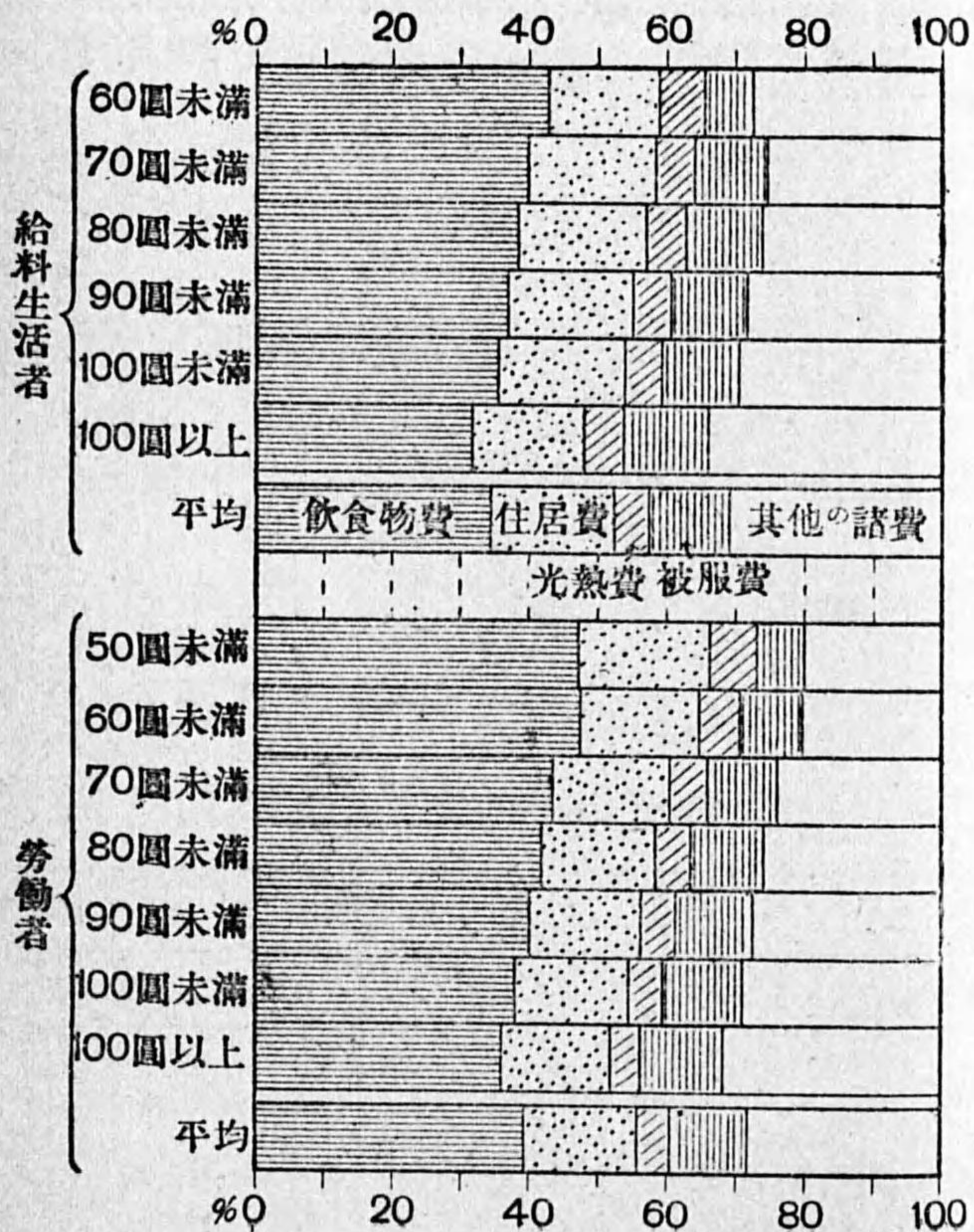
届出人其他の者が署名捺印すべき場合に於て印を有せざるときは署名するを以て足る、署名すること能はざるときは氏名を代署せしめ捺印するを以て足る、署名すること能はず且印を有せざるときは氏名を代署せしめ捺印するを以て足る

戸籍法摘要 届出の種類(4)

- |            |              |              |           |
|------------|--------------|--------------|-----------|
| 1 嫡出子出生届   | 12 同(11)失權宣告 | 24 同(23)廢除取消 | 33 分家届    |
| 2 庶子出生届    | 取消届          | 届            | 34 廢家再興届  |
| 3 私生子出生届   | 13 後見開始届     | 25 指定家督相續人   | 35 絶家再興届  |
| 4 棄兒發見申出   | 14 後見人更迭届    | 死亡届          | 36 歸化届    |
| 5 私生子認知届   | 15 後見終了届     | 26 入籍届       | 37 國籍喪失届  |
| 6 養子縁組届    | 16 保佐開始届     | 27 離籍届       | 38 國籍回復届  |
| 7 養子縁組取消届  | 17 保佐人更迭届    | 28 離籍に因る一家   | 39 氏名變更届  |
| 8 養子離縁届    | 18 保佐終了届     | 創立届          | 40 族稱變更届  |
| 9 婚姻届      | 19 隱居届       | 29 復籍拒絶届     | 41 鸚爵届    |
| 10 離婚届     | 20 死亡届       | 30 復籍拒絶に因る   | 42 族稱喪失届  |
| 11 父失權又は管理 | 21 失踪宣告届     | 一家創立届        | 43 就籍届    |
| 權喪失の宣告を    | 22 家督相續届     | 31 廢家届       | 44 戸籍訂正申請 |
| 受け母其權利を    | 23 推定家督相續人   | 32 絶家に因る一家   |           |
| 行ふに付ての届    | 廢除届          | 創立届          |           |

### 本邦家計費實支出費途別割合

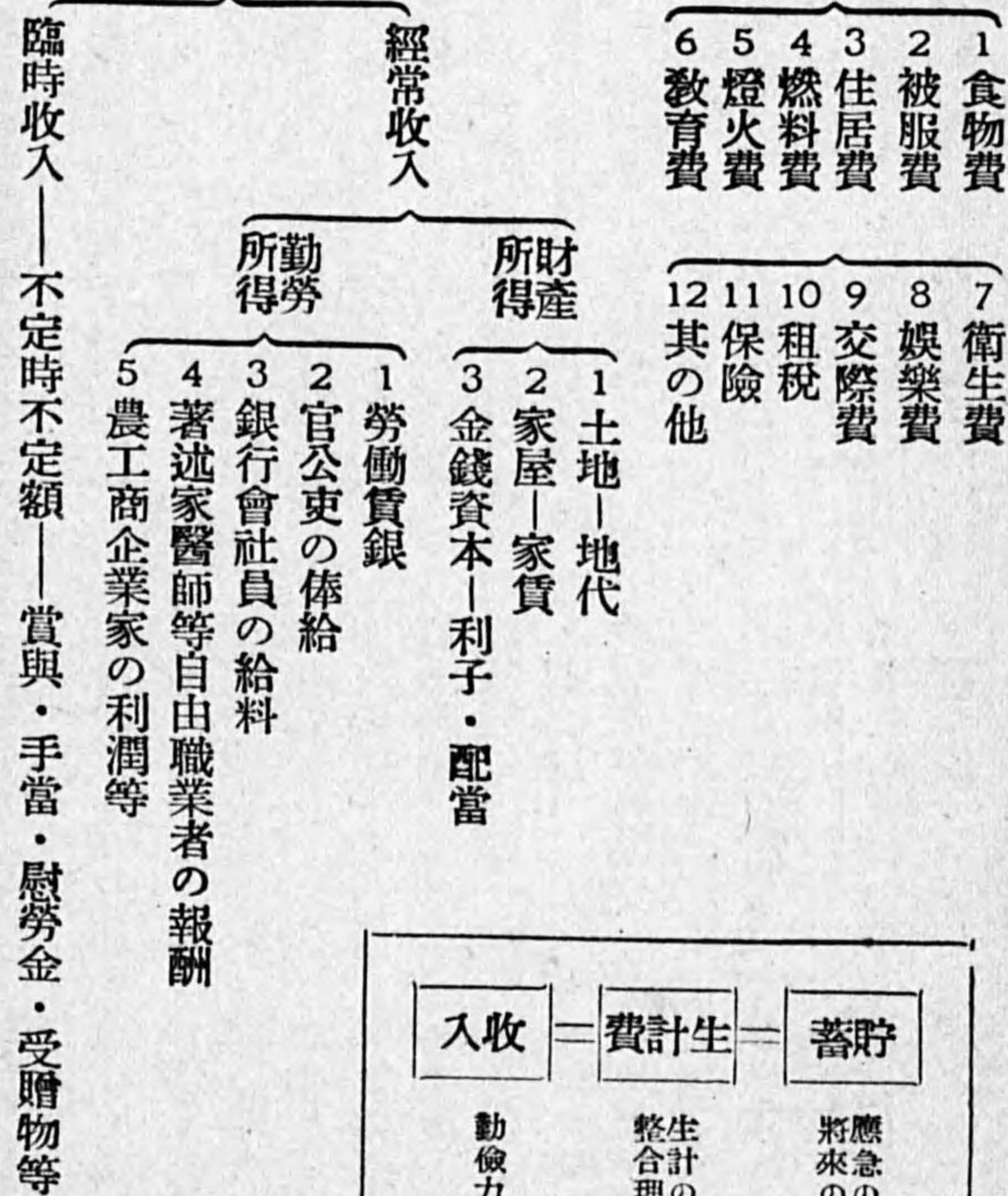
(昭和 10—11 年)



### 一家の収入

### 生費

### 目計





本邦家計費調査

(昭和10年9月-11年8月迄、平均一ヶ月)

	給料生活者	労働者
总收入.....	97.64	86.99
勤勞收入.....	88.22	81.06
其他の收入.....	9.42	5.93
总支出.....	86.89	76.65
飲食物費.....	29.89	30.30
住居費.....	15.54	12.43
光熱費.....	4.47	3.74
被服費.....	10.10	8.58
其他.....	26.89	21.60

左表の家計費は内閣統計局が、平均50圓以上100圓未満の月收入ある世帯1671世帯に就いて調査せるもの地域は札幌、仙臺、東京、金澤、名古屋、大阪、廣島、徳島、八幡、長崎の十市。實收入とは勤勞收入、財産收入、受贈等。其他の收入及其他の支出は繰越貯金無盡、保險、貸金、質、負債、掛買等に關するもの。

本邦私人所得内譯

	大正 8	昭和 1	〃 5
農林業.....	3 422	2 519	1 575
水産業.....	185	206	152
鑛業.....	257	187	143
工業.....	2 216	2 861	2 431
交通業.....	683	653	645
商業.....	1 959	2 167	1 774
自由業.....	535	1 121	1 096
政府ヨリノ所得.....	549	1 215	1 411
地代及賃貸料.....	599	674	651
其他.....	36	— 48	— 91
計.....	10 432	11 532	9 786

其他に負數を生ずるは控除すべき金額の方が多くなる爲である。

本邦家計實支出費途別割合 %

(昭和10-11, 一ヶ月平均)

	實支出額	飲食物費	住居費	光熱費	被服費	其他
給料生活者	60圓未満.....	42.89	16.00	6.68	6.84	27.59
	70圓 // .....	39.92	18.37	5.65	10.62	25.44
	80圓 // .....	38.42	18.65	5.71	10.90	26.32
	90圓 // .....	36.92	18.12	5.64	10.98	23.34
	100圓 // .....	35.39	18.45	5.49	11.12	29.55
	100圓以上.....	31.71	17.39	4.68	12.30	33.92
平均.....	34.40	17.89	5.14	11.62	30.95	
労働者	50圓未満.....	47.21	19.13	6.83	6.94	19.89
	60圓 // .....	47.56	17.05	5.87	9.05	20.47
	70圓 // .....	43.53	16.85	5.62	10.14	23.86
	80圓 // .....	41.87	16.39	5.19	10.58	25.97
	90圓 // .....	40.16	16.01	4.95	11.25	27.63
	100圓 // .....	38.12	16.46	4.76	11.56	29.10
100圓以上.....	36.18	15.74	4.31	11.94	31.83	
平均.....	39.53	16.22	4.88	11.19	28.18	

列國労働者家計實支出費途別割合 %

	調査年(昭和)	飲食物費	住居費	光熱費	被服費	其他
日本.....	7-8	35.58	17.22	4.53	12.35	30.32
米國.....	4	33.4	27.8	6.0	12.5	20.3
獨逸.....	2-3	46.3	14.2	3.7	13.0	22.8
諾威.....	//	44.3	14.4	4.8	13.6	22.9
印度.....	1	57.6	12.9	7.0	9.5	12.7
波蘭.....	2-4	63.2	6.6	4.6	12.9	12.7

債權の發生

- (1) 契約・(2) 事務管理・(3) 不當利得
- (4) 不法行爲に對する損害賠償請求權

なすもの

(四) 債權的財産—相手方に行爲・不行爲を要求する權利即ち債權が財産の内容を

(三) 物權的財産—物を直接に支配する權利・即ち物權が財産の内容をなすもの  
民法に認められたる物權の種類

占有權・所有權・地上權・永小作權・地役權・入會權・留置權・先取特權・  
質權・抵當權等

(二) 無體財産—著作權・特許權・實用新案權・商標權

(一) 有體財産—(イ) 不動産—土地及びそれに定着する建物・立木等

(ロ) 動産—不動産以外の物及び記名債權(無記名の公債證書

・乗車券・商品券等は動産と認められず。

財産の種類

本邦の國富及國民所得

	國富 總額	國民 所得	所得ノ國 富ニ對スル	一世帯當 リ所得	一人當 リ所得
	百萬圓	百萬圓	%	圓	圓
明治38	22 589.7	1 233.0	5.4	125	26
43	29 429.8	2 050.8	7.0	202	42
大正 2	32 043.1	2 334.9	7.3	216	45
6	45 696.3	2 874.8	6.3	255	53
8	86 077.1	5 911.8	6.9	518	103
13	102 341.6	12 882.8	12.6	1 061	221
昭和 5	110 188.0	10 635.8	9.7	837	165

列國々民所得

(一家及び一人當りの一ヶ月所得)

	家族 平均 人員	収入額	1930年のド ル價に換算(單位弗)	
			一家收入	家族一 人當り
日本.....	4.2	102 圓	44.35	10.56
支那.....	4.6	17.21 ドル	10.29	2.24
印度.....	4.0	44.5 ルーピー	14.69	3.67
獨逸.....	4.2	272 マルク	60.63	14.43
芬蘭.....	4.6	1 409 マルツカ	30.95	6.73
諾威.....	4.5	362 クローネ	89.42	19.87
瑞典.....	4.5	297 クローナ	73.46	16.32
瑞西.....	5.5	453 フラン	81.63	14.85
チエツコ.....	4.2	2 289 コルーナ	64.45	15.32
白耳義.....	4.6	1 331 フラン	36.86	8.02
米國.....	4.5	143 ドル	143.00	31.80

各種時効

民法上の時効には消滅時効と取得時効とある、前者は一定時日の経過により、免責の主張をなし得るもの、後者は夫々の権利を取得するものである。

消滅時効	(國の債權・債務に特有なもの)	國債仕拂請求權	(元金)	十年
		通用廢止貨幣引換請求權	(元金)	五年
		郵便料金納入請求權	(元金)	三月
		電信、電話料金請求權	(元金)	六月
		郵便爲替金に對する權利	(元金)	六月
		郵便貯金及郵便局の保管に係る證券に關する權利	(元金)	三年
		郵便貯金拂出金に關する權利	(元金)	三年
		罰金	(元金)	三年
		科料及沒收	(元金)	一年
人民の國に對する支拂請求權				五年
國の人民に對する請求權				五年
恩給請求權				七年
關稅徵收權				二年
關稅誤納に因る請求權				二年
整理公債支拂請求權	(元金)			十五年
大藏省證券仕拂請求權	(元金)			十五年
海軍公債證書仕拂請求權	(元金)			十五年
保管金拂戻請求權	(元金)			五年

消滅時効 (民法の規定によるもの)

一般の債權		十年
定期金債權	(第一回の辨濟期より最後の辨濟期より)	二十年
	年又は之より短い時期を以て定めたる金銭其他の物の給付を目的とせる債權	五年
醫師產婆及藥劑師の治術・勤勞及調劑に關する債權		三年
技師請負師の工事に關する債權		三年
辨護士執達吏公證人の職務に關する債權		二年—三年
生産者卸賣商人小賣商人が賣却した產物及び商品の代價・職人及び製造人の仕事に關する債權		二年
生徒及び習業者の教育、衣食及び止宿の代料に關する校主・塾主・教師及び師匠の債權		二年
月又は之より短い時期を以て定めたる雇人の給料		一年
勞力者及び藝人の賃金並に其の供給した物の代價		一年
運送賃、旅店・料理店・貸席及び娛樂場の宿料・飲食料・席料		一年
木戸料、消費物代價並に立替金		一年
動産の損料		一年
不法行爲による損害賠償請求權	損害を知れる時より	三年
	不法行爲の時より	二十年

消滅時効 (商法の規定によるもの)	
商行爲に因り生じたる債權	五年
運送取扱人の委託者・又は荷受人に對する債權	一年
旅店・飲食店・浴場・其の他客の來集を目的とする場屋の主人の物品に對する責任	一年
質入證券所持人の預證券所持人に對する請求權	一年
質入證券所持人の質入證券裏書人に對する請求權	六月
質入證券裏書人のその前者に對する請求權	六月
寄託物の滅失・毀損に因り生じたる倉庫業者の責任	一年
保險金額支拂の義務及保險料	一年

返還の義務	二年
保險料支拂の義務	一年
引受人・約束手形の振出人に對する債權	三年
所持人の其の前者に對する償還請求權	一年
裏書人の其の前者に對する償還請求權	一年
船長の船舶所有者に對する債權	一年
船舶所有者の傭船者・荷送人又は荷受人に對する債權	一年
海損債權	一年
共同海損債權	一年
(其の他の法律の規定によるもの)	一年
運賃の請求權	一年

取得時効	十年
不動産の取得時効	十年
所有權以外の財産權に就いての取得時効	十年乃至二十年
利息制限法	
別段の定めなき時	
(イ)民事取引	年五分
(ロ)商取引	年六分
別段の定めある時は	
下記の制	
限による	
百圓以下	年一割五分
百圓—千圓	年一割二分
千圓以上	年一割
借地・借家	
東京・京都・大阪・横濱・神戸・名古屋	

屋の各市及び其等の隣接地區の所に於ては借地・借家法施行せられ、此の法規と異なる約束として賃借人に不利なものは無効とす。左に其の重なるものを記載す。

借地の場合

(一)石造・土造・煉瓦造鐵筋コンクリト造等堅固な建物の借地關係は六十年其の他の建物の場合は三十年とす

(二)借地期限満了後も借地人は地主に對して契約の更新を請求することを得

(三)若し地主が之に應ぜざる時は建物其他一切を時價にて買取らしむることを得但地代滞納の場合此の限に非ず

- (四) 契約を以て更新する場合は更新の時より起算し堅固な建物は三十年其の他の建物は二十年とす。
- (五) 第三者が建物其の他の附屬物を取得せる場合は地主が若し第三者に借地を承諾せざる場合は、建物其の他の附屬物を時價で賣取ること
- (六) 借地期間最後の二箇年分の地代に對しては、地主は其の借地の建物に對し先取特權を有す。
- (七) 借地權の消滅後土地使用を繼續する場合、地主が遲滞なく異議を稱へざれば、前契約と同一の條件にて更に借地權を設定せるものと看做される。

借家の場合

- (一) 家主が其の所有家屋を賣却せる場合は、借家人は新家主に對して賃借權を主張することを得るものとす。但家賃を滞納し居る時は此限非ず。
- (二) 家主が借家人に對し、明渡を要求するには六ヶ月前に之をなすことを要す。但し家賃の滞納ある時は此の限に非ず。
- (三) 借家人が家主の合意を得て造作をなしたる時は、家屋明渡の際借家人は、家主に對し時價で之を買取らしむる權利を存す。
- (四) 賃貸借の期間滿了後、賃借人が繼續して使用する場合は、家主は遲滞なく異議を述べざれば、前と同一の條件を以て更に賃貸借をなしたるものと看做さる。

貯蓄手段の種類

- (一) 郵便貯金
  - (1) 通常貯金 (十錢以上二千圓迄を限度とし定期と不定期あり)
  - (2) 切手貯金 (一定の臺紙に切手を貼付一定額に達したるとき郵便局にて通常貯金に組入れるもの)
  - (3) 證券貯金 (各種公債・勸業銀行債券等を預入れるもの)
- (二) 信用組合預金
- (三) 銀行預金
  - 普通銀行
    - 1 定期預金
    - 2 當座預金
    - 3 小口當座預金
  - 貯蓄銀行
    - 貯蓄預金
- (四) 信託會社への信託
- (五) 株式投資
- (六) 保險(特に生命保險)
  - (1) 終身保險
  - (2) 養老保險
  - (3) 簡易保險
  - (4) 郵便年金

(政府が管掌し、保險金額最高四百五十圓最低二十圓、保險料は細分月掛とす)  
 (一定年月掛金をなし五十歳以後の支拂開始期より最高年額二千四百圓を受く)
- (七) 直接投資

自治團體の種類

1 地方團體

- (一) 普通團體 (北海道、府縣、市町村)
- (二) 特別團體 (學區、府縣組合、市町村組合、市町村内の區)

2 公共組合

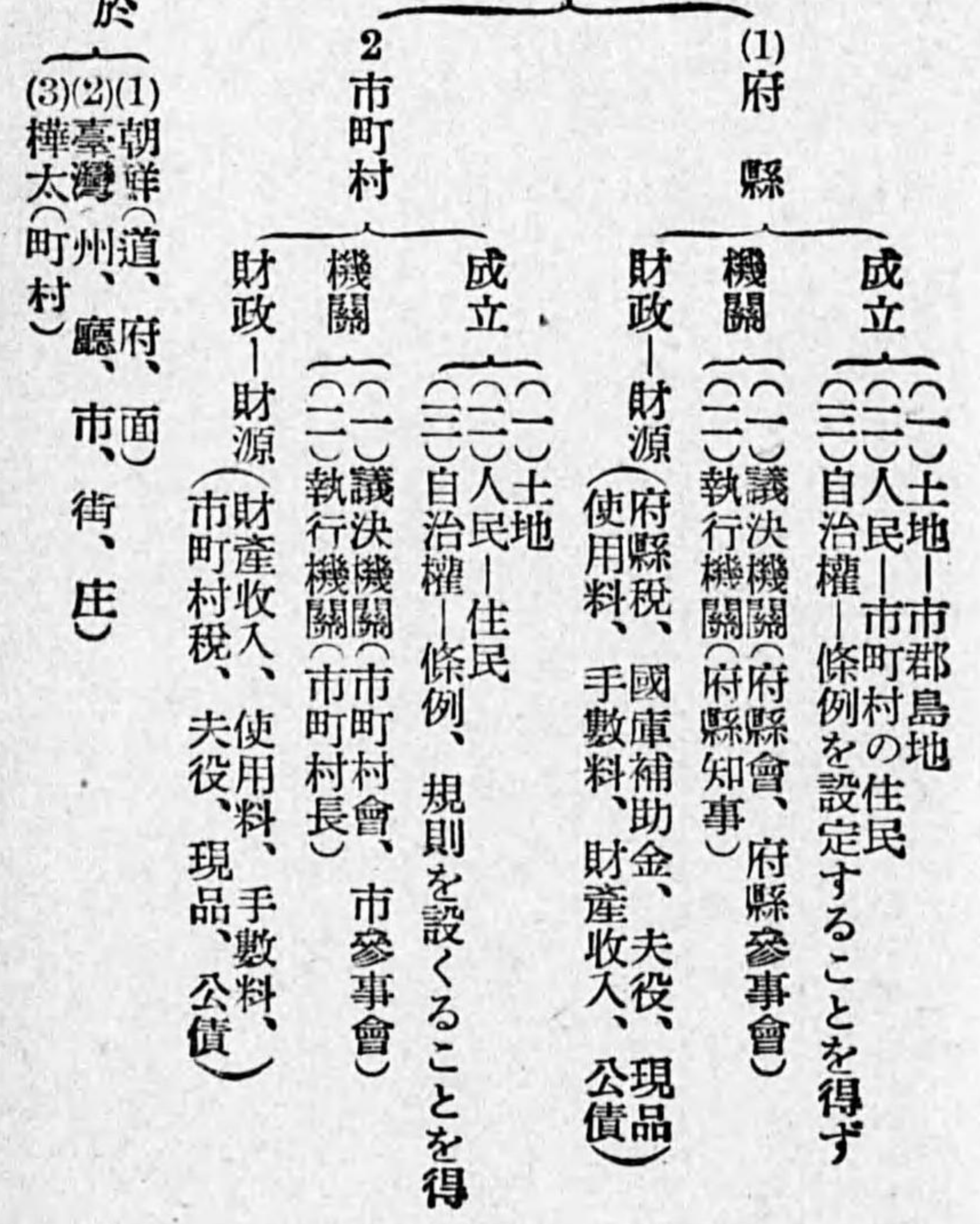
- (一) 土地に關する組合 (水利組合、北海道土功組合、耕地整理組合、森林組合等)
- (二) 同業者の組合 (重要物産同業組合、畜産組合、漁業組合等)
- (三) 産業發達の爲にする組合 (商工會議所、農會、水産會等)
- (四) 健康保險組合

3 營造物法人 (産業組合中央金庫、神社等)

地方團體

内地に於けるもの

新領土に於けるもの



### 郡市町村數 (二)

(昭和11年4月)

地方	郡	市町村			
		總數	市	町	村
京都	18	231	1	27	203
大阪	7	221	3	29	189
兵庫	25	403	5	70	328
奈良	10	151	1	29	121
和歌山	7	215	3	28	184
鳥取	6	177	2	18	157
島根	16	273	1	26	246
岡山	19	384	3	61	320
廣島	16	400	4	56	340
山口	11	218	4	31	182
徳島	10	137	1	38	98
香川	7	174	2	22	150
愛媛	12	269	4	33	232
高知	7	190	1	28	161
福岡	19	310	10	49	251
佐賀	8	125	2	20	103
長崎	9	185	2	27	156
熊本	12	346	1	43	302
大分	12	246	3	33	210
宮崎	8	95	3	20	72
鹿兒島	12	140	1	40	99
沖繩	5	56	2	4	50
總計	627	11 511	129	1 720	9 662
昭和 1	633	12 007	101	1 536	10 370
昭和 5	632	11 791	109	1 702	9 980

### 郡市町村數 (一)

(昭和11年4月)

地方	郡	市町村			
		總數	市	町	村
北海道	85	271	7	47	217
青森	8	167	3	24	140
岩手	13	237	1	28	208
宮城	16	202	2	38	162
秋田	9	236	1	53	182
山形	11	228	4	26	198
福島	17	407	3	48	356
茨城	14	380	1	54	325
栃木	8	177	2	39	136
群馬	11	205	3	40	162
埼玉	9	363	4	48	311
千葉	12	338	3	85	250
東京	3	102	2	11	89
神奈川	11	175	4	36	135
新潟	16	402	4	52	346
富山	8	263	2	33	228
石川	8	198	1	27	170
福井	11	176	1	14	161
山梨	9	238	1	13	224
長野	16	387	4	30	353
岐阜	18	331	2	56	273
静岡	13	317	4	50	263
愛知	18	236	5	81	150
三重	15	131	4	35	292
滋賀	12	198	1	20	177

### 市町村公民

#### 公民の要件

- (1) 帝國臣民たること
  - (2) 年齢廿五年以上の男子たること
  - (3) 二年以上その市町村の住民たること
- 但し、精神病者、心身に著しき缺陷ある者、禁治産、準禁治産の宣告を受けし者、破産の宣告を受け復権せざる者、貧困の爲公私の救助扶助を受けし者、一定の住所を有せざる者、及び或種の犯罪者を除く又現役軍人及び之に準ずる者は市町村公務に參與することを禁ぜらる

#### 特別公民

右の要件を具備せざるも、市長、有給市參與、市助役、有給町村長及び助役、市町村収入役及び副収入役は在職中公民權を有す

#### 公民の權利

- (1) 市町村會議員區會議員選舉に參與するの權利
  - (2) 市町村名譽職(市町村長及び議員、名譽職吏員及び委員)たるの權利
- 市町村名譽職を擔任すべき義務(法定の事由なくしてこれを辭する者に對しては一年以上四年以下公民權を停止し得)

### 市町村住民の權利義務

#### 權利

市町村財産たる土地、山林、原野等の不動産又は動産及び企業より生ずる利益に均霑し  
市町村營造物たる病院、學校、圖書館等を平等に利用し得

#### 義務

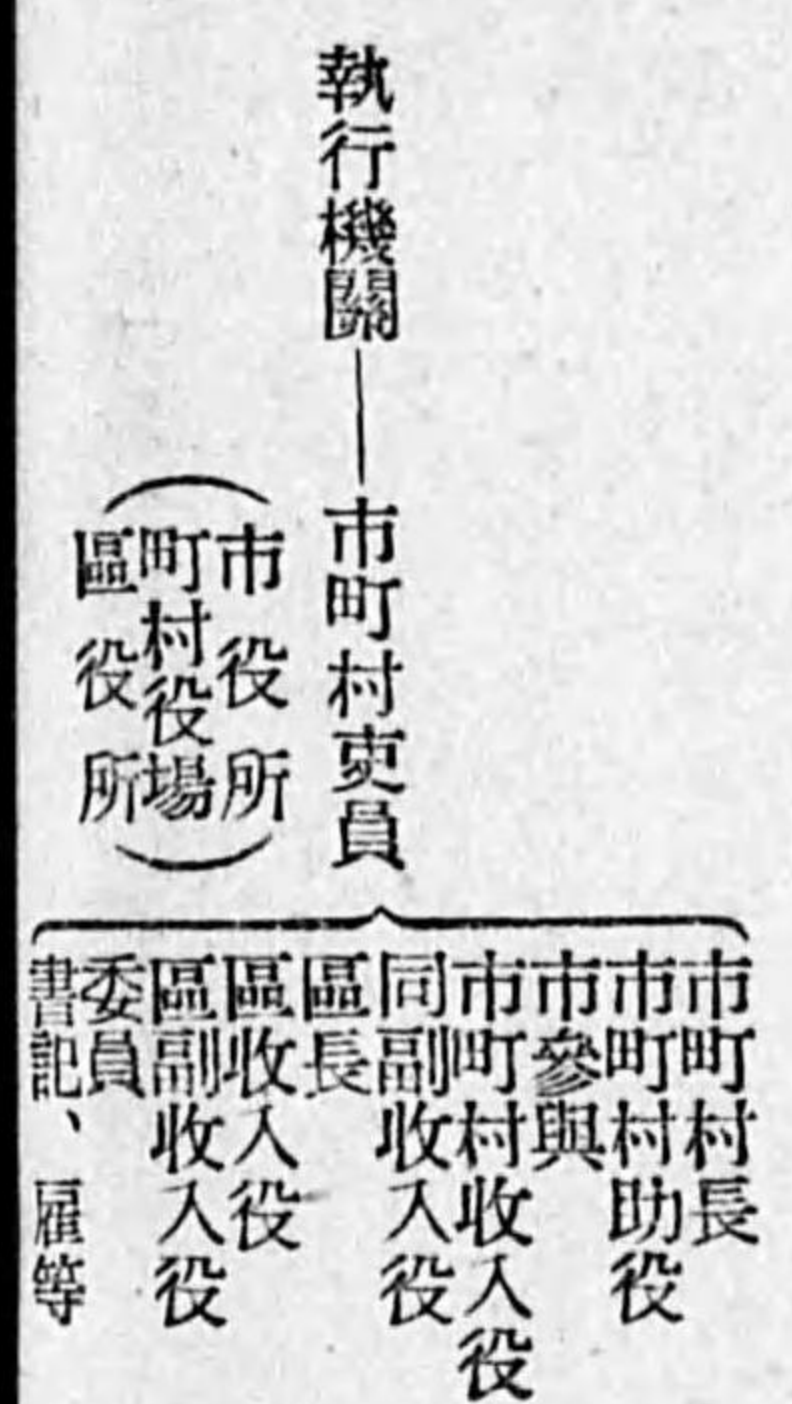
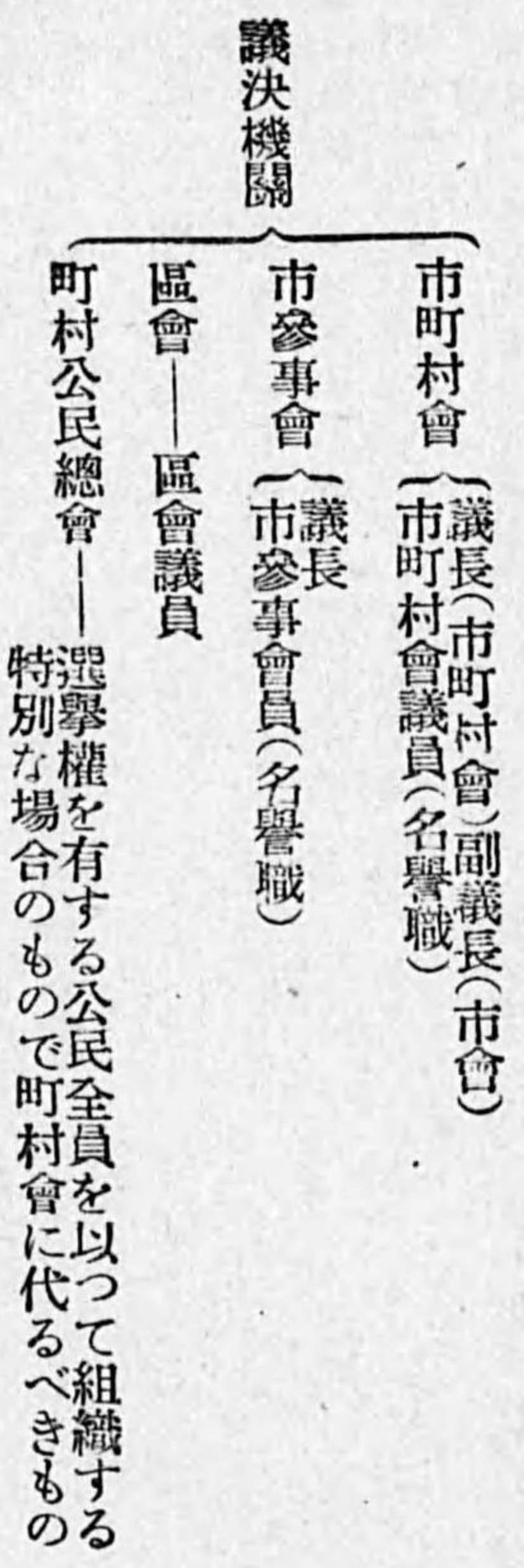
市町村税を初め受益者負擔其の他の公課負擔の義務あり

### 市町村公民の名譽職を辭し得る場合

- (1) 疾病に罹り公務に堪へざる者
- (2) 業務の爲め常に市町村内に居ることを得ざる者
- (3) 年齢六十歳以上の者
- (4) 官公職の爲め市町村の公務を執ることを得ざる者
- (5) 四年以上市町村名譽職吏員、名譽職參事會員、市町村會議員又は區會議員の職に任じ爾後同一の期間を経過せざる者
- (6) その他市町村會の議決により正當の理由ありと認むる者



市町村の自治機關



市町村會府縣會議員定數

市會議員定數

- (1) 人口五萬未滿の市 三十人
  - (2) 人口五萬以上十五萬未滿の市 三十六人
  - (3) 人口十五萬以上二十萬未滿の市 四十人
  - (4) 人口二十萬以上三十萬未滿の市 四十四人
  - (5) 人口三十萬以上の市 四十八人
- 人口三十萬を超える市に於ては人口十萬を加ふる毎に、而して人口五十萬を超ゆる市に於ては人口二十萬を加ふる毎に、議員四人を増加

町村會議員定數

- (1) 人口五千未滿の町村 十二人
- (2) 人口五千以上一萬未滿の町村 十八人
- (3) 人口一萬以上二萬未滿の町村 二十四人
- (4) 人口二萬以上の町村 三十人

府縣會議員定數

人口七十萬未滿を三十人とし、七十萬以上百萬迄は五萬毎に一人、百萬以上は七萬毎に一人を増加

### 市町村會議員の選舉

(1) 選舉區 — 東京、京都、大阪の三都市が區を選舉區とし各一定數の議員を選舉する外一般には原則として選舉區なし

(2) 選舉人名簿 — 毎年九月十五日現在に於ける當該區域内有資格者の氏名、住所、生年月日を登録、十一月五日より十五日間一般の縦覧に供し、異議の申立あれば之を訂正し十二月廿五日を以て確定す

(3) 選舉の施行 — (1) 市町村長は選舉期日前七日目に (特定の市は廿日目迄に) 會場、日時、選舉すべき議員數を告示し、二人乃至四人の選舉立會人、投票立會人を選任  
(2) 投票 — 投票立會人立會、自記、一人一票、單記、秘密投票  
(3) 開票 — 投票終了即日又は翌日、選舉立會人立會、有効得票多數順に當選者とす

(4) 當選者はその告知を受けてより五日以内に當選を辭する旨を市町村長に申立つることを得

(4) 選舉の種類 — 總選舉、再選舉、補缺選舉、議員増員選舉  
(5) 議員の任期 — 名譽職にして四年

### 市參事會

(1) 構成 — 議員中より隔年選舉される十人乃至十五人の市參事會員  
(2) 權限 — 市會代理機關たる外、市の借入金、納税延期等を議決す

### 市町村會議

(1) 構成 — 市町村會議員 (任期四年)

(2) 議決事項 — (イ) 市町村條例、市町村規則等の法規の制定又は改廢  
(ロ) 市町村費にて支辦する事業に關する事項  
(ハ) 市町村の收入支出の豫算議決、決算報告の認定  
(ニ) 法令に規定なき使用料、手数料、市町村税等の賦課徵收  
(ホ) 市町村有不動産並に基本財産等の管理及び處分  
(ヘ) 市町村會議員選舉の紛議の決定  
(ト) 市町村長、助役等の選舉  
(チ) 市町村事務の監督、其他市町村に關する重要事項

(3) 議事手續 — (イ) 必要に應じ隨時開くことを得  
(ロ) 招集、開會、閉會は市町村長これに當る  
(ハ) 市會は正副議長各一人を互選、町村會は町村長議長となる  
(ニ) 半數の出席により會議を開き過半數にて議決す

地方議會解散一覽

議會別 解散年月日 事情

佐賀縣會	三〇・一・二六	の議長不和議員間
佐賀市會	三〇・一・八	知事不信任
姫路市會	三〇・四・九	市會對市長の不和
金澤市會	三〇・八・一八	議員の不和
東京市會	三〇・三・三	同上
東京市會	三〇・三・一〇	府知事不信任
堺市會	三〇・七・一〇	市會對參事會不和
甲府市會	三〇・三・三	同上
橫濱市會	三〇・二・九	議員の不和

宇都宮市會	二二・二〇・八	の市長不和
青森市會	二二・三・三〇	多數議員の選擧違反
和歌山市會	二二・一・八	同上
東京府會	三三・三・三	議員瀆職
那覇市會	二四・四・一〇	の市長不和
青森市會	大正 九・一〇・四	同上
佐賀市會	三六・一〇・三	同上
久留米市會	三六・四・七	糾紛
鳥根縣會	明治 三六・二・六	縣知事間の不和

市會

	會設置數	議員定數	名譽職參事會員	選舉權を有する者	議員一人に付選舉有權者
昭和 5	109	3 868	1 093	2 818 721	729
// 6	112	3 886	1 116	2 935 032	755
// 7	113	4 092	1 146	3 645 193	891
// 8	122	4 451	1 239	3 809 913	856
// 9	126	4 585	1 285	4 033 720	880

町村會

	會設置數	議員定員	選舉權を有する者
昭和 5	11 391	155 288	9 598 875
// 6	11 326	154 516	9 632 232
// 7	11 223	152 340	9 177 592
// 8	11 129	152 928	9 131 795
// 9	11 095	151 179	9 180 362

上表は町會、村會、町村組合會、町村總會を合計せるもので、上記の外北海道一級二級町村制並に島嶼町村制に據り設置の町村會は次の如し。

	會設置數	議員定員	選舉權を有する者
北海道 { 一級	116	2 346	236 707
{ 二級	148	2 199	148 486
東京村會	21	158	3 214

### 市役所、町村役場

理事機關  
〔市長（有給職を原則とす）〕 任期四年、市町村會これを選舉す  
〔町村長（名譽職を原則とす）〕

(1) 市町村會の議決を経べき事件に就き議案を提出し議決事項を執行すること

(2) 財産及び營造物を管理すること

(3) 収入支出の命令及び會計を監督すること

(4) 證書及び公文書類の保管、使用料、手数料、加入金、市町村税の賦課、徴收をなすこと

(5) 國家、府縣其他公共團體の委任事務（衆議院議員の選舉、徴兵、戶籍河川、道路、小學校、傳染病豫防、種痘、都市計畫等）を掌ること  
(6) 市町村會の議決又は選舉が權限を越え法令又は會議規則に背き又は公益に反すと認むるとき理由を示し其の反省を求め又は再選を行はしむ

### その職權

補助機關—(1) 助役、收入役、其他吏員 (2) 市參與、區長

### 市町村の事務

#### 固有事務

(一) 組織關係  
〔イ〕市町村會議員の選舉、議員定數の決定  
〔ロ〕市町村長、助役の選任、吏員の任用  
〔ハ〕有給職、名譽職の決定等

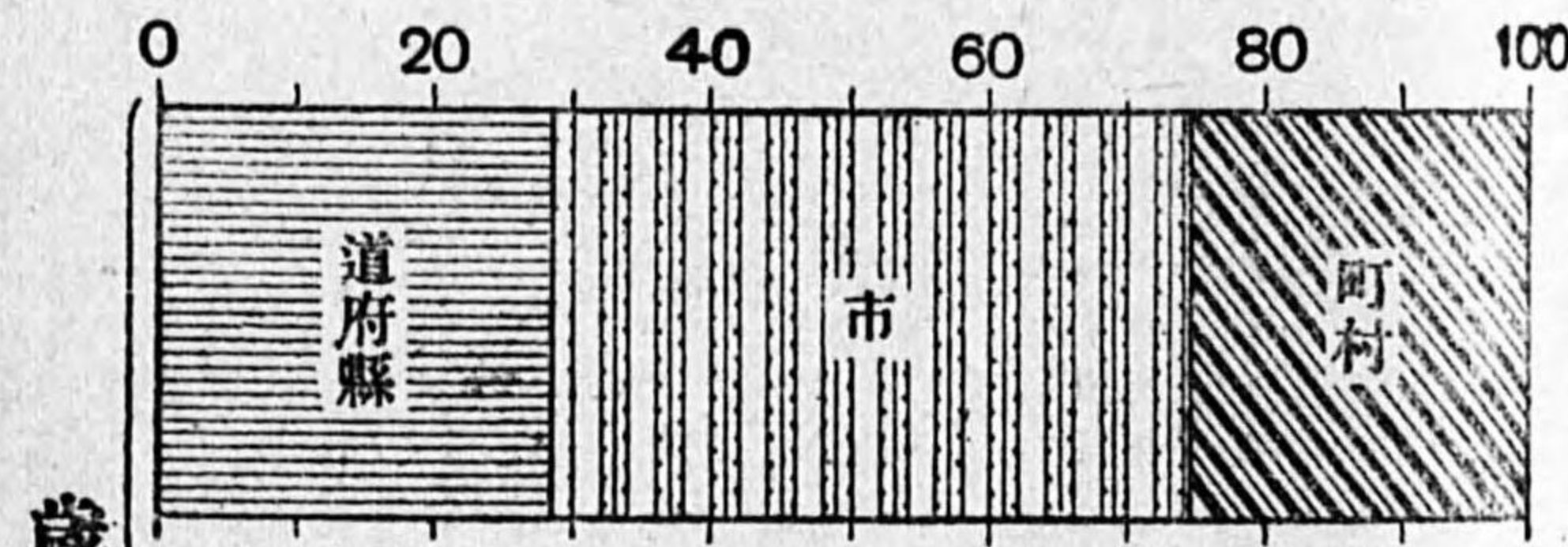
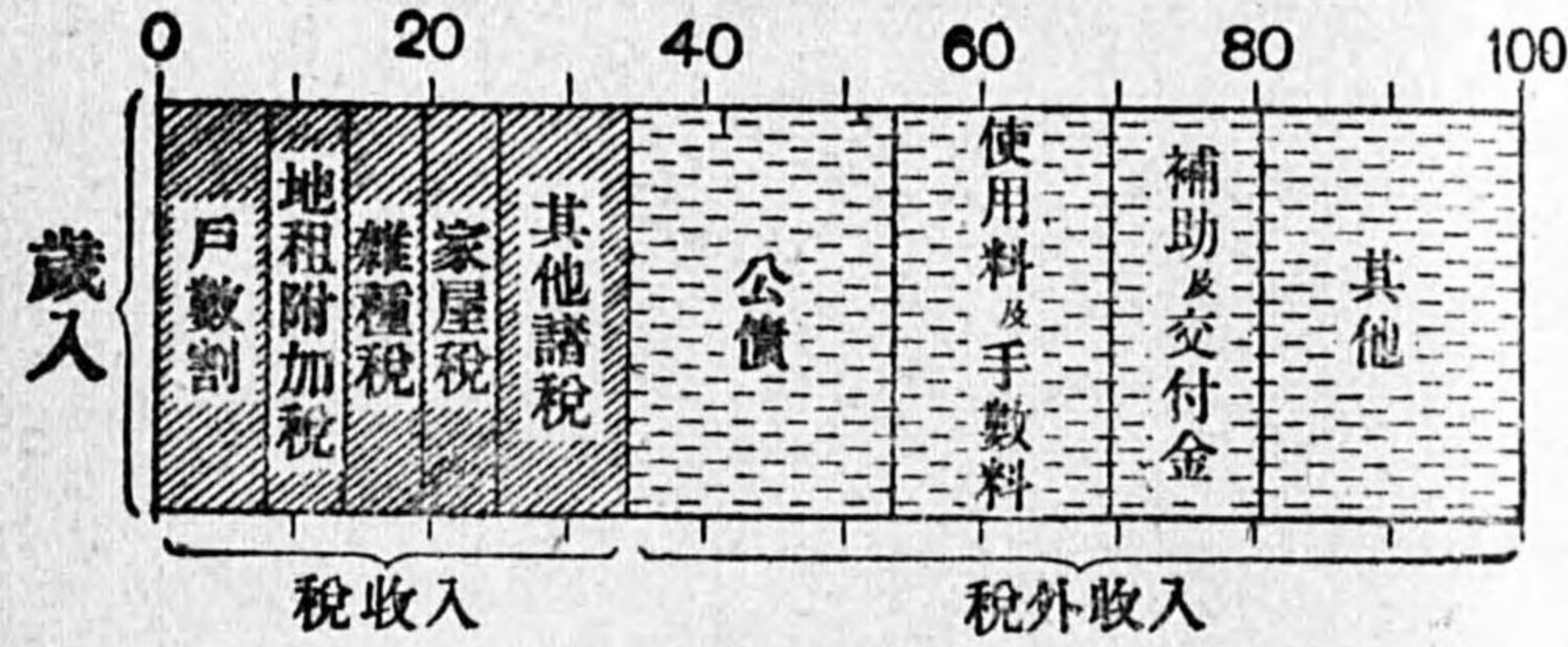
(二) 財政上の固有事務  
〔イ〕市町村財産及び事業よりの収入受納  
〔ロ〕市町村税、使用料、手数料の徴收、市町村起債等

(三) 公共的固有事務  
汚物掃除、上下水道築造、公園、公會堂、墓地、火葬場、市場、病院、衛生試驗所の設置、瓦斯電燈の供給、簡易宿泊所、授産場、住宅、公益質屋の設置等

#### 委任事務 〔法令慣習により市町村に委任されたる事務〕

(イ) 尋常小學校の設立  
(ロ) 高等小學校の設立  
(ハ) 傳染病院、隔離病舎の設立  
(ニ) 清潔法、種痘の施行  
(ホ) 中等學校、實業學校の設立  
(ヘ) 圖書館の設置等

### 本邦地方財政歳出入 (昭和12年度)



### 市町村の財源

#### 第一次収入

- (1) 財産 (山林、田畑、動産、資金其他) より生ずる収入
- (2) 使用料 (水道、瓦斯、電燈使用料、博物館等の入場料等)
- (3) 手数料 (印鑑證明料、納税證明料等)
- (4) 過料 (手数料、使用料に關する條例規則違反者に課す)
- (5) 過怠金 (市町村吏員に懲戒處分として課す)
- (6) 交付金 (國家・府縣よりの補助金又は税金徴收手数料等)

#### 第二次収入

- (1) 市町村税
  - 附加税
    - 國税 (地租、營業收益税、所得税、鑛業税)
    - 附加税 (砂鑛區税、取引所營業税への附加税)
    - 府縣税 (特別地租、家屋税、營業税、雜種税)
    - 附加税 (への附加税)
  - 特別税 (戸數割等)
- (2) 夫役
- (3) 現品 (行政の目的の爲め直接の對償としてではなく勞務又は現品を提供せしむるもの)
- (4) 公債

地方財政歳入類別

(昭和12年度) (單位千圓)

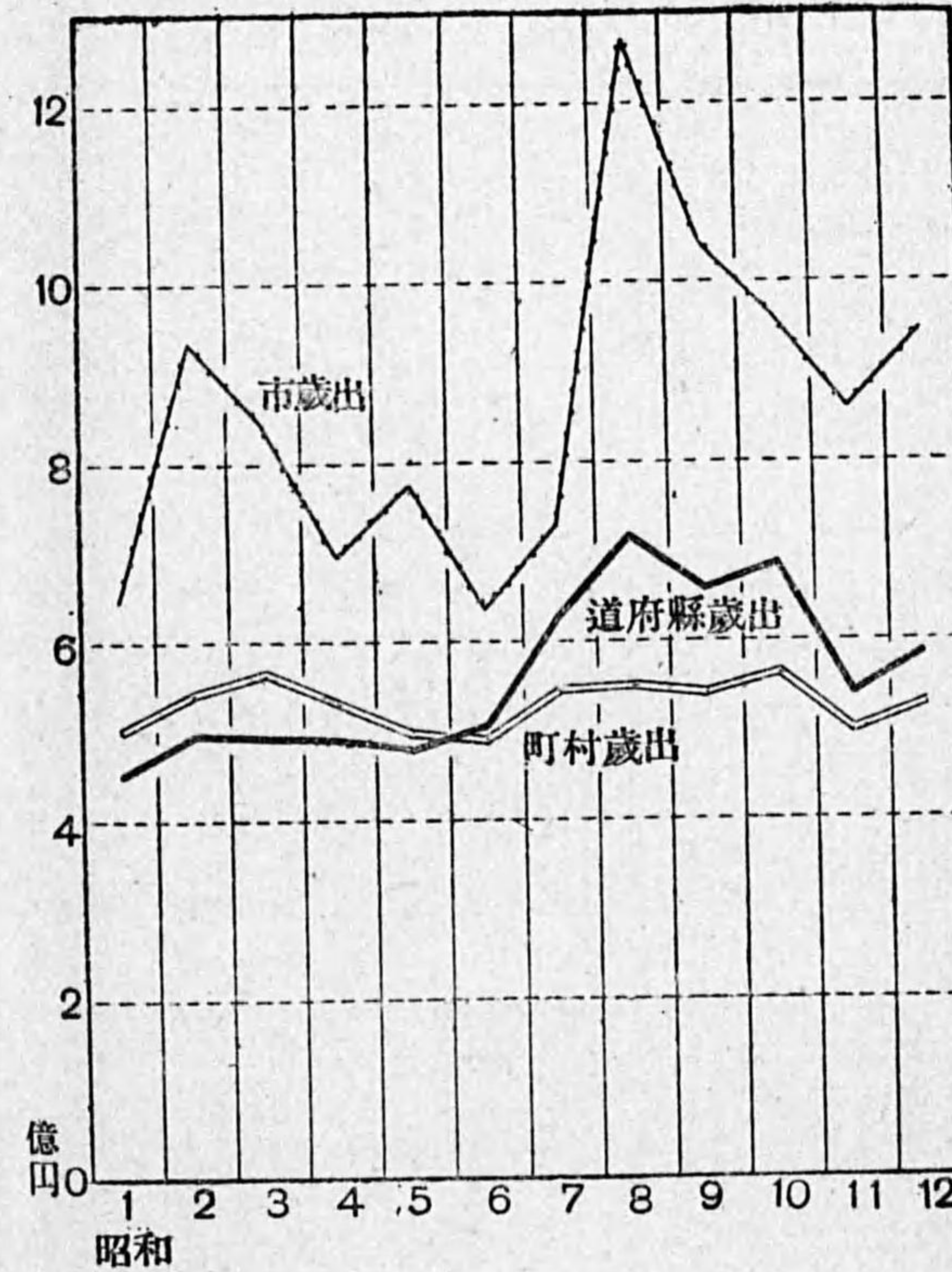
	道府縣	市	町 村	計
歳入總額……………	583 511	946 937	526 276	2 056 725
稅 收 入……………	264 488	188 403	247 585	700 475
歳入總額に……………	45.3%	19.8%	47.1%	34.1%
對する割合				
稅外收入……………	319 023	758 534	278 692	1 356 250
歳入總額に……………	54.7%	80.2%	52.9%	65.9%
對する割合				
内 { 補助金	90 286	32 319	91 224	213 829
起債收入	80 374	274 379	42 229	396 982

地方財政歳入累年

(單位 千圓)

	道府縣	郡	市	町 村	計
大正 1	106 379	11 284	137 098	132 453	387 215
昭和 4	545 925	—	825 394	535 208	1 956 528
“ 5	540 197	—	896 589	556 476	1 993 262
“ 6	539 301	—	746 464	540 445	1 826 211
“ 7	661 540	—	842 232	594 138	2 097 910
“ 8	768 748	—	1 397 501	595 382	2 761 632
“ 9	759 818	—	1 168 840	595 832	2 524 490
“ 10	787 393	—	1 142 141	615 507	2 545 041
“ 11	539 553	—	859 846	496 268	1 895 667
“ 12	583 511	—	946 937	526 276	2 056 725

本邦地方財政歳出累年比較



地方税課率 (昭和12年度)

▲道府県税 (附加税は本税一圓當、特別地稅及家屋稅は賃貸價格各一圓當)

地稅附加稅	1301厘(42.2)	所得稅附加稅	375厘
特別地稅	48.5	家屋稅	42.6
營業收益附加稅	727(45.2)		

▲市稅 (附加稅は本稅一圓當、特別地稅附加稅は道府縣制限の一圓當)

附加稅	地租	835厘(64)	附加稅	家屋稅 (法人2981厘(214) 其他1867 (253))	
	營業收益稅	893 (151)		營業稅	1028 (252)
	所得稅	128		雜種稅	1002 (262)
	特別地稅	1003 (77)			

(註)括弧内は都市計畫特別稅にして一般課率の外に増課されるものとす

▲町村稅 (附加稅は本稅一圓當、特別地稅附加稅は道府縣制限の一圓當、特別稅段別割は一段步當、戶數割は一戶當)

附加稅	地租	785厘	附加稅	營業稅	901厘	
	特別地稅	941		雜種稅	913	
	家屋稅	536		特別稅	段別割	570
	營業收益稅	754		戶數割	18798	
所得稅	83					

地方財政歲入稅種別

(昭和12年度) (單位 千圓)

	道府縣	市	町村	計
地租附加稅	69 728	19 758	29 234	118 720
營業收益稅附加稅	27 351	28 712	9 436	65 500
所得稅附加稅	45 485	16 967	601	63 055
特別地稅(附加稅共)	8 940	130	5 034	14 104
家屋稅( " )	41 674	53 970	17 419	113 063
營業稅( " )	7 316	4 034	3 488	14 838
雜種稅( " )	58 529	31 720	29 594	119 843
戶數割	—	21 298	144 735	166 033
其他諸稅	5 463	11 813	8 044	25 319
稅收入計	264 488	188 403	247 585	700 475
稅外收入	319 024	758 534	278 692	1 356 250
(此内國庫及地方財政相互間重複)	(90 268)	(32 319)	(98 802)	(221 389)
總計	583 511	946 937	526 276	2 056 725
純計(重複差引)	493 243	914 618	427 474	1 835 336
外に水	—	—	—	11 447
利組合	—	—	—	11 627
稅收入一戶當り	円 19.6	円 39.3	円 28.4	円 51.5
同上一人當り	3.8	8.0	5.4	10.0

地方財政歳出費途別  
(昭和12年度) (單位 千圓)

	道府縣	市	町 村	計	水利組合
教育費	124 777	159 597	230 845	515 219	—
公債費	72 031	250 692	33 290	361 013	6 863
土木費	124 097	136 020	37 150	297 267	10 689
瓦斯電氣事業費	—	124 707	2 983	127 690	—
衛生費	14 740	122 851	22 649	160 240	—
役所費	—	42 580	77 716	120 296	—
警察費	94 619	—	—	94 619	—
勸業費	94 674	11 978	22 710	129 362	—
社會事業費	7 581	29 563	19 443	56 587	—
其他	50 991	68 217	74 330	193 538	5 521
計	583 511	846 205	526 116	2 055 832	23 073
一戸當り	43.2	197.4	60.4	152.3	—
一人當り	8.4	40.1	11.5	29.9	—

地方財政歳出累年 (單位 千圓)

	道府縣	郡	市	町 村	計
大正 1	93 000	10 014	105 299	122 155	330 467
昭和 6	502 573	—	634 459	488 937	1 625 969
// 7	624 808	—	730 395	543 724	1 898 923
// 8	717 466	—	1 270 379	547 060	2 534 905
// 9	659 057	—	1 044 493	539 631	2 243 181
// 10	685 306	—	959 693	539 631	2 205 376
// 11	539 553	—	859 219	496 119	1 894 891
// 12	583 511	—	946 205	526 116	2 055 832

地方債使途別  
(昭和12年3月末現在) (單位 百萬圓)

	道府縣債	市債	町村債	水利組合債	計
土木費	630.1	471.2	71.6	38.5	1 211.4
衛生費	12.0	428.5	28.7	—	469.1
勸業費	114.3	72.2	132.5	7.3	326.3
教育費	22.1	217.2	84.6	—	323.9
電氣及瓦斯事業費	129.7	604.9	3.2	—	737.8
社會事業費	50.2	45.3	56.8	—	152.2
其他	118.1	308.5	36.6	10.1	473.3
計	1 076.5	2 147.8	413.8	55.9	3 694.1

地方債累年  
(單位 百萬圓)

年度末	道府縣債	市債	町村債	水利組合債(土功)	計
大正 5	52.9	265.5	10.6	8.8*	339.8
10	132.8	465.8	39.1	12.3	654.4
昭和 1	329.3	1 017.5	131.3	35.1	1 513.2
// 5	534.3	1 540.9	256.3	42.9	2 374.4
// 6	580.1	1 596.5	312.8	45.7	2 535.1
// 7	663.8	1 733.8	279.1	51.6	2 728.2
// 8	777.9	1 811.6	316.0	51.9	2 957.5
// 9	887.2	1 902.2	343.1	54.5	3 187.0
// 10	976.5	2 004.9	391.5	55.1	3 427.9
// 11	1 076.5	2 147.8	413.8	55.9	3 696.1

\* 郡債1874千圓を含む。



府縣會

構成——府縣會議員(任期四年)

事議  
項決

- イ歳出入豫算を定むること
- ロ決算報告に關すること
- ハ原則として使用料、手数料、府縣稅等の賦課徴收
- ニ不動産の處分並に買受、讓受到關すること
- ホ積立金數等の設置及び處分に關すること
- ヘ歳入出豫算を以て定むるものを除く外新に義務の負擔をなし及び權利の拋棄をなすこと
- ト財産及び營造物の管理方法を定むること
- チ其他法律命令により府縣會の權限に屬する事項

手議  
續事

- イ招集は府縣知事の權限に屬す
- ロ會期——通常會は毎年一回必ず開き三十日以内
- ハ議長、副議長各一名を互選
- ニ半數以上の出席により會議を開き、過半數を以て議決す

府縣會議員の選舉

- (1) 議員定數——法律により定數あり。各選舉區に於て選舉すべき議員數は府縣會の議決を経て府縣知事之を定む
- (2) 選舉區——東京大阪京都等特定の市に於ては區を以て選舉區とし其の他は市又は郡の區域を以て選舉區とす  
この選舉區は更に市町村の區域により投票區とされる
- (3) 選舉人名簿——市町村會議員選舉人名簿によりて行ふ
- (4) 選舉施行の告示——府縣知事は選舉區、選舉日時、選舉すべき議員數を期日前二十日目迄に告示す
- (5) 立候補届出——期日の告示ありし日より七日目迄に選舉長に届出を要す
- (6) 候補者推薦届出——推薦候補者を出さんとする場合も(5)に同じ
- (7) 供託金——(5)又は(6)の届出を爲す場合は候補者一人に付き二百圓又は之に相當額の國債證書の供託を要す、得票數がその選舉區の配當議員數で總有効投票數を除して得たる數の十分の一に達せざるときは右の供託物は府縣に歸屬す
- (8) 其の他の選舉手續の細事に關しては大體市町村會議員の場合と同じ

### 府縣參事會

構成——府縣會議員中より隔年選舉される十名の參事會員

#### 事議 項決

イ府縣會の權限に屬する事件で其の委任を受けたるものを議決す  
 ロ府縣會の權限に屬する事件で臨時急施を要し、府縣知事に於て之を招集する暇なしと認めるとき、府縣會に代つて議決す  
 ハ府縣會の議決した範圍内に於て、財産及び營造物の管理に關し重要な事項を議決す  
 ニ府縣費を以て支辨すべき工事の執行に關する規定を議決す但し法律命令中に別段の規定あるものは此の限りに非ず  
 ホ府縣に係る訴願訴訟及び和解に關する事項を議決す  
 ヘ其他法律命令により府縣參事會の權限に屬する事項

#### 手議 續事

イ必要に應じ府縣知事之を招集、又參事會員半數以上よりも招集を請求することを得  
 ロ府縣知事議長となる  
 ハ半數以上の出席により會議を開き、過半數を以て議決す  
 會議は秘密會を原則とす

### 府縣知事の權限

官吏としての  
府縣知事の權限

- (1) 内務大臣の監督に服し
- (2) 府縣令を發し
- (3) 非常急變の場合師團長に出兵を請求し
- (4) 警察署、市町村等下級官廳の指揮監督に當り
- (5) 土木、保安林、教育、徵兵、神社、宗教、警察、爭議の調停、産業、衆議員議員選舉等各方面の事務を掌り、府縣會の議決を要せざる事項は總て自己の意思を以て遂行し得
- (6) 府縣會又は參事會が公益上不適當なる違法の議決や選舉をなしたる時その議決取消の權能を有す



地方團體の理  
事機關として  
の府縣知事の  
權限

- (1) 府縣を代表し
- (2) 府縣會、參事會に議案を提出、議決を執行し
- (3) 府縣吏員の任免、指揮監督に當り
- (4) 府縣財産及び營造物を管理し、府縣會計の收支に當り
- (5) 府縣稅、使用料、手数料その他公課の賦課徵收をなす

府縣知事の  
補助機關  
書記官、地方事務官、地方視學官、地方警視、地方技師、屬、視  
學、警部、技手、警部補、其他地方待遇職員等

### 府縣の事務

組織に關するもの  
 府縣條例、府縣規則の制定  
 府縣會議員の選舉  
 有給吏員の選任

### 固有事務

財政に關するもの

財産收入、事務收入の收受  
 附加税、獨立税の賦課  
 國庫よりの補助金收受  
 使用料、手数料、過料、受益者負擔金、夫役現品の徴課  
 公債の發行

公共に關するもの—土木、衛生、勸業、教育に關する事務、社會事業

### 委任事務

精神病院、癲癲養所、感化院、中學校、師範學校、實業學校、專門學校、地方測候所、地方各種試驗場、各種試驗所、地方生糸検査所等國家の營造物の設置に關する事務

### 府縣知事と市町村長との地位の差異

- (一) 市町村長は市町村の吏員にして官吏に非ざれば、監督官廳は單に法律の規定に基きてのみ命令監督をなし得るに反し、府縣知事は官吏にして、上命下従の義務を有するものとす。
- (二) 市町村は、一切の事項に付き、原則として市町村會の議を経ることを要し特にその議決を経るを要せずとする事項に就てのみ専決をなし得るに反し府縣知事は、府縣會又は參事會の議決を要する事項は、唯法律に定められたるものに限り、その他の事項に就ては、一般に専決權を有するものとす。
- (三) 府縣知事の府縣會又は府縣參事會に對する權能は、市町村長が市町村會に對して存する權限より廣範にして、例へば府縣知事は府縣會又は府參事會の違法なる議決又は選舉を取消す權能を有す。

### 府縣の財源

- 第一次收入—府縣税—附加税（地租・所得稅・營業收益稅等の直接國税に附加せるもの）  
 獨立税（家屋稅・府縣營業稅・雜種稅等府縣特有のもの）
- 第二次收入—夫役・現品・使用料・手数料、府縣財產より生ずる收入、府縣債

府縣知事官房の分掌事務

- 官印及び府縣印の管理に關する事項
- 府縣令其の他諸令示の公布に關する事項
- 文書物件の收受配布に關する事項
- 文書編輯及び保管に關する事項

府縣總務部の分課と分掌事務(一)

人事課

- (1) 官吏吏員職員の進退賞罰及び身分に關する事項
- (2) 恩給退隱料賜金その他給與金に關する事項
- (3) 府縣廳規に關する事項

庶務課

- (1) 府縣會及び府縣參事會に關する事項
- (2) 府縣歳入豫算その他府縣經濟に關する事項
- (3) 府縣稅及び賦金の賦課徵收に關する事項
- (4) 豫算執行監督に關する事項
- (5) 府縣有不動産及び營造物の管理に關する事項

府縣總務部の分課と分掌事務(二)

地方課

- (1) 議員選舉に關する事項
- (2) 市町村長會議に關する事項
- (3) 市町村その他公共團體の行政監督に關する事項

統計課

- (1) 府縣統計書の編輯に關する事項
- (2) 市町村統計事務に關する事項

會計課

- (1) 國費出納に關する事項
- (2) 府縣稅その他府縣經濟に屬する出納及び決算に關する事項
- (3) 府縣金庫に關する事項
- (4) 府縣經濟に屬する會計検査に關する事項

府縣學務部の分課と分掌事務

學務課

- (1) 學校に御下賜の御眞影並に勅語謄本に關する事項
- (2) 教員の檢定に關する事項
- (3) 市町村教育事務に關する事項
- (4) 學校及び圖書館に關する事項
- (5) 青年訓練所に關する事項
- (6) 青年團婦人會その他社會教育に關する事項
- (7) その他教育學藝に關する事項

社會課

- (1) 地方改善及び民力涵養に關する事項
- (2) 行旅病人行旅死亡人に關する事項
- (3) 移殖民の獎勵に關する事項
- (4) その他社會事業に關する事項

社  
事  
兵  
事  
課

- (1) 社寺及び宗教に關する事項
- (2) 史蹟名勝天然記念物に關する事項
- (3) 徵兵に關する事項
- (4) 陸海軍志願兵諸生徒に關する事項

府縣經濟部の分課と分掌事務

商工課

- (1) 銀行信託及び無盡業に關する事項
- (2) 商工團體に關する事項
- (3) 度量衡に關する事項

水産課

— 漁業取締及び鹽業に關する事項

農林課

- (1) 農政に關する事項
- (2) 穀物検査に關する事項
- (3) 産業組合に關する事項
- (4) 畜産業に關する事項
- (5) 耕地整理及び土地改良に關する事項
- (6) 林業に關する事項
- (7) 肥料取締並に検査に關する事項

土木課

- (1) 道路橋梁及び船舶に關する事項
- (2) 都市計畫に關する事項
- (3) 市町村その他公共團體の土木事業に關する事項
- (4) 地籍に關する事項

府縣により(内務大臣指定)土木部又は衛生部を特に設置して、土木又は衛生に關する事務を掌理す

府縣警察部の分課と分掌事務

高等警察課

- (1) 集會結社及び議員選舉取締に關する事項
- (2) 新聞紙雜誌出版物、著作版權に關する事項
- (3) 外人に關する事項

警務課

- (1) 警衛警備に關する事項
- (2) 警察署監督巡視及び處務規程に關する事項
- (3) 巡查進退賞罰及び身分に關する事項
- (4) 巡查教養訓練に關する事項

保安課

- (1) 講會、營業、風俗取締に關する事項
- (2) 司法警察に關する事項
- (3) 海外渡航者に關する事項
- (4) 行政執行に關する事項

衛生課

- (1) 傳染病並にその他一般衛生に關する事項
- (2) 藥品及び賣藥に關する事項
- (3) 埋葬改葬に關する事項
- (4) 公立病院に關する事項

國家

人類と國家

人は社會を離れては一日も生存することを得ない。國家は諸種の社會を綜合統制し社會生活の中軸を爲す最高度の社會で人類は國家の統制に服従することによつてのみ社會生活の秩序と安定とを得各その業に安んじ生存を完うする事を得る。

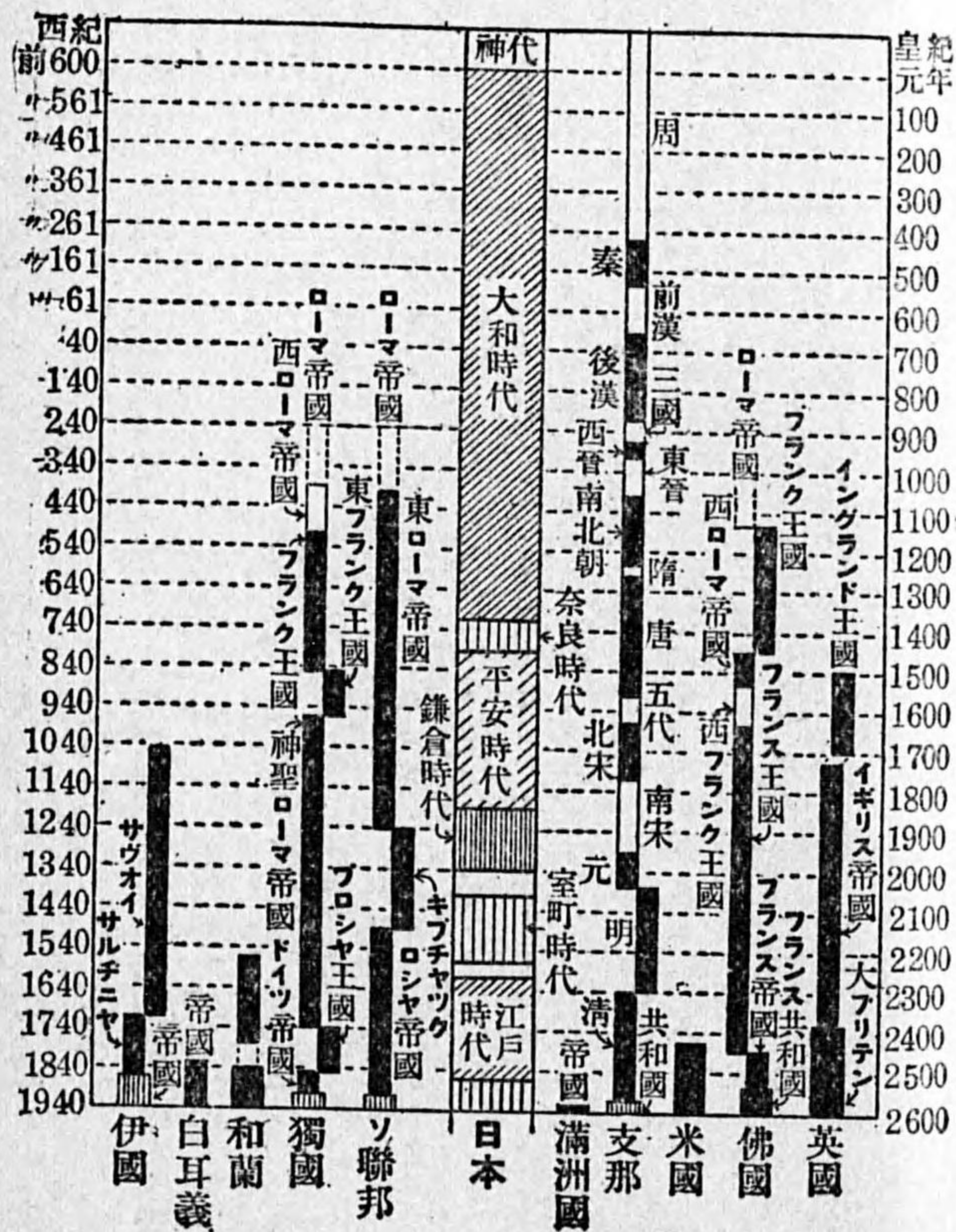
國家の使命

國民の生活の確保を圖り國家自身の維持と國家存立の目的を達成を期する。  
 内—各種社會生活の調和  
 文化の總括的促進  
 外—列國と協調し人類共同の理想に貢獻する。

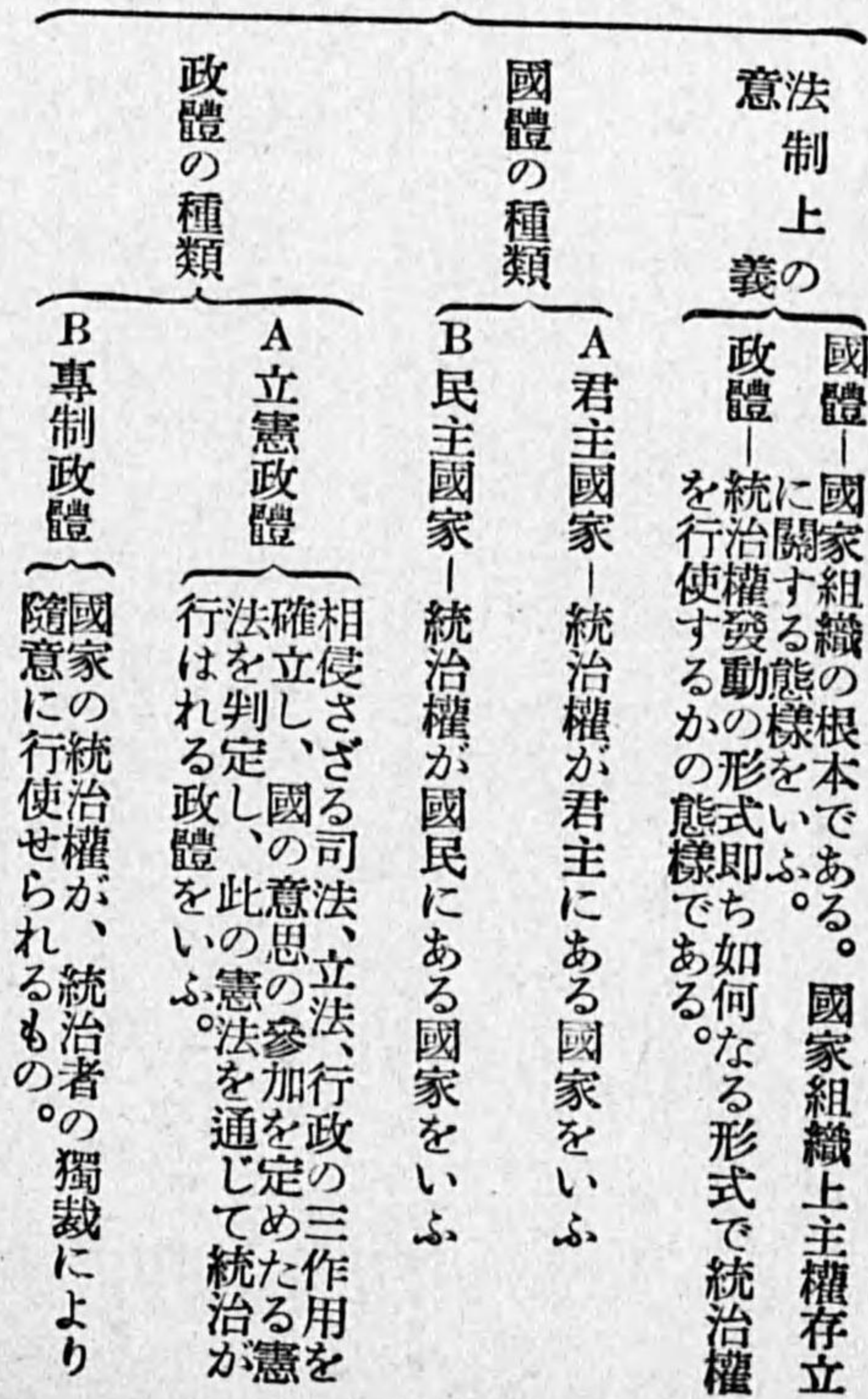
國家の要素

- (1) 主權(統治權) — 國民を統治支配する唯一最高の權力
- (2) 領土 — 主權の完全に行使せられる地域(地域の外に領海領空を含む、國際法上領海は沿岸より三哩とせられ、領空はそれらの上空)
- (3) 人民 — 國家を構成する成員

### 列國の興亡



### 國體と政體



### 天皇

一、統治權の總攬 〔大日本帝國は萬世一系の天皇が連綿として統治權を總攬し給ふところである。〕 (憲法、一)

二、神聖不可侵の御地位 〔天皇は神聖にして侵す可からざる絶對の至尊にて在します現人神である。〕 (憲法、三)

國家統治の大權は天皇の總攬し給ふところであり統治權の作用は事細大となく天皇にその淵源を發するのであるが、その統治權の發動は憲法第四條に「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」と宣せられてある如く、憲法の規定によつて發動せしめられるのである。その内特に憲法上の獨立機關の參與を必要とされてゐるもの— (即ち立法權を行はせられるには帝國議會の協賛を必要とし司法權を裁判所に命じて之を行はしめられ行政權を各省大臣以下の行政官廳自治團體に委託されるが如き)—と、全く天皇の親裁し給ふことを憲法上の要件とする統治權の作用とがある。後者を憲法上の大權事項といひ次の如くである。

### 三、天皇の大權

#### 天皇の大權事項

- 1 法律を裁可し、その公布及び執行を命ずること (憲法、六)
- 2 帝國議會を召集し、その開會・閉會・停會及び衆議院の解散を命ずること (憲法、七)
- 3 公共の安全を保持し、又その災厄を避くるため、緊急の必要により帝國議會閉會の場合に於て法律に代るべき勅令を發すること (憲法、八)
- 4 法律執行の爲め又は公共の安寧秩序保持及び臣民の幸福増進の爲めに必要な命令を發し又は發せしむること (憲法、九)
- 5 行政各部の官制及び文武官の俸給を定め及び文武官を任免すること (憲法、十)
- 6 陸海軍を統帥すること (憲法、一一)
- 7 陸海軍の編制及び常備兵額を定めること (憲法、一二)
- 8 宣戰・講和を爲し及び諸般の條約を締結すること (憲法、一三)
- 9 戒嚴を宣告すること (憲法、一四)
- 10 爵位・勳章及びその他の榮典を授與すること (憲法、一五)
- 11 大赦・特赦・減刑及び復權を命ずること (憲法、一六)



12 公共の安全保持の爲め緊急の必要なる場合に於て、内外の情形により帝國議會を召集し能はざるとき、勅令により財政上必要の處分をなすこと  
(憲法、七〇)

13 戦時又は國家事變の場合に於て、憲法の條規に拘らず統治權を行使すること  
(憲法、三一)

14 憲法改正の發案をなすこと (憲法、七三)  
15 貴族院の組織を定めること (憲法、三四)

右に屬する御政務御親裁に當つては、國務大臣が輔弼の任に當るを常とし、又樞密顧問が御諮詢に應へ奉ることがある。

詔 勅

1 詔書—皇室の大事又は大權の施行に關する勅旨を文書を以て臣民一般に宣讀せられるもの

2 勅書—皇室の事務又は國務大臣の職務に關する勅旨で、文書を以て受命者のみに交附されるもの

3 上諭—帝國憲法・皇室典範の改正、法律勅令・國際條約・豫算等公布の際附せられる勅旨

4 右の他勅語(天皇の御言)・御沙汰等として勅旨を表示せられる

皇位の繼承

一 踐祚 天皇崩御ましますときは、その間隙時の間隙を許さず何等の手續をも要せず皇嗣は直ちに皇位を滿たされ、祖宗の神器を承けさせられる。(典一〇)これを踐祚といひ、踐祚の式として賢所の儀・皇靈殿神殿に奉告の儀・劍璽渡御の儀・踐祚後朝見の儀を行はせられる。

二 改元 踐祚と共に元號を建てさせられ、御一代の間再び改められることはない(典、一一)

諒闇の後、秋冬の間に京都に於て行はせられる。

三 即位の禮 即位の禮 1 賢所大前の儀—新帝親しく皇祖天照大神に登極の御告文を奏せらる

2 紫宸殿の儀—皇族群臣及び外國代表者を召して登極を中外に宣讀せさせ給ふ

大嘗祭 即位の禮に引續いて行はれ、當年の新穀を以て天祖を始め天神地祇を御親祭、御親供になり、神靈の加護の愈裕かならんことを祈らせ給ふ。その齊田は京都以東以南を悠紀の地方とし以西以北を主基の地方として勅定せられる。

### 皇位繼承の順位(一)

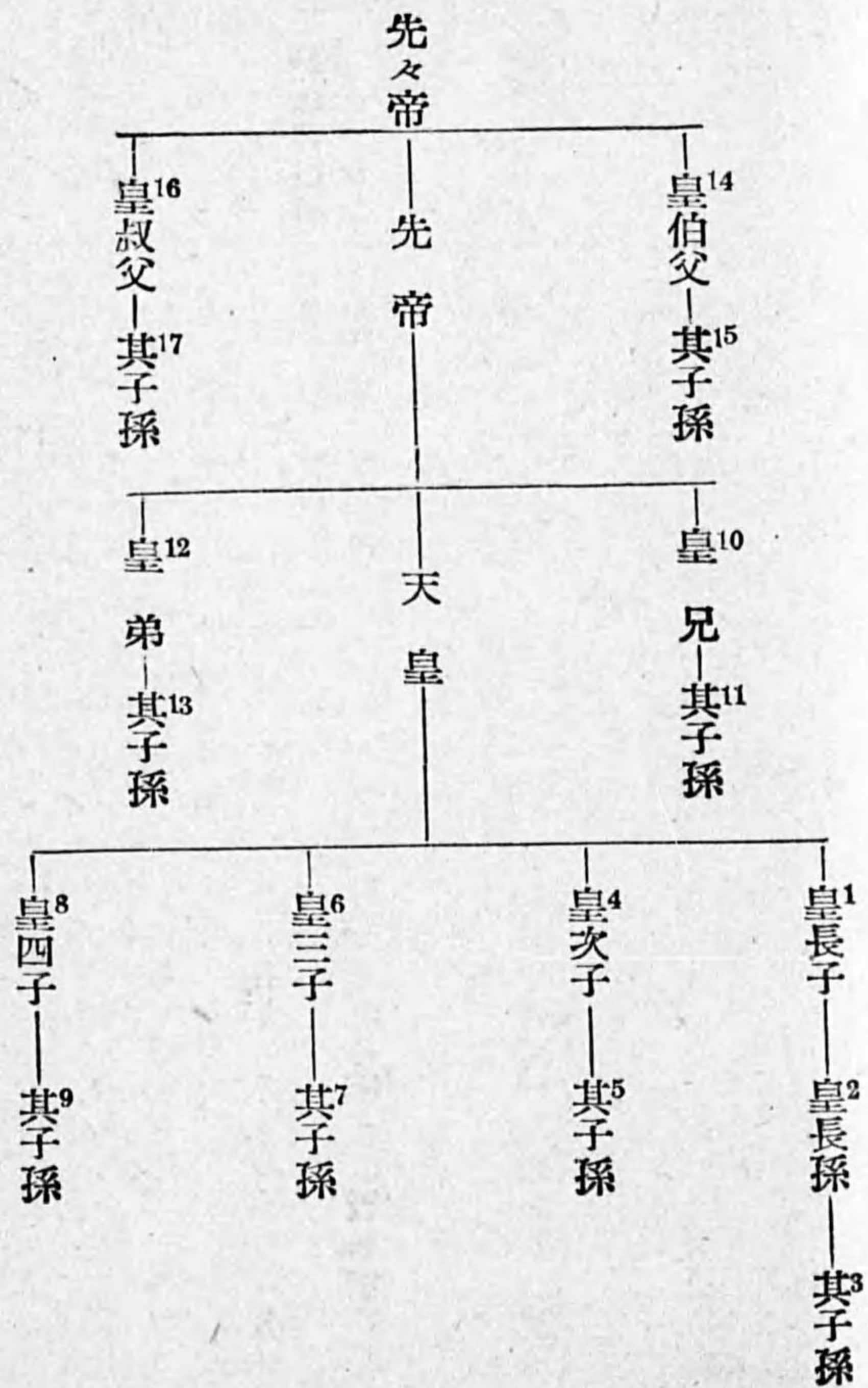
皇位は萬世一系の皇統に屬する男系の男子が之を繼承せられる(典一)その順位は

- 1 皇長子及びその御子孫(典、二)
- 皇長子及びその御子孫皆在らせられないときは皇次子及びその御子孫、以下その例に従ふ(典、三)
- 2 皇子孫皆在らせられないときは皇兄弟及びその御子孫(典、五)
- 3 皇兄弟及びその御子孫も在らせられないときは皇伯叔父及びその御子孫(典、六)
- 4 皇伯叔父及びその御子孫も在らせられないときにはその以上に於て最近親の皇族(典、七)

尙皇子孫が皇位を繼承される順位では、嫡出を先にし庶出を後にし皇庶子孫の皇位を繼承されるのは皇嫡子孫皆在らせられないときに限る(典、四)

皇兄弟以上にあつては同等内に於て嫡を先にし、庶を後にし年長を先にし年少幼を後にする(典、八)

皇位繼承の順位



### 攝政

#### 一 攝政を置かれる場合

- 1 天皇が満十八歳の成年に達せられない場合
- 2 天皇が久しきに亙る故障により大政を親裁し給ふこと能はざる場合（皇族會議及び樞密顧問の議を経るを要す）（典、一九）

#### 二 攝政の資格

- 1 成年に達せられた皇族であること（典、二〇）
- 2 臣下より入りて皇族妃と爲られし方は皇后・皇太后及び太皇太后を除く外はその資格がない（典、二一）
- 3 皇后以外の皇族女子にして攝政に任ぜられる場合は配偶者のないこと（典、二三）

#### 三 攝政就任の順位

- 1 成年に達せられた皇太子又は皇太孫（典、二〇）
- 2 皇太子孫在らせられないとき又は未成年の時は、順次親王及び王・皇后・皇太后・内親王・女王の順（典、二一）

#### 四 攝政の地位

- 1 天皇の御名に於て大權を代行せられる（憲、一七・二項）
- 2 但し天皇御一身上の特權は攝政に及ばない、又憲法及皇室典範を變更することを得ない（憲、七五）
- 3 その就任中は刑事の訴追を受けさせられない（攝政令、四）

### 皇室典範

明治廿二年二月十一日帝國憲法と共に制定された國家・皇室の根本法である。皇位繼承・踐祚即位、攝政等を始め専ら皇室の事項を規定せられたる十二章六十二條と明治四十年並に大正七年に加へられた増補より成る。その改正は帝國議會の協賛を必要とせず、皇族會議及び樞密顧問の議を経て行はれる。又皇室典範を以て憲法の條規を變更することは出来ない。

### 皇室及び皇族

**皇室** 天皇の御一家をいひ、天皇及び皇族より成り天皇はその家長で在らせられる。

太皇太后・皇太后・皇后・皇太子・皇太子妃・皇太孫・皇太孫妃・親王親王妃・内親王・王・王妃・女王を皇族といふ。  
親王（内親王）―皇子（女）より皇女孫まで  
皇族 王（女王）―五世以下（家名を賜ひ華族に列せられることがある）

**特權** 所定の順位により皇位を繼承し、又は攝政とならせられる。成年の皇族男子は貴族院議員及び皇族會議員とならせられる。租税の免除及び司法上の特權を有せられる。

皇族

秩父宮	雍仁親王	妃勢津子	大正十一年六月二十五日御一家御創立
高松宮	宣仁親王	妃喜久子	大正二年七月六日御一家御創立
三笠宮	崇仁親王		昭和十年十二月二日御一家御創立
閑院宮	載仁親王	妃智恵子	享保三年閑院宮を稱せらる
東伏見宮	依仁親王	妃周子	明治三十六年二月宮家御創立
伏見宮	博恭王	妃經子	親王初め有栖川宮を稱せられ後貞行親王伏見宮を稱し給ふ
山階宮	武彦王		親王初め勸修寺宮を稱せられ元治元年御復飾山階宮家御創立
賀陽宮	恒憲王	妃敏子	邦憲王明治二十五年十一月賀陽宮を復せらる
久邇宮	朝融王	妃知子女王	明治八年五月宮家御創立
梨本宮	守正王	妃伊都子	明治三年梨本宮を稱せらる
朝香宮	鳩彦王		明治三十九年三月三十一日御一家御創立
東久邇宮	稔彦王	妃聰子内親王	明治三十九年十一月三日御一家御創立
北白川宮	永久王	妃祥子	明治三年十一月三十日御一家御創立
竹田宮	恒徳王	妃光子	明治三十九年三月三十一日御一家御創立

帝國臣民

國籍法の規定により左の身分の者を帝國臣民とする

- 1 日本人を父として生れた子 (國籍法、一)
- 2 父の知れない場合又は無國籍のとき日本人を母として生れた子 (國、三)
- 3 父母共に知れない場合又は無國籍のとき日本で生れた子 (國、四)
- 4 外國人たる女子にして日本人の妻となつた者
- 5 外國人たる男子にして日本人の入夫となつた者 (國、五)
- 6 外國人にして日本人の養子となつた者
- 7 外國人にして日本人によつて認知された者 (國、五ノ三)
- 8 日本に歸化した者 (國、七)
- 9 國籍を恢復した者、即ち一旦日本の國籍を失ひ再び日本の國籍を得た者 (國、二五・二六)

帝國臣民の族稱

- 1 皇族
- 2 華族 公・侯・伯・子・男の五爵
- 3 士族
- 4 平民

朝鮮に王族・公族・貴族の族稱があり、王公族は皇族の禮遇を受け貴族は華族の禮遇を受ける

華族戸數

年 末	公 爵	侯 爵	伯 爵	子 爵	男 爵	計
昭和 6	19	39	110	379	409	956
7	19	39	110	379	410	956
8	19	39	110	379	411	958
9	19	40	108	378	408	953
10	19	40	108	377	411	955
11	19	41	109	377	409	955

有位者人員 (年末現在 單位 人)

	昭和 5	昭和 11		昭和 5	昭和 11
從一位...	1	1	從五位...	9 836	12 895
正二位...	28	27	正六位...	11 813	15 154
從二位...	65	67	從六位...	16 826	19 399
正三位...	313	448	正七位...	28 514	35 129
從三位...	658	844	從七位...	48 654	66 377
正四位...	1 480	2 020	正八位...	58 507	94 758
從四位...	2 954	4 336	從八位...	2 007	2 071
正五位...	6 651	9 822	計.....	188 307	263 348

有勳者人員 (昭和11年末)

等 級	大勳位	旭日章	瑞寶章	寶冠章	計
菊花章頸飾	3	—	—	—	3
菊花大綬章	13	—	—	—	12
桐花大綬章	—	41	—	—	41
勳 一 等	—	156	204	24	384
二 等	—	399	980	19	1 398
三 等	—	1 719	6 017	3	7 739
四 等	—	3 530	9 415	6	12 951
五 等	—	5 208	13 999	22	19 229
六 等	—	12 084	36 550	58	48 692
七 等	—	119 768	78 080	230	198 078
八 等	—	629 901	457 795	1 661	1 089 357
計	16	772 806	603 040	2 023	1 377 884

爵位 功勳

華族 公侯伯子男の有爵者を華族とす。國家に大功勞あるものに授けらる。有爵者の婦は其夫の爵に相當する禮遇、名稱を享け、有爵者の家族にして、曾祖父・祖父・父・推定家督相續人・其嫡長男子・戸主なりし者・これ等の配偶者は華族の禮遇を享く。爵は男子の家督相續人之を襲ぐ。位階 正一位より從八位の十六階あり。國家に勳功ありし者・有爵者・在官者及在職者は之に叙せらる。一位は親授、二位以下四位以上は勅授、五位以下は奏授である。

勳章 一等より八等(旭日章及桐葉章)・大勳位菊花大綬章・大勳位菊花章・勳一等旭日大綬章・勳一等旭日桐花大綬章・勳一等より八等(瑞寶章)・同じく寶冠章(婦人の勳功ありし者)・大勳位菊花章頸飾・文化章(文化の發達に功勞ありし者)旭日章には年金を加賜せらるゝ場合あり

金鵝勳章には必ず終身左の如き年金を下賜せらる

功一級(千五百圓)功二級(千圓)功三級(七百圓)功四級(五百圓)功五級(三百五十圓)功六級(二百五十圓)功七級(百五十圓)死後一年間(受領期間通じて五年に滿されば滿了まで)其遺族に賜與せらる

### 帝國臣民の權利

- 1 法律の範圍内に於て、居住及び移轉の自由を有する（憲、二二二）
- 2 法律に依るに非ずして、逮捕・監禁・審問・處罰を受けることがない（憲、二三三）
- 3 法律に定めた場合を除く外、その許諾なくして住所に侵入せられ及び搜索せられることがない（憲、二二五）
- 4 法律に定めた場合を除く外、通信書の秘密を侵さるゝことがない（憲、二二六）
- 5 所有權（民法、二〇六參照）を侵されることがない、但し公益の爲必要な處分は、法律の定める所に依る（憲、二二七）
- 6 安寧秩序を妨げず、臣民たる義務に背かない限り信教の自由を有する（憲、二二八）
- 7 法律の範圍内に於て、言論・著作・印行・集會・結社の自由を有する（憲、二二九）
- 8 法律の定めたる裁判官の裁判を受けるの權を奪はれることがない（憲、二二四）

### 一、自由權

### 二、參政權

- 9 法律命令の定める所の資格に應じて均しく文武官に任ぜられその他の公務に就くことを得る（憲、一九）
- 10 相當の敬禮を守り、別に定める所の規定に従つて請願をなすことを得る（憲、三〇）

### 三、要求權

右の權利に關する事項は議會の協賛に依る法律を以て規定（憲、三七）されてゐるが、此等の條規は、軍人に對しては陸海軍の法令又は紀律に牴觸せざる限りで準行せられるのである（憲、三二）

### 帝國臣民の義務

- 一、兵役義務—法律の定めるところに従つて兵役の義務がある（憲、二〇）
- 二、納稅義務—法律の定めるところに従つて納稅の義務がある（憲、二二）

### 非常大權

戰爭又は國家事變の場合に於ては天皇の大權は前記臣民の權利義務に關する規定に關係なく發動するものである。これを天皇の非常大權といふ（憲、三一）

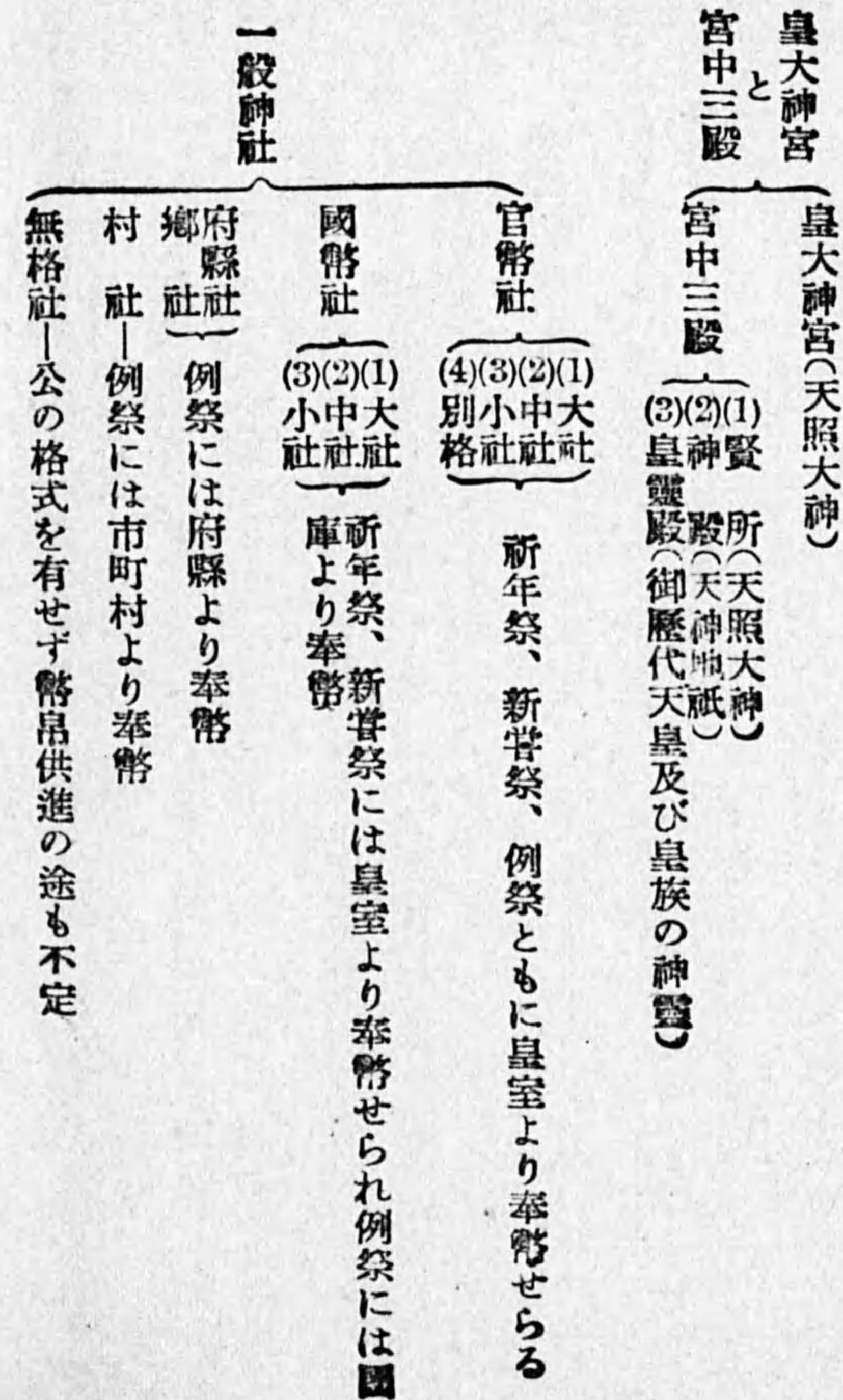
神社 (昭和11年末、府縣社以下は同年6月末現在)

神宮.....	1	國幣小社.....	33
官幣大社.....	53	府縣社.....	1 069
官幣中社.....	26	郷社.....	3 607
官幣小社.....	5	村社.....	44 884
別格官幣社.....	27	無格社.....	61 095
國幣大社.....	6		
國幣中社.....	46	計.....	110 857

著名な神社

神宮	出雲大社(鳥根)	日枝神社(東京)
皇大神宮(三重)	宇佐神宮(大分)	熊野坐神社(和歌山)
豊受大神宮(三重)	霧島神宮(鹿兒島)	諏訪神社(長野)
官幣大社	伊弉諾神社(兵庫)	明治神宮(東京)
賀茂別雷神社(京都)	香椎宮(福岡)	朝鮮神宮(京城)
賀茂御祖神社(京都)	宮崎神宮(宮崎)	官幣中社
石清水八幡宮(京都)	檀原神宮(奈良)	水無瀬宮(大阪)
松尾神社(京都)	平安神宮(京都)	鎌倉宮(神奈川)
平野神社(京都)	氣比神宮(福井)	北野神社(京都)
稻荷神社(京都)	鹿兒島神宮(鹿兒島)	金崎宮(福井)
大神神社(奈良)	鶴戸神宮(宮崎)	大宰府神社(福岡)
大和神社(奈良)	浅間神社(静岡)	嚴島神社(廣島)
春日神社(奈良)	札幌神社(北海道)	國幣中社
住吉神社(大阪)	宗像神社(福岡)	浅間神社(山梨)
生國魂神社(大阪)	吉野神宮(奈良)	金刀比羅宮(香川)
氷川神社(埼玉)	臺灣神社(臺北)	別格官幣社
香取神社(千葉)	樺太神社(樺太)	湊川神社(兵庫)
鹿島神社(茨城)	月山神社(山形)	藤島神社(福井)
三島神社(静岡)	多賀宮(滋賀)	東照宮(栃木)
熱田神宮(名古屋)	宮崎宮(福岡)	靖國神社(東京)
日吉神社(滋賀)	八坂神社(京都)	

神社と社格



### 憲法の種類

- 一、成文の法典であるか否かにより  
〔成文憲法〕  
〔不文憲法〕
- 二、其制定改廢の手續が法律の場合  
と同様なるや否により  
〔硬憲法（區別ある特別の手續を要する）〕  
〔軟憲法（區別なし）〕
- 三、成立の過程により  
〔欽定憲法（君主の制定にかゝるもの）〕  
〔協約憲法（人民と君主との協約によつて成立つたもの）〕  
〔民定憲法（人民の定めたもの）〕

### 帝國憲法（欽定・成文の硬憲法、七章七十六條より成る）

- 第一章（第一條—第一七條）——天皇（國體及び政體の規定）
- 第二章（第一八條—第三二條）——臣民權利義務
- 第三章（第三四條—第五四條）——帝國議會
- 第四章（第五五條—第五六條）——國務大臣及樞密顧問
- 第五章（第五七條—第六一條）——司法
- 第六章（第六二條—第七二條）——會計
- 第七章（第七三條—第七六條）——補則（憲法改正の手續を規定）

### 内容

改正 〔發議の權は専ら天皇に屬し、議事を開く爲には貴衆兩院共に總議員の三分二以上の出席を要し、更に出席議員三分二以上の多數決により議決〕

### 我が國立憲政治採用の由來

- 一、明治元年三月明治大帝五箇條の御誓文を下させ給ひ「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ」と立憲政治採用の大方針を宣明せられた
- 二、同年閏四月政體書御發布、議政所と行政官とを分ち、議政官中の下局は各藩からの貢士を以て之に充て議事に參與せしめられた
- 三、同二年公議所・待詔局を設け、公議所を更に集議院と改められた
- 四、同七年一月板垣退助等民選議院設立の建議を爲し、これより次第に國會開設の運動が盛となつた
- 五、同年五月地方官會議が開かれた
- 六、同八年四月元老院を立法府とし、大審院を設けて司法の最高機關とされた
- 七、同十一年府縣會規則を公布、府縣會が設けられた
- 八、同十四年十月明治廿三年を期して國會を開設すべき旨の大詔が喚發せられた
- 九、同十八年二月太政官を廢止し内閣を置かれた
- 十、同廿一年四月新に樞密院を設け、第一に憲法の草案を諮詢された
- 十一、同廿二年二月十一日帝國憲法發布
- 十二、同廿三年十一月第一回帝國議會が召集された



列國の政體

立憲皇國 大日本帝國

立憲君主國 英國・伊太利・アフガニスタン・イタリク・オランダ・

スエーデン・デンマーク・ノルウエー・ブルガリヤ・ベ  
ルギー・滿洲國・ユーゴスラヴィヤ・ルーマニヤ

立憲政體

立憲王國 イラン・エチプト・ギリシヤ

攝政會議制君主國 シヤム

共和政體

米國・ドイツ・フランス・支那・アルゼンチン・ウルグワイ・ヴェネ  
ズエラ・エクアドル・エストニア・オーストリア・キユーバ・コロ  
ンビア・スイス・サンマリノ・スペイン・チエコスロヴァキヤ・チリ  
パナマ・ニカラガ・グアテマラ・トルコ・ブラヂル・ポーランド・ポ  
ルトガル・メキシコ・フィンランド・ハンガリー・パラグワイ・ソ  
リエトロンシヤ・ドミニカ・ハイチ・ペルー・リベリヤ

專制政體

專制王國 アルバニヤ・ネパール・ブータン・モロッコ

專制公國 アンドラ・モナコ・ルクセンブルグ

特殊政體

法王廳 ローマ  
自由市 ダンチツヒ

我が國體の尊嚴

- 一、統治權は萬世一系の天皇の總攪し給ふこと
- 二、建國の悠遠にして、皇統一系なること
- 三、君民同祖、君民一家なる一大血族國家なること
- 四、建國の當初より純然たる君先民後の國體なること
- 五、天皇は神聖にして侵す可らず、君臣の大義儼として明らかなること
- 六、君民一徳にして有史三千年皇道主義の一貫に立つこと
- 七、君國一體、忠君愛國の一致、忠孝一本の國なること

我が立憲政治の特徴

- 一、君民一致の政治  
〔皇祖皇宗の大御心を大御心として大政を親裁し給ひ、その爲め立法作用に公選議員を參與せしめ給ふ。臣は天皇の大御心に副ひ奉りて大政に翼賛し奉る〕
- 二、法治政治  
〔臣民の生命身體自由及び財産は法律に依つて平等に保證される。右の原則確保の爲厳格なる三權分立制度が採用される〕
- 三、責任政治  
〔大臣責任制度。天皇は神聖不可侵の至尊であらせられるが國務上の大權を行はせられるときは國務大臣の輔弼を受けさせられる。大臣はその輔弼の行爲に就いては何處迄もその責に任ずる〕

國法

種類——國法を諸種の標準により次の如く分類するを得

成文法——文書即ち法典として公布されたもの

不文法——文書に依らず法として成立したもの——慣習法、判例法

公法——國家と臣民、國家と地方公共團體と云ふが如き公の關係を規定するもの——憲法・行政法・刑法・刑事訴訟法・民事訴訟法等

私法——臣民相互の私的關係を規定するもの——民法・商法寺

普通法——適用の範圍が一般的なるもの——民法が普通法であるに對し

特別法——適用の範圍が制限されてゐるもの——商法は特別法である如き

(成文法に於ける制定手續上の相違より法律と命令に分つ)

法律——帝國議會の協賛を経た後天皇の御裁可により公布

法律案提出權——政府及び各議院

協賛——一院が可決すれば他の院に送り原則として各院共三讀會を経て可決される、最後に可決された院より即日奏上

御裁可——法律案は御裁可によつて法律として成立する

公布——公布の日又は公布後或期間を経て法律として効力發生

立法事項——憲法上法律を以て定むべき事が規定されてゐる事項

1 戒嚴の要件及び效力 2 日本臣民たる要件 3 兵役の義務 4 納税の義務

5 居住及移轉自由の制限身體の自由の制限 7 裁判官の資格要件、懲戒規定、裁判手續、裁判所の構成 8 住所の安全の制限 9 信書の秘密の制限

10 所有權の制限 11 言論著作印刷集會結社の自由の制限 12 衆議院議員選舉法 13 議院法 14 特別裁判所の管轄 15 行政裁判所、會計検査院の組織及權限

命令——帝國議會の協賛を経ることなく發せられる

緊急勅令委任命令等例外を除き通常命令は其効力に於て法律の下

位にある。

1 緊急勅令——公共の安全を保持し又は其の災厄を避ける爲緊急立法の必

要があり併も議會閉會中の場合發せられる勅令、これは法律に

代る效力を有つ、但し次期議會の承諾なき時は以後效力を失ふ

2 勅令——貴族院令、樞密院官令

行政命令(執行命令、獨立命令)

3 行政官廳より發せられる行政命令

閣令・省令・府縣令・警視廳令・制令・律令其他

### 帝國議會

性質—立法機會（議會の協賛を経た法案が天皇の御裁可により法律となる）

組織—貴族院・衆議院の二院制、二院一致の議決が帝國議會の議決となる

1 皇族—成年に達せられた皇族男子はすべて終身議員となられる

イ公・侯爵は滿三十歳に達すると總て終身議員となる

ロ伯・子・男爵は滿三十歳に達し同爵間の互選により當選した者が議員となる。任期七箇年、定員數は伯爵議員（一八人）子爵・男爵議員（各六六人）

### 貴族院の組織

2 華族

イ勅選議員—國家に勳功あり學識ある滿三十歳以上の男子で特に勅任された者、終身、定員一二五人

ロ帝國學士院議員—三十歳以上の帝國學士院會員から四人を互選し勅任された者、在期七箇年

ハ多額納稅議員—多額の直接國稅を納める者百人中より一人又は二百人中より二人を互選し勅任された者、定員は六六人以内、任期七箇年

3 勅任議員

### 衆議院の組織

衆議院議員選舉法の定めるところによつて選舉された議員、任期四年、現在の定員四六六人

### 衆議院議員の選舉

イ年齡廿五年以上の帝國臣民たる男子は選舉權がある（衆議院選舉法五ノ一）

ロ但し左に該當する者を除く

a 禁治産者・準禁治産者・破産者で未復權の者

b 貧困により公私の救助を受け又は扶助を受ける者

c 一定の住居なき者 d 一定の刑に處せられた者

e 現役中或は召集中の陸海軍人 f 兵役に編入せられた學生及び生徒 g 華族の戸主

イ年齡卅年以上の帝國臣民たる男子は被選舉權がある（同、五ノ二）

ロ但し選舉權なき者（右のa—g）及び左に該當する者を除く

a 在職中の一定の官吏及び歸化人（同、九）

b 關係區域内の選舉事務に關係ある官吏及び吏員（同、八）

ハ大臣・政務官・參政官以外の官吏及び待遇官吏及び道府縣議員は衆議院議員との兼職を禁止されてゐる（同、十及十一）

### 2 被選舉權

### 1 選舉權

3 選挙人名簿

市町村長は毎年九月十五日現在に於てその日迄當該市町村内に引續き一年以上居住した有資格者を調べて作製、十一月五日より十五日間縦覧に供し脱漏誤記の訂正を爲し十二月廿日確定

4 選挙区

中選挙区制を採用、全国道府縣を百二十二區に分け、一區より三人乃至五人を選ぶ

5 立候補

議員候補者たらんとする者はその旨を選挙期日前一週間迄に選挙長（府縣知事）に届出で二千圓の供託金をなす必要がある、この供託金は得票が、その選挙区内の有効投票を議員定数で除した数の十分の一に達しない場合は没収される

6 選挙の方法

投票—單記・無記名・秘密投票によつて投票  
開票區（郡市）毎に投票を集めて開票、最後に選挙區毎に選挙會を開き一定の法定數を超える有効得票の多數順に當選人を決定する。選挙長はこれを當選人に告知する、告知を受けた日より二十日以内に當選人は當選を承諾するか否かを届出でる事を要し、承諾に依つて議員の資格が成立し、届出なきときは辭退したものと看做される

補闕選挙

議員の闕員が同一選挙區に於て二人に達した時は、補闕選挙が行はれる  
補闕選挙によつて當選した議員は前任者の殘任期間在任する

選挙運動の取締

報利 買收其の他の利益を提供する選挙運動は之を嚴禁し（選挙法、一一二）、  
酬益 適法の運動者は原則として實費の辨償を受けるに止まり、選挙事務員のみ適當の報酬を受ける（選、九六、九七）

運動者 選挙運動を爲し得るは議員候補者、選挙事務長、選挙委員又は選挙事務員に限られ、委員及び事務長之を選任し、一候補者に付五十人以内（選、九三）所謂戸別訪問は禁止（選、九八）

設備の制限 a 一候補者に付事務所は七ヶ所、休憩所其他事務所類似の設備を禁止、  
b 配付又は掲示の文書圖畫の制限（選、八九、九〇、九二、一〇〇）

費用 選挙区内の議員定數により有権者總數を除した商に三十錢を乗じた額を  
選挙費額の制限とす（選、一〇二）選挙後十四日以内に之を届出及び告示する（選、一〇六）

### 衆議院議員 (二)

(昭和11年2月)

	議員數	選舉有權者	人口千に付 有權者	議員一人に付 人口
岐阜	9	264	216	136
静岡	13	394	203	149
愛知	17	578	202	168
三重	9	259	220	131
滋賀	5	159	224	142
京都	11	361	212	155
大阪	21	877	204	105
兵庫	19	622	213	154
奈良	5	135	218	124
和歌山	6	193	223	144
鳥取	4	105	215	123
島根	6	174	233	125
岡山	10	300	225	133
廣島	13	386	214	139
山口	9	259	218	132
徳島	6	162	222	121
香川	6	165	220	125
愛媛	9	249	214	129
高知	6	163	228	119
福岡	18	549	199	153
佐賀	6	139	202	114
長崎	9	253	195	144
熊本	10	285	205	139
大分	7	208	212	140
宮崎	5	166	201	165
鹿児島	12	312	196	133
沖縄	5	141	238	118
計	466	14 304	207	149
昭和5年2月	466	12 813	199	133
“ 7年2月	466	13 096	200	140

### 貴族院議員

	皇族	公爵	侯爵	伯爵	子爵	男爵	勅選	學士 院	多額 納稅者	計
昭和7	18	14	29	18	65	66	122	4	66	403
8	17	15	30	18	66	65	122	3	65	401
9	18	16	33	18	66	66	125	4	66	412
10	19	16	35	18	65	66	122	4	66	411
11	18	16	36	18	66	65	119	4	64	406

### 衆議院議員 (一)

(昭和11年2月)

	議員數	選舉有權者	人口千に付 有權者	議員一人に付 人口
北海道	20	566	185	153
青森	6	185	191	161
岩手	7	209	200	150
宮城	8	232	188	154
秋田	7	208	200	148
山形	8	226	202	140
福島	11	307	194	144
茨城	11	324	209	141
栃木	9	237	193	133
群馬	9	251	202	138
埼玉	11	322	211	139
千葉	11	337	218	141
東京	31	1 279	201	205
神奈川	11	366	199	167
新潟	15	418	210	133
富山	6	173	216	133
石川	6	166	216	128
福井	5	140	216	129
山梨	5	134	208	129
長野	13	366	214	132

衆議院議員選舉及有權者比率 (單位 人)

選舉 回次	年次	議員	有權者	人口千に 付有權者	議員一人に 付有權者
1	明治23	300	433 883	11.5	1 513
2	25	300	435 200	11.0	1 451
3	27(8月)	300	440 031	10.9	1 467
4	27(4月)	300	460 113	11.4	1 534
5	31(3月)	300	453 329	10.9	1 511
6	31(8月)	300	501 459	12.0	1 622
7	35	376	983 193	20.8	2 605
8	36	376	851 860	20.9	2 532
9	37	379	757 788	19.3	1 999
10	41	379	1 582 676	32.8	4 176
11	45	381	1 503 650	29.2	3 947
12	大正 4	381	1 546 341	28.8	4 059
13	6	381	1 422 118	25.8	3 733
14	9	464	3 069 787	46.3	6 616
15	13	464	3 283 368	55.6	7 037
16	昭和 3	466	12 409 078	199.7	76 629
17	5	466	12 813 192	198.8	27 496
18	7	466	13 095 621	200.3	28 102
19	11	466	14 303 780	206.5	30 695

衆議院議員選舉投票者及棄權者 (單位 人)

選舉 年次	投票者		棄權者	有權者百人中	
	有効	無効		投票者	棄權者
大正 4	1 417 136	7 567	121 646	92.13	7.87
9	2 638 510	23 095	403 106	86.70	13.30
13	2 972 959	25 362	290 052	91.18	8.82
昭和 3	9 865 196	101 836	2 441 055	80.33	19.67
5	10 446 188	98 099	2 107 656	83.34	16.66
7	9 723 116	90 552	2 201 421	81.68	18.32
11	11 132 677	116 819	3 054 118	78.65	21.35

列國の議員及び選舉有權者

	調査年	議員	選舉 有權者	人口千に付 選舉有權者	議員一人に 付人口
日本 { 貴族院 衆議院	1936	412	千人 14 303	207	千人 149
		466			
米國 { 上院 下院	1930	96	* 72 944	594	282
		435			
獨逸 國會	1936	741	45 454	677	91
英國 { 上院 下院	1931	740	29 953	651	75
		615			
佛國 { 上院 下院	1932	314	11 561	276	68
		615			
伊國 { 上院 下院	1934	374	10 528	235	91
		400			
カナダ { 上院 下院	1935	96	5 916	546	44
		245			
和蘭 { 上院 下院	1933	50	4 127	500	79
		100			

\* 有權年齡者數

無効投票種類別

(昭和11年2月衆議院議員選舉、全國ノ總計) 內務省調査

無 効 理 由	票 數
成規ノ用紙ヲ用キザルモノ	996
議員候補者以外ノ氏名ヲ記シタルモノ	20 997
一投票中二人以上ノ候補者ヲ記載シタルモノ	2 881
候補者氏名外ノ他事ヲ記入シタルモノ	23 448
候補者氏名ヲ自書セザルモノ	1 989
候補者氏名ヲ確認シ難キモノ	22 477
丸、點又ハ線ナドヲ記セルモノ	7 907
白紙ノ儘投函セルモノ	11 118
名刺、紙片ヲ貼付セルモノ	2 738
印鑑ヲ押捺セルモノ	99
單ナル雜事ヲ記セルモノ	21 419
其他	746
總計	116 819

衆議院解散一覽

解散年月日	内 閣	事 由
明治 22.12.25	松方内閣	建艦費其他否決
26.12.30	伊藤内閣	對外硬、官紀振肅
27. 6. 2	伊藤内閣	失政上奏案
30.12.25	大隈内閣	内閣不信任案
31. 6.10	伊藤内閣	増稅案否決
35.12.28	桂 内閣	海軍擴張財源否決
36.12.11	桂 内閣	對露外交彈劾奉答文
大正 3.12.25	大隈内閣	朝鮮増師案否決
6. 1.25	寺内内閣	内閣不信任案
9. 2.26	原 内閣	普通選舉法案
13. 1.31	清浦内閣	内閣不信任案
昭和 3. 1.21	田中内閣	内閣不信任案
5. 1.21	濱口内閣	與黨少數
7. 1.21	犬養内閣	與黨少數
11. 1.21	岡田内閣	與黨少數
12. 3.21	林 内閣	議事滯滯

衆議院選出議員年齡

年齡	明治36	大正6	// 13	昭和3	// 5	// 7	// 11
30—34	24	9	10	4	2	2	2
35—39	65	32	56	24	18	19	20
40—44	84	59	82	64	62	54	39
45—49	103	88	93	108	106	105	86
50—54	64	99	81	92	95	113	108
55—59	19	52	96	76	71	80	93
60以上	17	42	46	98	112	93	118
計	376	381	464	466	466	466	466

衆議院選出議員職業別

職業	明治36	大正6	// 13	昭和3	// 5	// 7	// 11
官公吏	1	1	12	41	36	39	27
軍人…	4	—	3	4	3	1	—
醫藥業	9	15	14	10	13	7	8
著述家	8	28	30	43	38	52	58
及記者							
辯護士	55	56	64	69	78	79	92
銀行員	16	8	4	5	2	1	—
會社員	13	53	96	92	82	79	72
商業…	34	19	29	9	13	7	13
農林業	126	79	83	76	69	73	91
工業…	9	8	18	5	4	2	4
鑛山業	6	9	5	5	3	6	3
諸教員	—	6	9	7	8	9	11
無職…	72	73	79	65	77	81	61
其他…	23	26	18	35	40	30	26
計…	376	381	464	466	446	466	466

### 衆議院議員選舉區 (二)

埼玉	第三	5	長岡、南蒲原、三島、古志、北魚沼、南魚沼、刈羽	奈良縣	第二	4	足利市、芳賀、下都賀、安蘇、足利
	第四	3	高田、中魚沼、東頸城、中頸城、西頸城		5	全縣一區	
	第一	4	川越、北足立、入間		第一	5	津、四日市、桑名、員辨、三重、鈴鹿、河藝、安濃、一志、阿山、名賀
群馬	第二	4	比企、秩父、兒玉、大里	三重	第二	4	宇治山田、飯南、多氣、度會、志摩、北牟婁、南牟婁
	第三	3	北埼玉、南埼玉、北葛飾		第一	5	名古屋市
	第一	5	前橋、桐生、勢多、利根、佐波、新田、山田、邑樂		第二	3	愛知、東春日井、西春日井、知多
千葉	第二	4	高崎、群馬、多野、北甘樂、碓氷、吾妻	愛知	第三	3	一宮、丹羽、葉栗、中島、海部
	第一	4	千葉市、千葉郡、市原、東葛飾、君津		第四	3	岡崎、碧海、幡豆、額田、西加茂、東加茂
	第二	3	印旛、海上、匝瑳、香取		第五	3	豐橋、北設樂、南設樂、寶飯、渥美、八名
茨城	第三	4	長生、山武、夷隅、安房	靜岡	第一	5	靜岡、清水、庵原、安倍、志太、榛原、小笠
	第一	4	水戸、東茨城、西茨城、鹿島、行方、稻敷、北相馬		第二	4	沼津、賀茂、田方、駿東、富士
	第二	3	那珂、久慈、多賀、新治、筑波、眞壁、猿島、結城		第三	4	濱松、磐田、周智、濱名、引佐
栃木	第三	4	宇都宮、河內、上都賀、鹽谷、那須	山梨	第一	5	全縣一區
	第一	5	宇都宮、河內、上都賀、鹽谷、那須		賀	5	全縣一區
	第一	5	宇都宮、河內、上都賀、鹽谷、那須	岐阜	第一	3	岐阜、稻葉、山縣、武儀、郡上
	第二	3	宇都宮、河內、上都賀、鹽谷、那須		第二	3	大垣、羽島、海

### 衆議院議員選舉區 (一)

(選舉法別表)

選舉區	定數	市區及郡	選舉區	定數	市區及郡								
東京	第一	5	神奈川	第一	3	橫濱							
	第二	5		第二	4	橫須賀、川崎、久良岐、橋樹、都築、三浦、鎌倉							
	第三	4		第三	4	高座、中、足柄上、足柄下、愛甲、津久井							
	第四	4		兵庫	第一	5	神戸						
	第五	5			第二	4	尼崎、武庫、川邊、有馬、津名、三原						
	第六	5			第三	3	明石市、明石郡、美囊、加東、多可、加西、加古、印南						
	第七	3			第四	4	姫路、飾磨、神崎、揖保、赤穂、佐用、宍粟						
京都	第一	5	兵庫	第五	3	城崎、出石、養父、朝來、美方、水上、多紀							
	第二	3		長崎	第一	5	長崎、西彼杵、北高來、南高來、對馬						
	第三	3			第二	4	佐世保、東彼杵、北松浦、南松浦、壺岐						
大阪	第一	3	新潟	第一	3	新潟、西蒲原、佐渡							
	第二	3		第二	4	北蒲原、中蒲原、東蒲原、岩船							
	第三	4		新潟	第一	3	新潟、西蒲原、佐渡						
	第四	4						第一	3	新潟、西蒲原、佐渡			
	第五	4									第一	3	新潟、西蒲原、佐渡
	第六	3											
第一	3	西區	第一	3	新潟、西蒲原、佐渡								
						南區	第一	3	新潟、西蒲原、佐渡				
第二	4	東區、北區	第一	3	新潟、西蒲原、佐渡								
						第三	4	東成、西成	第一	3	新潟、西蒲原、佐渡		
第四	4	三島、豐能、南河內、中河內、北河內	第一	3	新潟、西蒲原、佐渡								
						第五	4	堺、岸和田、泉北、泉南	第一	3	新潟、西蒲原、佐渡		



衆議院議員選舉區 (四)

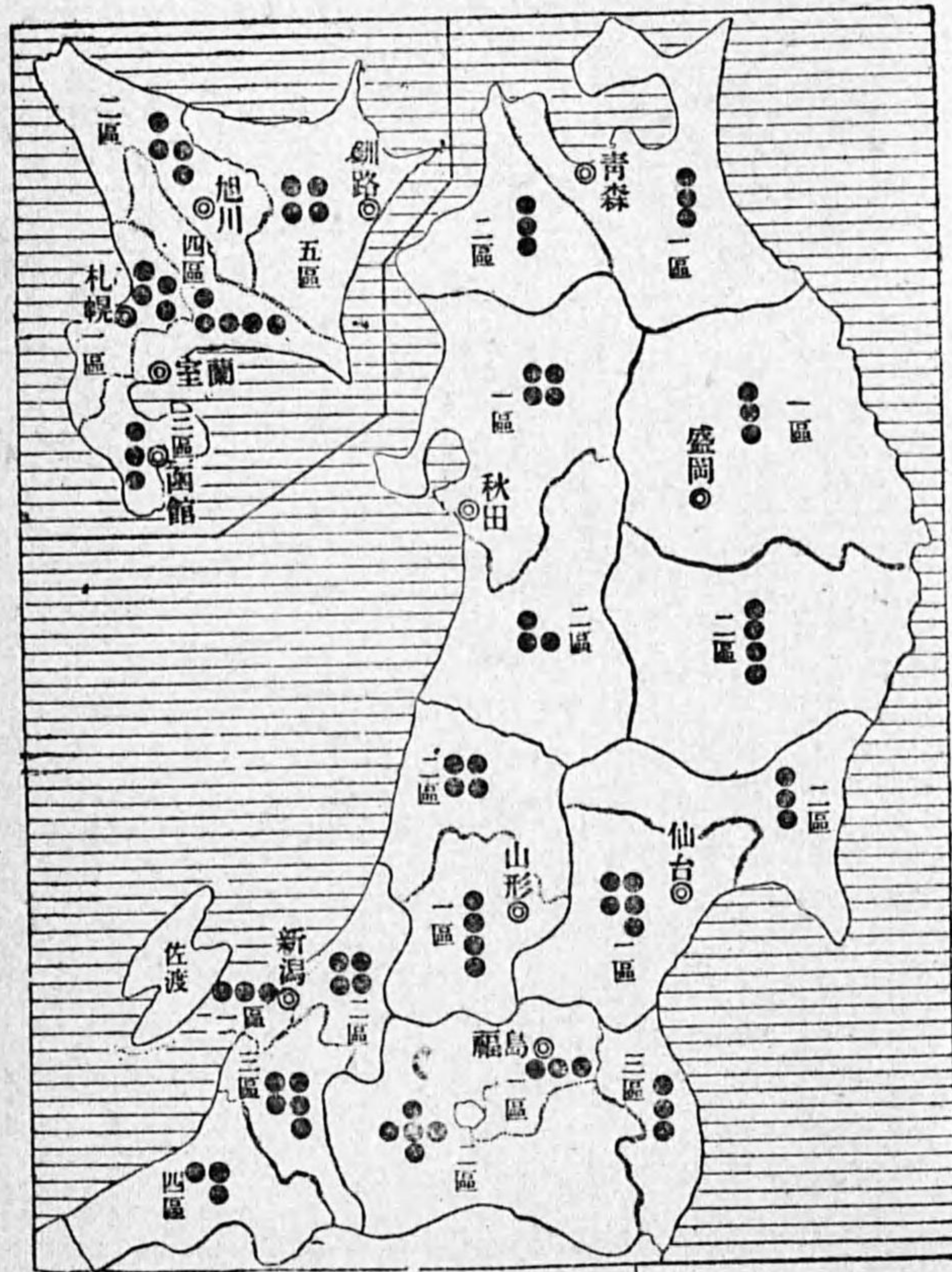
鳥取	取	4	礪波 全縣一區	山	第二	3	有田、日高、四 牟婁、東牟婁
	第一	3	松江、八東、能 義、仁多、大原		德島	第一	3
島根	第二	3	簸川、隱岐島 飯石、安濃、通 摩、邑智、那賀、 美濃、鹿足	香川	第二	3	板野、阿波、麻 植、美馬、三好
	第一	5	岡山、御津、赤磐 和氣、邑久、上道 真庭、苦田、勝田 英田、久米		第一	3	高松、大川、木 田、小豆、香川
岡山	第二	5	兒島、都窪、淺 口、小田、後月 吉備、上房、川 上、阿哲	愛媛	第二	3	丸龜、綾歌、仲 多度、三豐
	第一	4	廣島、佐伯、安 佐、山縣、高田 吳、安藝、賀茂		第一	3	松山、溫泉、伊 線、上浮穴、喜多
廣島	第三	5	尾道、福山、御 調、世羅、沼隈 深安、蘆品、神 石、甲奴、雙三 比婆	高知	第二	3	今治、越智、周 新居、宇摩
	第一	4	下關、宇部、厚 狹、豐浦、美禰		第三	3	宇和島、西宇和 東宇和、北宇和 南宇和
山口	第二	5	大津、阿武 大島、玖珂、熊 毛、都濃、佐波、 吉敷	福岡	第一	3	高知、安藝、香 美、長岡、土佐
	第一	3	和歌山、海草、 那賀、伊都		第二	3	吾川、高岡、幡 多
和歌	第一	3	和歌山、海草、 那賀、伊都	福岡	第一	4	福岡、粕屋、宗像 朝倉、筑紫、早 良、糸島
	第二	5	大津、阿武 大島、玖珂、熊 毛、都濃、佐波、 吉敷		第二	5	若松、八幡、戶 畑、遠賀、鞍手 嘉穗
					第三	5	久留米、大牟田 浮羽、三井、三 瀨、八女、山門 三池
					第四	4	小倉、門司、企 救、田川、京都 筑上

衆議院議員選舉區 (三)

鳥取	第三	3	津、養老、不破、 安八、揖斐、本巢 加茂、可兒、土 岐、惠那、益田、 大野、吉城	岩手	第一	3	盛岡、岩手、紫波 下閉伊、九戸、二 戸、稗貫、和賀、 膽澤、江刺、西磐 井、東磐井、氣 仙、上閉伊
	第一	3	長野、更級、上 高井、下高井、上 水内、下水内		青森	第一	3
長野	第二	4	上田、南佐久、 北佐久、小縣、 埴科	山形		第二	3
	第三	4	諏訪、上伊那、 下伊那		第一	4	山形市、米澤市、 南村山、東村山、 西村山、南置賜、 東置賜、西置賜、 鶴岡、北村山、最 上、東田川、西田 川、飽海
宮城	第四	3	松本、西筑摩、 東筑摩、南安曇 北安曇	秋田	第二	4	秋田、鹿角、北秋 田、山本、南秋田 河邊
	第一	5	仙臺、刈田、柴 田、伊具、互理 名取、宮城、黒 川、加美、志田		第一	4	由利、仙北、平鹿 雄勝
福島	第二	3	遠田 玉造、栗原、登 米、桃生、牡鹿 本吉	福井	第二	3	全縣一區
	第一	3	福島、郡山、信 夫、伊達、安達 安積		第一	3	金澤、江沼、能美 石川
福島	第二	5	若松、岩瀬、南 會津、北會津 耶麻、河沼、大 沼、東白河、西 白河、石川、田村 石城、雙葉、相 馬	富山	第二	3	河北、羽咋、鹿島 鳳至、珠洲
	第三	3	福島、郡山、信 夫、伊達、安達 安積		第一	3	富山、上新川、中 新川、下新川、婦 負
					第二	3	高岡、射水、氷 見、東礪波、西

### 衆議院議員選舉區

(北海道・奥羽地方) ●ハ議員定數一人



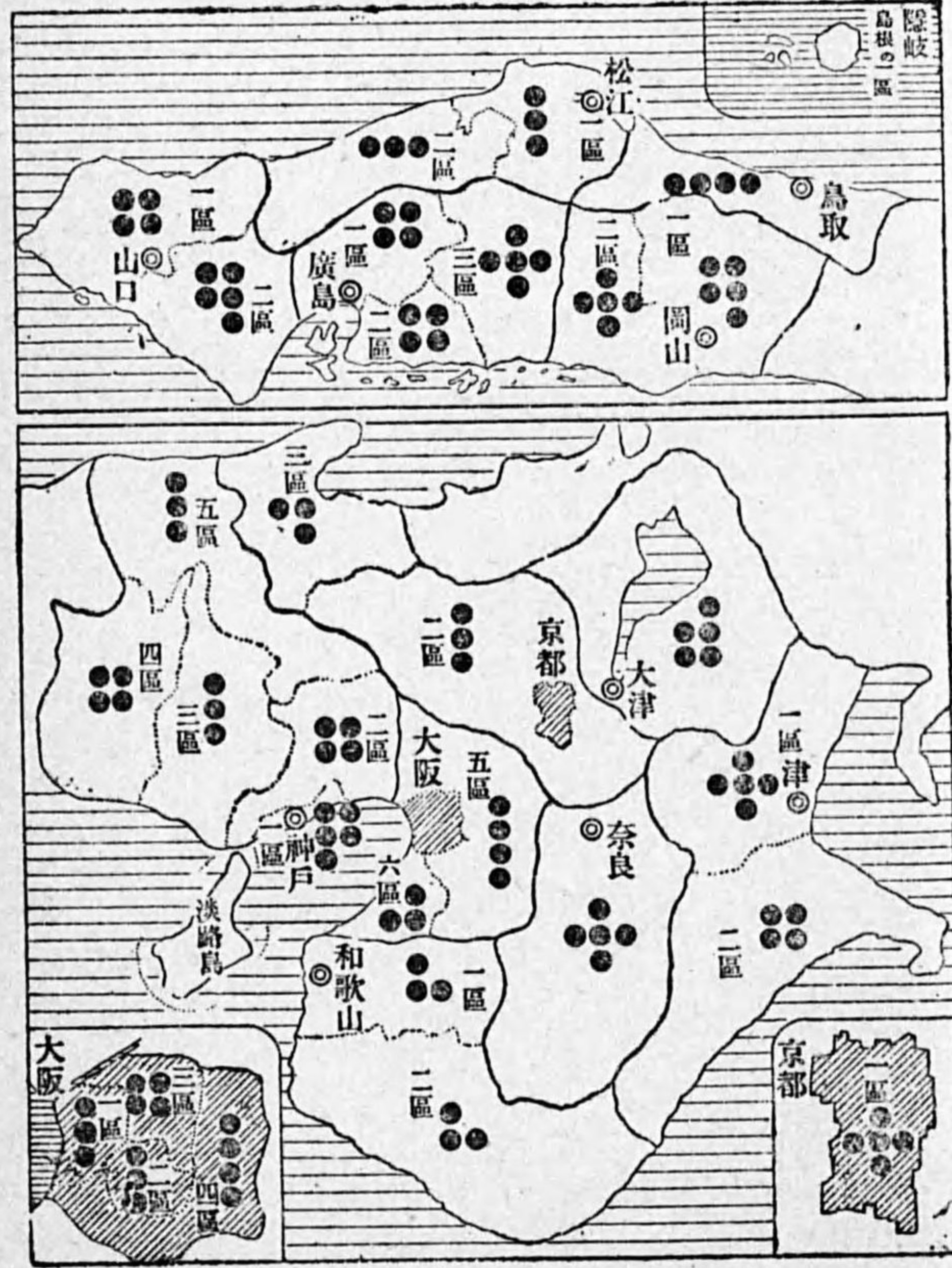
### 衆議院議員選舉區 (五)

大分	第一	4	大分市、大分、北海部、南海部、大野、直入、玖珠、日田	沖	總	5	全縣一區
	第二	3	別府、西國東、東國東、速見、下毛、宇佐		第一	5	札幌、小樽、石狩支廳管内、後志支廳管内
佐賀	第一	5	佐賀市、佐賀、神崎、三養基、小城	北海道	第二	4	旭川、上川支廳管内、宗谷支廳管内、留萌支廳管内
	第二	5	東松浦、西松浦、杵島、藤津		第三	3	函館、檜山支廳管内、渡島支廳管内
熊本	第一	5	熊本、飽託、玉名、鹿本、菊池、阿蘇		第四	5	室蘭、室知支廳管内、臈振支廳管内、浦河支廳管内
	第二	5	宇土、上益城、下益城、八代、葦北、玖磨、天草		第五	4	釧路、河西支廳管内、釧路國支廳管内、根室支廳管内、網走支廳管内
宮崎	第一	5	全縣一區				
鹿兒島	第一	5	鹿兒島市、鹿兒島、揖宿、川邊、熊毛、日置				
	第二	4	薩摩、出水、伊佐、哈良、噺咲				
	第三	2	肝屬、大島				

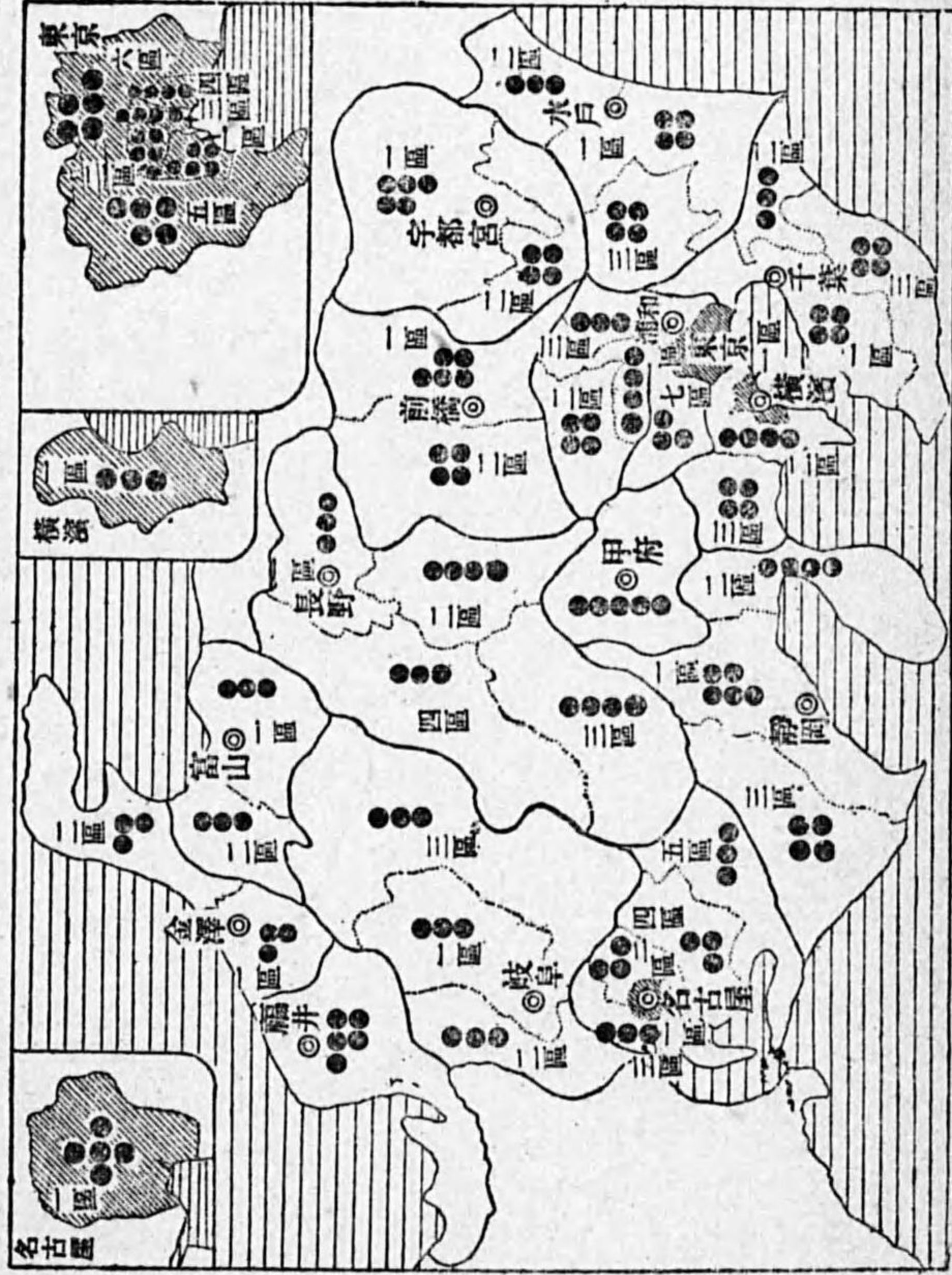
### 衆議院議

(近畿地方・中國地方)

● 八議員

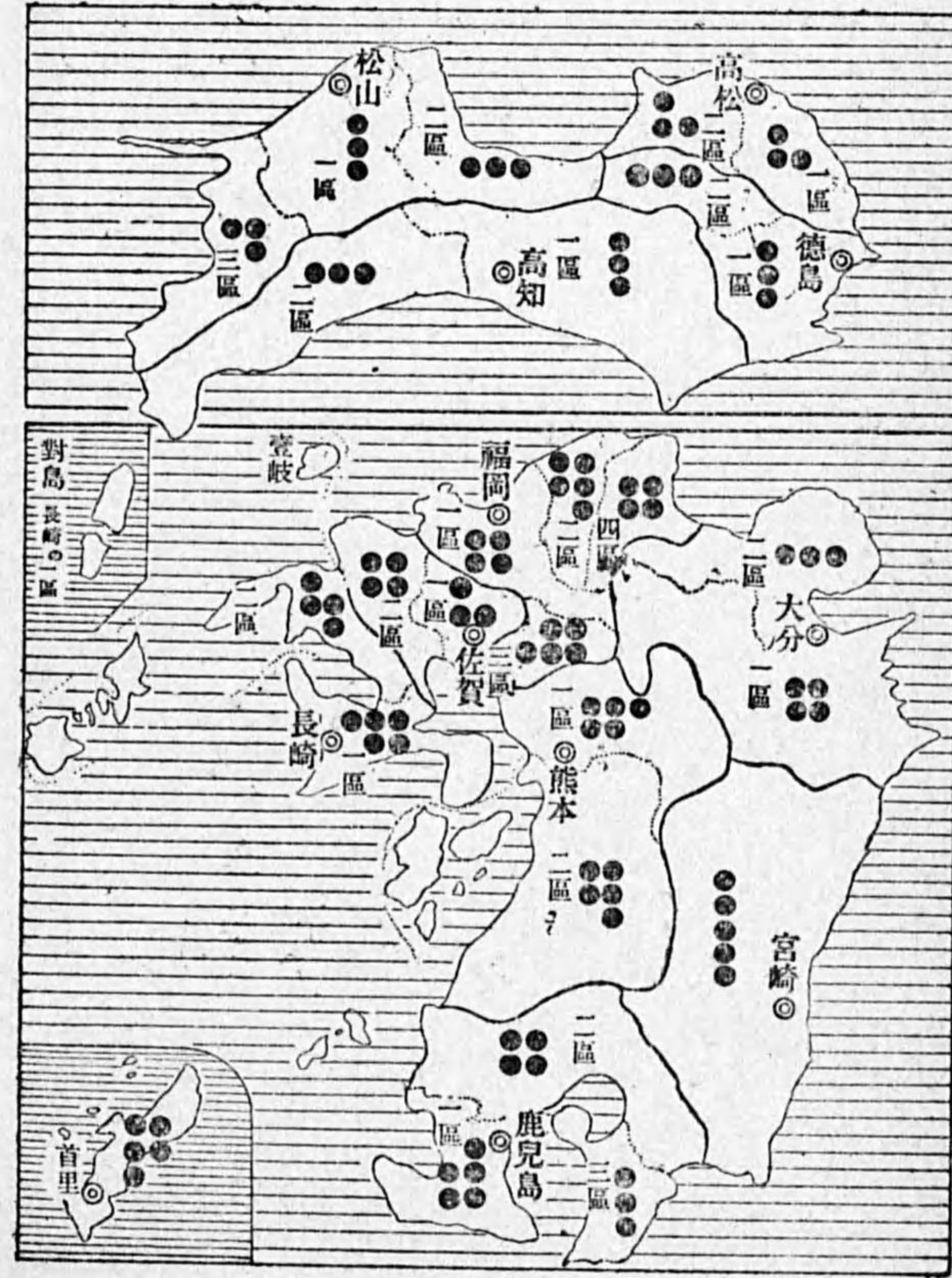


### 衆議院議員選舉區 (關東地方・中部地方) ● 八議員定數一人



### 眞選舉區

定數一人 (四國地方・九州地方)



衆議院議員の任期

總選舉の期日より四ヶ年、但し議會開會中に任期終了するも閉會迄在任す

### 議員の特権と義務

a 發言表決の自由

議院に於て發言した意見及び表決に就いては院外に於て責を負ふことがない、但し自らその言論を演説刊行筆記又は其他の方法で公布した場合は一般の法律で處分される (憲、五二)

b 身體の自由

現行犯罪又は内亂外患に關する罪を除くの外、會期中に其の院の許諾なくして逮捕せられることがない (憲、五三)

c 歳費及び旅費を要求する權を有す (議院法、一九)

2 義務

a 會議に出席する義務 (議院法、九九)

b 院の紀律に服し及びその懲戒に服する義務 (同、九四—九九)

議會の作用——國政參與

1 同意作用（事前に爲すを協賛、事後に爲すを承諾といふ）

a 立法行爲に對する同意權

イ總て法律は議會の協賛を経ることを必要とする（憲、三七）

ロ憲法の改正に就いては議會の議決を必要とする（憲、七三・二）

ハ緊急勅令を發した場合政府は之を次期議會に提出するを要し議會が同意しなかつた場合、政府は將來に向つてその效力を失ふことを公布せなければならぬ（憲、八・二）

b 財政行爲に對する同意權

イ國家の歳出歳入の豫算に對する協賛權（憲、六四・一）

ロ國債を起し及び豫算に定めた以外に於て國庫の負擔となるべき契約をなす場合の協賛權（憲、六二・三）

ハ豫算の款項に超過し又は豫算外に生じた支出に對する承諾權

（憲、六四・二）

ニ緊急財政處分をなした場合に爲す承諾權（憲、七〇）

2 監視作用（政府が國利民福を圖るや否やを監視）

a 議員の質問權——三十人以上の賛成者を求め簡單なる主意書を作り連署し議長に提出して政府に質問することが出来る。尙この正規の質問の外に議事進行上現に議題とされてゐる事項に關し口頭を以て便宜質問することが出来る（議院法、四八、四九）

b 審査權——各院は國務に關し各種の事情を審査する爲め政府に對し必要な報告又は文書を求めることができる（議、七四）

c 決算の審議權——國家の歳出歳入の決算は會計検査院が之を検査確定し政府は其の検査報告と共に之を議會に提出する（憲、七二）

d 請願受理の權——各院は人民の請願を受けることを得（議、六二以下）

e 建議權——各院は法律其他の事件に就き意見を政府に建議し得、但し採納を得ざるものを同一會期中再びするを得ない（憲、四〇）

f 上奏權——各院は右の建議を爲す代りに天皇に上奏するを得（憲、四九）

g 決議權殊に不信任決議權——各院はその希望又は意向を表明する爲に各種の決議を爲す、就中衆議院がその多數の意思に反する政策を採用した政府に對して不信任を表明する決議は重要である。

3 對外的作用

- a 法律案提出權（憲、三八）
- b 議員逮捕許諾權（憲、五三）

4 對内的作用

- a 院内整理規則制定權（憲、五一）
- b 議員の資格審査權（貴族院令、九、議院法、七八以下）
- c 院内警察權（議院法、八五以下）
- d 院内懲罰權（議院法、九四以下）
- e 議員の請假許可權（議院法、八一—八三）

議會の活動

- 1 召集——天皇の大權に屬し、毎年一回召集するを常例とし之を通常會といふ、之に對して臨時緊急の必要ある場合に召集される議會を臨時會といふ、又解散後には五ヶ月以内に新議會が召集されなければならない、臨時議會以外の召集の詔書は集合の期日を定め四十日前に發布される
- 2 議會の成立——召集の命を受けた議員は所定の時に各院に參集、議員の部署を定め、衆議院では議長及び副議長のない場合之を選挙する

- 3 開會——兩院成立すると天皇は日を定め兩院議員を貴族院に集め議會の開會を命ぜられる、これにより議會は始めて議事を爲すを得
- 4 會期——通常議會は三ヶ月、必要あれば勅命で延長される  
臨時議會の會期はその時毎に勅命で定められる
- 5 停會——會期中必要ある場合（議會の反省を促す等）天皇は議會の働きの一時的停止（十五日以内）を命ぜられる
- 6 休會——會期中又議院自らその會議を休むことがある（議案無き場合等）
- 7 閉會——會期滿了によつて議會は議事能力を失ふ、その翌日貴族院に於て閉院式が行はれる
- 8 會期不繼續の原則——會期終了と同時に未だ兩院の議決を得ない一切の議案・建議案は總て議案としての力を失ひ、次の會期に繼續しない
- 9 議長副議長——貴族院では議員中より勅任、任期七箇年、衆議院では正副各三人の候補者を選挙し、内各一人を勅任、任期は議員在任中
- 10 議事法——三分の一以上の出席を定足數とし出席議員の過半數を以て議決、可否同數の時は議長が決定、會議は公開するが政府の要求又は院議により秘密會ともなる、法律案は通常三讀會の順序を経て議決する

衆議院政黨別議員數 (開會時)

	56議會	57	58	59	60	61
會黨會會他員	221	237	173	171	171	303
友政同盟	174	173	271	267	250	144
計(定員)	3	3	6	6	6	—
1) 63	5	1) 51	15	16	23	19
2	466	2	1	6	16	—
466	466	466	466	466	466	466
	62議會	63	64	65	66	67
會黨盟他員	301	298	299	291	264	263
友政同盟	144	119	117	119	118	118
計(定員)	—	30	33	32	32	31
19	14	10	7	26	54	—
2	5	7	17	26	—	—
466	466	466	466	466	466	466
	68議會	69	70	12年選舉	71	72
會黨員部會盟會室黨室屬員	249	171	171	175	175	174
友政議一樂和同方控衆控所	126	205	205	179	180	179
計(定員)	—	—	—	—	49	49
18	25	25	16	—	—	—
21	14	12	11	—	—	—
—	—	9	11	11	11	11
9	22	—	—	—	—	—
—	—	20	36	36	36	36
—	—	20	13	13	13	13
4	2	4	22	2	2	4
39	—	—	—	—	—	—
466	466	466	466	466	466	466

1) 床次派を含む。

議會の解散

衆議院議員の任期滿了以前にその資格を失はしめることを解散といふ、政府と衆議院と衝突し、政府が議會の意向を不當と認め、更に國民の所信を問ふことを決した場合天皇は政府の奏上により解散を命ぜられる、又解散は政府と貴族院、貴族院と衆議院との間の衝突の際も行はれる、衆議院解散と同時に貴族院は停會を命ぜられる、解散後三十日以内に總選舉が行はれる、新議員の多數が政府と意見を異にする時内閣は辭職するのが普通である

政黨

1 意義——政治上意見を同じくする者が一定の組織の下に相結合してその政治上の主張を貫徹しようとする團體をいふ  
2 政黨の作用——その政黨の理想實現の爲の作用

イ選舉民に對する作用

- a 政綱政策を決定表明して民衆多數の共鳴を得ること
- b 議員候補者の選定並に推薦を行ふこと
- c 民衆に對し政治的教化作用を行ふこと

ロ 議會内に於て他の黨派との間に行ふ作用(多數を制する爲の諸機能等)  
ハ 政府との關係に於て行ふ作用(與黨としての支持反對黨としての監視)

### 國務大臣

- 一地位——天皇を輔弼し法律勅令及び其他國務に關する詔勅に副署する機關
- 二輔弼——國務に關し意見を奏上して御採納を請ひ、御諮詢に奉答することをいふ、その進言の御採否は聖斷によるが、それに就いての責任は凡て國務大臣が負ひ如何なる理由有るとも免れるを得ない、之を輔弼の責任といふ
- 三副署——詔勅に天皇の御名に副へて名を署すこと、輔弼を形式に表したるもの
- 四國務大臣の任用——定員の規定なく天皇は任意に適任者を任用される、今日内閣總理大臣及び各省大臣が國務大臣を兼職するも性質上は全く別個のものである。(次頁參照)

### 内閣

- 一性質——國務大臣は重要な國務に關しては慎重合議意見の一致を見た上輔弼の任に當らなければならぬ、その合議體を内閣といふ
- 二内閣總理大臣——内閣の首班で國務大臣の任免、閣議の準備指揮其他を爲す
- 三閣議を經べき事項——1 法律案及豫算案 2 外國條約及重要國際條件 3 官制又は規則及法律施行に係る勅令 4 諸省間主管權限の爭議 5 天皇より下附又は議會より送致の人民の請願 6 豫算外支出 7 勅任官及地方長官の任免進退

### 國務大臣・各省大臣・無任所大臣の區別

- 國務大臣と各省大臣とは之を區別することを要す。其主なる差異は次の如し
- (一)國務大臣は憲法上の輔弼機關であるが、各省大臣は官制によつて設けられたる行政官廳である
  - (二)各省大臣は天皇の命によつて、其所管事務を擔任し、下級官廳を指揮監督し、其責に任ず。國務大臣には斯る制限なく、國務の全般に對して輔弼の責に任ずるものである。例へば文部大臣は行政官廳として、教育・宗教及學藝に關する事項を管掌するが、國務大臣として國務全般に亘り責を負ふものなれば財政・國防等に付ても輔弼の責を負ふものである
  - (三)憲法は國務大臣の定員に付き制限を定めざるも、二人以上の存在を認めてゐる。故に天皇は二人以上の國務大臣を任用せらるゝものである
- 現在では内閣總理大臣及各省大臣が、同時に國務大臣を兼ねることを慣例とす。併しながら内閣總理大臣及び各省大臣が、當然國務大臣であるの要なく、唯便宜上二職を兼ねるに過ぎないから、各省大臣に非ざる國務大臣を置き得るのであつて、斯る大臣を所謂無任所大臣と云ふ。



- 一 性質——重要なる國務に就き天皇の御諮詢ある毎に審議して意見を奉答する憲法上の機關、國務大臣の如く進んで意見を奏上することなく又政治上の責任も負はない
- 二 任務——その會議は左の場合に開く
- 1 皇室典範によりその權限に屬する事項
  - 2 憲法の條項又は憲法に附屬する法律勅令に關する草案及び疑義
  - 3 憲法第十四條戒嚴の宣告、同第八條及び第七十條の勅令その他罰則ある勅令
  - 4 列國交渉の條約及び約束
  - 5 樞密院の官制及び事務規定の改正に關する事項
  - 6 前諸項に掲げたるものゝ外臨時に御諮詢あらせられた事項
- 三 組織——現在正副議長各一名、顧問官廿四名より成る合議體
- 國務大臣は顧問官として議席に列し表決に加はる、議決は多數決による、樞密院の上奏する意見の御採否は一に聖斷による
- 顧問官は國家の元勳及び鍊達の士にして年齢四十歳以上の者が任ぜられる

樞密顧問

歴代内閣

成立時	存続期間	總理大臣	臨時代理或は兼攝
年月日	年月日		年月
明治 18.12.12	2. 4. 8	伊藤 博文	三條實美(22.15—)
21. 4.30	1. 7.24	黒田 清隆	
22.12.24	1. 4.12	山縣 有朋	
24. 5. 6	1. 3. 3	松方 正義	
25. 8. 8	4. 1.10	伊藤 博文	黒田清隆(29.6—)
29. 9.18	1. 4.25	松方 正義	黒田清隆(30.4—6)
31. 1.12	5.18	伊藤 博文	
31. 6.30	4. 1	大隈 重信	
31.11. 8	1.11.11	山縣 有朋	
33.10.19	7. 5	伊藤 博文	西園寺公望(33.10—)
34. 6. 2	4. 7. 5	桂 太郎	
39. 1. 7	2. 6. 7	西園寺公望	
41. 7.14	3. 1.16	桂 太郎	
44. 8.30	1. 3.10	西園寺公望	
大正 1.12.21	2. 0	桂 太郎	
2. 2.20	1. 1.17	山本權兵衛	
3. 4.16	2. 5.23	大隈 重信	
5.10. 9	1. 1.20	寺内 正毅	内田康哉(10.11—)
7. 9.29	3. 1.14	原 敬	
10.11.13	6.29	高橋 是清	内田康哉(12.8—)
11. 6.12	1. 2.23	加藤友三郎	
12. 9. 2	4. 5	山本權兵衛	
13. 1. 7	5. 4	清浦 奎吾	
13. 6.11	1. 7.16	加藤 高明	若槻禮次郎(15.1—)
15. 1.30	1. 3.18	若槻禮次郎	
昭和 2. 4.20	2. 2.13	田中 義一	幣原喜重郎(5.11-6.3)
4. 7. 2	1. 9.13	濱口 雄幸	
6. 4.14	8. 0	若槻禮次郎	高橋是清(7.5—)
6.12.13	5.15	犬養 毅	
7. 5.26	2. 1.12	齋藤 實	
9. 7. 8	1. 8. 2	岡田 啓介	
11. 3. 9	10.27	廣田 弘毅	
12. 2. 5	3.27	林 銑十郎	
12. 6. 4		近衛 文麿	

# 行政

意義——立法、司法を除く總ての統治權の作用を行政といふが斯る廣汎なる行政作用の中特に、大權事項以外の行政機關の作用を挾義に於ける行政とする

行政の種類

## 1 内務行政

イ警察行政—安寧秩序の保持

ロ助長行政—國利民福の増進

保險、產業、教育、電信、郵便、鐵道

内務省、遞信省、文部省、鐵道省、農林省、拓務省、商工省、厚生省

## 2 外務行政

我國及我國人の外國との關係一切を掌る——外務省

## 3 軍務行政

陸軍海軍空軍の編成・軍需品の供給—陸軍省

徵兵・徵發等の事を掌る —海軍省

## 4 司法行政

裁判所の配置・犯罪の捜査・司法事務の監督等を掌る —司法省

## 5 財務行政

租税の徵收・國債の發行—大藏省

國有財産の收支整理等を掌る

## 行政官廳

行政機關 廣義——帝國議會及び司法裁判所を除く他の總ての國家機關の總稱

狹義——國務大臣及び樞密院以外の國家機關をいふ

行政官廳——行政機關中、委任された範圍内の行政事務に就き國家の意思を決定し直接に之を表明し得る國家機關——各省大臣府縣知事等

## 補助機關

行政官廳を助けるのみで國家意志決定の權限をもたない

各省の次官、局長、課長、屬、府縣の部長、課長、技師、屬等

## 行政行爲

事實上の行爲——學校の設立、道路の開設等の如き

法律上の行爲——官廳のみの意思によつて行政上の効果を生ずる行爲（命令禁止認可許可特許等）を行政處分といふ

行政官廳の種類——權限の及ぶ範圍を標準とする區別

## 中央行政官廳

——その權限全國に及ぶもの

a 内閣——各省大臣の合議制官廳、各般の行政の統一保持を主要任務とする

b 内閣總理大臣——内閣の首班、又獨任制の最高行政官廳として各省の管轄に屬しない行政を監督、則ち恩給局、印刷局、資源局、賞勳局、法制局の事務を統括し其事務に就き地方長官、警視總監を監督、其命令を閣令といふ

イ内閣總理大臣の主管事務

- 1 詔書、勅書、法律、命令等の公布
- 2 憲法、詔書、勅書、法律、命令等の原本の保存
- 3 官吏の恩給に關する事務
- 4 植民地行政の監督
- 5 行政上の統計に關する事務
- 6 官報の發行
- 7 勳章、記章、褒章に關する事務
- 8 高等試験に關する事務

ロ内閣所屬各局・各院

- |        |       |       |          |
|--------|-------|-------|----------|
| 1 内閣官房 | 2 恩給局 | 3 統計局 | 4 印刷局    |
| 5 法制局  | 6 賞勳局 | 7 企畫院 | 8 高等試験委員 |

ハ内閣總理大臣補助機關

- 1 内閣書記官長
- 2 書記官
- 3 内閣總理大臣秘書官
- 4 所屬各局總裁、長官、局長、屬、技手

○各省大臣——各省大臣は獨任制の行政官廳として各行政の一部を擔任し下級

官廳を指揮監督する、この發する命令を省令といふ

イ外務大臣 外國に關する政務を施行、外國に於ける帝國商事の保護及外國

在留臣民に關する事務を管理し、外交官、領事官及外交に關する事項

關東長官を指揮監督し對支文化事業に關する事務を管理する

所屬局部 1 亞細亞局 2 歐米局 3 通商局 4 條約局 5 情報部

6 文化事業部

ロ内務大臣 神社、地方行政・議員選舉・警察・土木・衛生・都市計畫・地理・

出版著作權及拓殖に關する事務を管理し警視總監及地方長官を監督する

所屬局部 1 神社局 2 地方局 3 警保局 4 土木局 5 衛生局

外局として6 社會局 7 中央職業紹介事務局

ハ大藏大臣 政府の財政を總括し、會計・出納・租稅・國債・貨幣・預金・保管金・

政府所有又は保管に係る有價證券・銀行・信託・無盡及有價證券割賦販賣に

關する事務を管理し北海道地方費、府縣市町村、公共組合の財政を監督する

所屬局部 1 主計局 2 主稅局 3 理財局 4 銀行局 5 預金部

外局として 6 營繕管財局 7 造幣局 8 專賣局

ニ陸軍大臣 陸軍々政を管理し、陸軍々人軍屬を統督し、所轄諸部を監督する  
 所屬局 1 人事局 2 軍務局 3 整備局 4 兵器局 5 經理局 6 醫務局  
 ホ海軍大臣 海軍々政を管理し、海軍々人軍屬を統督し、所轄諸部を監督する  
 所屬局 1 人事局 2 軍務局 3 教育局 4 軍需局 5 警務局 6 經理局  
 7 築建局 8 法務局

ヘ司法大臣 裁判所及檢事局を監督し、檢察事務を指揮し、民事・刑事・非  
 訟事件・戸籍・供託・監獄・少年の矯正審判・及釋放者の保護に關する事  
 項其他諸般の司法行政事項を管理する

所屬局部 1 民事局 2 刑事局 3 行刑局  
 ト文部大臣 教育、學藝及宗教に關する事務を管理する  
 所屬局部 1 専門學務局 2 普通學務局 3 實業學務局 4 社會教育局  
 5 圖書局 6 宗教局 7 學生部

チ商工大臣 商・工・鑛山及び地質、度量衡及計量並に軍需調査統轄に關す  
 る事務を管理する

所屬局部 1 商務局 2 工務局 3 鑛山局 4 中央度量衡檢定所  
 5 地質調査部 6 保險部 外局として7 特許局等

リ農林大臣 農・林・水産・畜産及米穀法施行に關する事務を管理する

所屬局 1 農務局 2 山林局 3 水産局 4 畜産局 5 蠶絲局  
 又遞信大臣 郵便・電信・航路標識・發電水力・航空・電氣・船舶・水陸運  
 輸に關する事務を管理する

所屬局 1 郵務局 2 電務局 3 工務局 4 電氣局 5 管船局 6 航空局  
 7 經理局

ル鐵道大臣 國有鐵道及附帶の業務を管理し、地方鐵道、軌道其他陸運を監督  
 所屬局 1 監督局 2 運輸局 3 建設局 4 工務局 5 工作局 6 電氣局  
 7 經理局

ヲ拓務大臣 朝鮮臺灣總督府・關東廳・樺太及南洋廳に關する事務を統理し  
 滿鐵及東洋拓殖兩會社の業務を監督し又涉外事項に關するものを除くの外  
 移殖民に關する事務及海外拓殖事業の指導獎勵に關する事務を管理し且つ  
 其事務に付き外務大臣を経て領事を指揮監督する

所屬局部 1 管理局 2 殖産局 3 拓務局 4 朝鮮部

ワ厚生大臣 衛生・體力向上・疾病豫防、社會・勞働・臨時軍事援後等の事  
 務を管理す(昭和十三年一月設置)

### 會計検査院及び行政裁判所

d 會計検査院——天皇に直屬し國務大臣に對して獨立の地位を有つ合議制官廳

1 官金の收入支出、官有物及國債に關する計算を検査確定し會計を監督する（政府は決算書に検査報告書を添へ議會へ提出する）

イ 權 限  
2 權限内に於て政府に意見を述べる

3 權限内に於て天皇に上奏する

4 出納事務を掌る官吏の賠償責任に就き審判を下す

ロ 組 織——院長・部長・検査官・書記官

e 行政裁判所——國務大臣及司法裁判所から獨立した地位を有つ合議制官廳（一

審制度で東京に一個所在するのみ）

イ 權 限  
行政官廳の違法處分に因つて權利を侵害されたとして起した人民の訴訟を審判する

行政訴訟事項  
1 海關税を除く外、租税及手数料の賦課に關する事  
2 租税滯納處分に關する事  
3 營業免許の拒否、取消に關する事  
4 水利及土木に關する事  
5 土地の官民有區分査定に關する事  
6 其他法律勅令により特に行政訴訟を許した事項

ハ 組 織——長官・評定官

地方行政官廳——その權限一地方に限るもの

a 府縣知事——内務大臣又は各省大臣の指揮・監督を受け、各府縣内の教育・

衛生・警察・産業・土木・社寺・徵兵等の事務を掌り部内の市町村長及警察署長を指揮監督し、非常急變の場合は出兵を請求することを得る、府縣知事の命令を府縣令といふ

補助機關——書記官・地方事務官・地方警視・地方少作官・地方技師・地

方視學官・視學・屬・技手・警部等

府縣支廳——島地その他交通不便の地に置かれる、支廳長は知事の指揮監督を受けて法律命令を施行、部内町村長を指揮監督する

d 警視總監——内務大臣及び各大臣の指揮・監督を受け東京府内の警察・消防・衛生事務を掌る、其の發する命令を警視廳令といふ

c 北海道長官——その掌るところは拓殖事務、國有林野事務を附加する他は大體府縣知事のそれに同じ

d 特別行政官廳——イ 税關   ロ 税關支署   ハ 稅務監督局   ニ 稅務署   ホ 營林局   ヘ 營林署   ト 社會局   チ 營繕管財局   リ 造幣局   ヌ 專賣局   ル 貯金局  
ヲ 遞信局   ワ 遞信官署   カ 鑛山監督局   ヨ 鐵造局等

特殊地方行政官廳

a 朝鮮總督——朝鮮に於ける諸般の政務を統理し、又安寧秩序を保つ爲必要な場合陸海軍司令官に出兵を請求することを得る

命令——朝鮮總督府令——普通の行政命令

制令——總理大臣を経て勅裁を請ふを要し法律と同一效力を有す

補助機關——政務總監・局長・部長等

諮詢機關——中樞院

地方下級官廳——知事（知事の下に府尹・郡守・島司・邑長・面長あり）

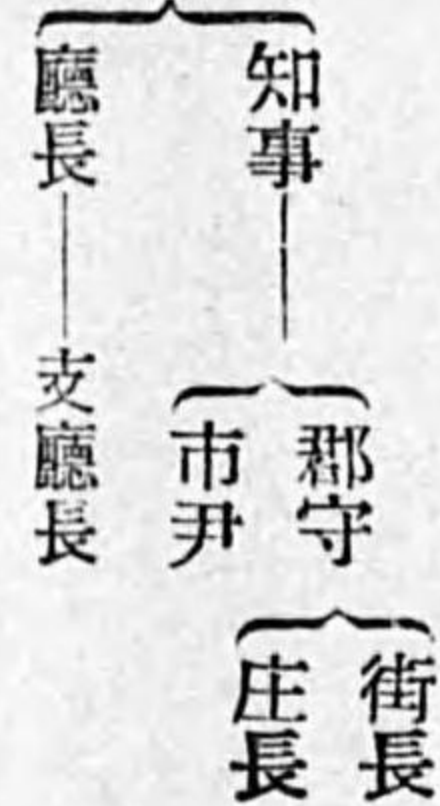
b 臺灣總督——拓務大臣の指揮監督の下に臺灣諸般の政務を司る

命令——臺灣總督府令——普通行政命令

律令——勅裁を請ふを要し法律と同一效力を有す

補助機關——總務長官、局長等

地方下級官廳——州に知事、廳に廳長がある



o 樺太廳長官——主として拓務大臣の指揮監督を受けて樺太に於ける諸般の政務を管理する（その権限は内地地方長官より遙に廣い）

命令——樺太廳令を發す

地方下級官廳——支廳

d 關東廳長官——昭和九年十二月官制改正の結果、關東州には州廳長官（勅任）

が置かれ、滿洲國駐劄特命全權大使の指揮監督下に州内の行政事務を管理することゝなつた。

命令——關東廳令を發す

補助機關——局長・財務部長

地方下級官廳——管内を三區に分け各區に民政署長

e 南洋廳長官——主として拓務大臣の指揮監督を受けて南洋群島（統治を委任

された舊獨逸領）に於ける諸般の政務を管理する

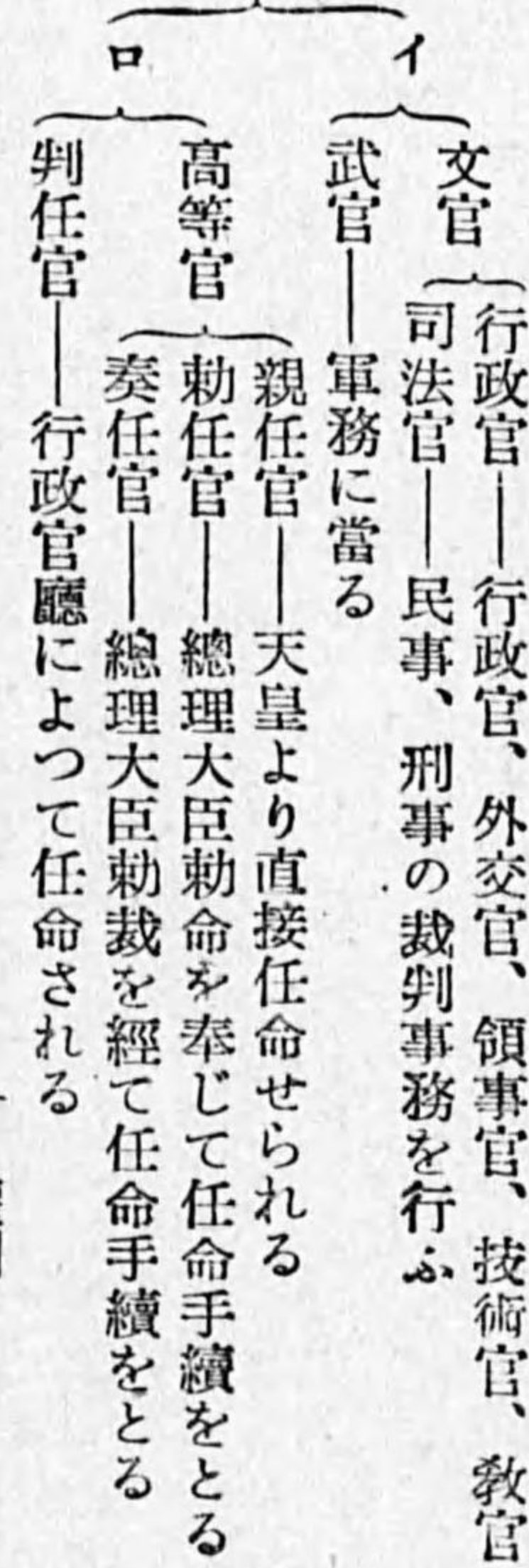
命令——南洋廳令を發す

地方下級官廳——須要の地に南洋廳支廳

官吏

1 意義  
任命に基づいて天皇の下にあつて一定の國家事務を擔任し國家の爲勤務に服する特別義務を有する者、日本臣人は任官要件を備ふる時は何人も官吏となれる、任官の前には個人の同意を要す、官吏は任官の後又は同時に特定の職務に補職される

2 種類



3 義務

- (イ) 職務又は職務上居住の地を離れるを得ない義務
- (ロ) 本屬長官の命令遵守の義務
- (ハ) 力めて國家の利益を圖る義務
- (ニ) 官の秘密嚴守の義務(ホ) 品位保持の義務
- (ヘ) 許可なく私職に就き商業を営むを得ない義務

4 權利

- (イ) 濫りに地位を奪はれない權
- (ロ) 俸給を受ける權
- (ニ) 恩給及扶助料を受けらる權
- (ハ) 實費支辨を受ける權

文官人員  
(昭和11年末現在)(單位人)

	勅任	奏任	判任	計 (其他共)
内樞外内大陸海司文農商遞鐵拓會行貴衆朝臺關樺南警北府	20	85	282	5,206
	23	3	5	17
	68	440	697	1,934
	34	631	2,036	11,306
	41	630	12,504	10,879
	12	424	1,951	17,561
	9	439	1,450	11,741
	185	2,340	6,224	17,682
	930	3,204	3,944	9,495
	22	620	3,500	11,932
	27	378	932	2,899
	33	710	30,408	206,313
	25	1,106	32,581	191,400
	7	39	103	314
	7	34	169	143
	12	3	8	14
	1	7	72	149
	1	7	85	156
	93	1,437	14,079	78,259
	57	884	5,470	20,200
	12	209	2,059	9,474
	1	118	1,143	2,238
	1	33	387	609
	2	104	1,391	15,783
	5	149	1,780	3,432
	46	1,211	8,790	50,499
計	1,679	15,245	132,060	* 148,984

\* 勅、奏、判任の總計

内地警察官署及職員 (各年末)

			昭和 8	昭和 9	昭和 10
官署	警察署	署所...	1 199	1 200	1 201
		出立番所...	4 932	5 183	4 672
		在所警察署...	14 126	14 222	14 240
職員	警警巡	視部...	24	24	24
		部補...	339	339	346
		部計...	1 544	1 546	1 632
		部計...	3 545	3 590	3 661
		部計...	56 893	59 501	60 837
巡查一人に付人口	市郡	部部	62 326	64 976	66 526
		部部	555	557	638
			1 567	1 552	1 602

内地警察検挙件數

		昭和 10	昭和 10
窃詐業横恐背强放失文賭常傷	(刑法犯)		
	盜...	498 465	殺人未遂... 797
	欺...	433 887	殺 人 未 遂... 1 177
	領...	203 669	過 失 傷 害... 1 226
	領...	76 238	過 失 傷 害 致 死... 4 076
	喝...	36 226	業 務 上 過 失 傷 害... 16 435
	任...	9 853	計 (其他共) 1,502 661
	盜...	2 045	違 警 罪 即 決 留 料... 122 346
	火...	1 985	拘 科... 1,045 144
	火...	12 733	未 成 年 禁 煙 禁 酒... 31 732
	造...	17 632	禁 煙 違 反... 18 178
	博...	38 621	禁 酒 違 反...
	博...	8 981	
	害...	28 998	

警察の事務

官廳の系統



(憲兵—軍事警察ヲ掌ルト共ニ普通警察ノ事務ヲ補助ス)





本邦災害金額

(單位 百萬圓)

	火災	水災	潮災	暴風雨 被害	合計
大正 3	16.2	28.7	8.6	4.1	57.6
// 12	1 058.5	32.9	2.2	3.9	1 097.5
昭和 3	67.1	15.8	0.1	2.0	85.0
// 4	71.3	9.7	1.7	2.4	85.1
// 5	55.3	20.0	0.2	14.3	89.8
// 6	52.1	8.9	0.3	2.9	64.2
// 7	60.5	48.2	0.3	16.5	125.5
// 8	34.9	9.3	19.9	7.6	71.7
// 9	171.9	389.8	4.6	75.6	641.9
// 10	53.9	176.3	3.7	20.7	254.6

本邦火災度數及戸數

	火災 度數	全戸 燒數 (住家)	損 害 見積額	火災一度に付	
				燒戸	損失金額
大正 1	千度 18.1	千戸 14.2	千円 …	戸 2.3	千円 …
// 10	15.9	28.7	69.1	1.8	4.3
昭和 3	18.0	18.1	67.1	1.0	3.7
// 4	18.5	18.8	71.3	1.0	3.8
// 5	17.5	15.8	55.3	0.9	3.1
// 6	17.7	14.9	52.1	0.8	2.9
// 7	18.5	18.0	60.5	1.0	3.2
// 8	19.4	12.5	34.9	0.6	1.8
// 9	20.5	23.7	171.9	1.2	8.9
// 10	19.1	13.8	53.9	0.7	8.4

災害防止の方法

- |  |  |  |
|--|--|--|
| <p><b>火災</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 耐火建築の考案</li> <li>(2) 大木造建築制限</li> <li>(3) 劇場等に於ける石綿幕の設備</li> <li>(4) 自動消火器の設備</li> <li>(5) 火災報知機の設備</li> <li>(6) 非常口の設備</li> <li>(7) 公共通路廣場の設置</li> <li>(8) 消防機關の完備</li> </ul> | <p><b>風水</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 氣象臺測候所の發達完備</li> <li>(2) 山林の濫伐禁止</li> <li>(3) 防風林の設置</li> <li>(4) 砂防治水の設備</li> </ul> | <p><b>地震</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地震研究所の發達完備による地震豫知の完全</li> <li>(2) 耐震建築の考案</li> </ul> |
|--|--|--|

傳染病

- |  |   |   |
|--|---|---|
| <p><b>非傳染病</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>麻疹、風疹、百日咳、流行性感</li> <li>胃、クルツプ性肺炎、流行性耳</li> <li>下腺炎、流行性腦炎、再歸熱、</li> <li>マラリヤ、結核、癩病、水痘、</li> <li>丹毒、恐水病、梅毒、淋病、恙</li> <li>蟲病、ウイルス氏病</li> </ul> | <p><b>傳染病</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コレラ、赤痢、腸チブス、バラ</li> <li>チブス、發疹チブス、痘瘡、猖</li> <li>紅熱、デフテリヤ、流行性腦脊</li> <li>髓膜炎、ペスト</li> </ul> | <p><b>關係法規</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>傳染病豫防法</li> <li>海港檢疫法</li> <li>種痘法</li> </ul> |
|--|---|---|

### 消防組及組員數

(昭和10年12月)

	組數	組員數		組數	組員數
滋京	197	16.8	賀都	235	44.3
大京	* 4	* 1.7	大阪	* 198	* 15.4
兵大	* 11	* 1.5	庫戸	* 423	* 126.0
奈和	* 2	* 0.8	良山	158	19.0
鳥島	219	19.2	取根	180	22.7
岡廣	273	27.5	山島	273	27.5
山德	392	108.8	口島	392	108.8
香愛	403	80.3	媛知	403	80.3
高福	* 202	* 22.7	岡賀	125	19.6
佐長	* 137	* 12.5	崎本	137	12.5
熊大	267	39.6	分崎	267	39.6
宮鹿	157	9.8	兒島	157	9.8
沖繩	308	86.1	計	308	86.1
	127	45.9		127	45.9
	180	38.3		180	38.3
	268	77.5		268	77.5
	255	58.6		255	58.6
	99	48.1		99	48.1
	167	11.0		167	11.0
	29	1.8		29	1.8
	11,446	2105.9		11,446	2105.9
	* 64	* 16.4		* 64	* 16.4

\* 特設消防官署

### 裁判所

—— 天皇の御名に於て法律に依り司法權を行ふ機關

(憲、五七)

一 司法の意義——民事(私生活の權利義務事項)刑事(犯罪事項)の裁判を爲すこと  
 二 司法權の獨立——行政上及立法上の不當な勢力に動かされて裁判の公正を失ふが如きことのなきやう司法權を立法權及行政權より完全に獨立せしめる即ち裁判官は精密に規定されてある法律に従つてのみ裁判を行ひ、他の官廳の干渉或は上級機關の指揮を受けず、獨立に法令を解釋し適用する

三 司法官の獨立——司法權の獨立を一層確實にする爲、裁判官に獨立の地位を與へ其の身分を保障する、即ち

- イ 法律に定めたる資格を有する者を以て之に任じ
- ロ 刑法の宣告或は懲戒の處分に依る外職を免ぜられることはない
- ハ 懲戒の條規は法律に依つて定められなければならない
- ニ 終身官である (裁判所構成法、六七)
- ホ 刑法の宣告又は懲戒處分によるの外は本人の意志に反して轉官、轉所、停職、免職又は減俸せられることはない (同、七三)

(憲、五八)

四 裁判を受ける權——日本臣民は裁判官に裁判を受ける權を奪はれることはない

(憲、二四)

五 裁判の公開——裁判は原則として公開で行はれる (憲、五九)

裁 判 所

(昭昭11年6月現在) 括弧内は出張所

大審院(東京)		控訴院	地方裁判所	區裁判所數	
控訴院	地方裁判所	區裁判所數			
京東	東京……	2(31)	廣島	廣島……	7(53)
	横濱……	3(25)		山口……	6(41)
	浦和……	5(33)		岡山……	7(49)
	千葉……	8(43)		鳥取……	3(28)
	水戸……	6(44)		松江……	7(44)
	宇都宮……	5(37)	長崎……	8(38)	
	前橋……	6(28)	佐賀……	4(30)	
	静岡……	6(45)	福岡……	11(45)	
	甲府……	3(21)	大分……	8(37)	
	長野……	10(51)	熊本……	9(43)	
	新潟……	10(54)	鹿兒島……	6(47)	
	京都……	6(28)	宮崎……	5(33)	
	大阪……	3(26)	那覇……	2(11)	
	大阪	神戸……	10(42)	宮城	仙臺……
奈良……		4(25)	福島……		6(44)
大津……		4(27)	山形……		5(37)
和歌山……		5(35)	盛岡……		7(37)
徳島……		4(35)	秋田……		7(40)
高松……		3(23)	青森……		5(34)
高知……		4(36)	札幌		札幌……
名古屋	名古屋……	6(43)		函館……	3(19)
	安濃津……	6(38)		旭川……	4(20)
	岐阜……	5(41)		釧路……	5(22)
	福井……	5(22)	樺太……	2(7)	
	金澤……	4(34)			
富山……	4(25)				
		計 7	51	282(1752)	

裁判所の種類

イ 通常裁判所 (區裁判所以外は何れも事務の分配上民事部と刑事部に分れる)

單獨制 一區裁判所

輕微な民事・刑事裁判と一定の非訟事件とを取扱ふ最下級の裁判所で、一人の判事がその裁判権を行ふ

二 地方裁判所

區裁判所の權限に屬しない事件の第一審と區裁判所の判決に對する控訴とを取扱ふ、三人の判事が合議により裁判権を行ふ

合議制

三 控訴院

地方裁判所の第一審判決に對する控訴を取扱ふ、三人の判事が合議により裁判権を行ふ

四大審院

地方裁判所及び控訴院の第二審の判決に對し不服ある者の上告する最上級の裁判所、尙別に皇室及び國事に關する重大な犯罪の第一審且つ終審の裁判をも行ふ

ロ 特別裁判所

陸海軍軍法會議・臺灣總督府裁判所・朝鮮總督府裁判所・南洋廳裁判所・關東州裁判所・少年審判所・領事廳等

裁判所職員

種 別	昭和 9	// 10	// 11
判事.....	1 370	1 391	1 391
検事.....	648	648	648
書記長.....	8	9	9
試補.....	215	215	215
書記.....	5 586	5 605	5 605
雇員.....	5 168	5 109	5 163
傭人.....	2 939	3 030	3 040
計.....	15 934	16 007	16 076
供託局員.....	359	359	359
執達吏.....	666	666	658
辯護士.....	7 082	7 082	5 976
公證人.....	288	285	286

裁判事件總數

	昭和 9	// 10	// 11	
民 事	舊受.....	122 237	113 303	104 902
	新受.....	1 398 670	1 353 981	1 257 284
	計.....	1 520 907	1 467 284	1 362 186
	終局.....	1 407 579	1 362 348	1 262 894
刑 事	舊受.....	7 492	6 274	7 344
	新受.....	146 092	147 727	155 045
	計.....	153 585	154 001	162 389
	終局.....	147 312	146 657	155 191
受 理 局 數	舊受.....	6 381	5 624	7 785
	新受.....	549 525	530 841	512 994
	計.....	555 906	536 465	520 779
	被疑者.....	753 584	743 320	716 239

裁判所職員

イ 大審院長

ロ 控訴院長

ハ 地方裁判所長

ニ 區裁判所監督判事

ホ 判事——民事の訴訟を斷じ、刑事に就き犯罪及刑罰を判定する裁判官

ヘ 裁判所書記——記録會計の事務を掌る

ト 執達吏（區裁判所）——文書の送達及び裁判の執行を掌る

その他の裁判所所屬員

チ 辯護士——訴訟當事者の委任又は裁判所の命令により訴訟代理、辯論等の法律事務をとる

リ 公證人——民事に關する公正證書を作る

檢 事 局——各裁判所に附置せられ、檢事を置く

檢 事  
刑事につき裁判所に對し獨立の地位を有し、國家の利益を代表して犯罪を捜査し公訴を提起し法の適用を請求する外民事に就いても公益に關する訴訟に關與する、實質上行政官で、その最上長官は司法大臣

各裁判所の一般の事務を指揮しその執務を監督する

民事事件件数

	昭和 9	// 10	// 11	
區裁判所.....	1 395 142	1 343 307	1 243 248	
地方裁判所.....	107 521	107 111	103 484	
控訴院.....	11 630	10 861	10 102	
大審院.....	6 614	6 004	5 325	
計.....	1 520 907	1 467 284	1 362 186	
計 の 内	上告.....	4 612	4 069	3 836
	控訴.....	31 424	28 956	26 830
	抗告.....	6 337	5 983	4 657
	一審.....	270 617	257 465	238 982
	督促.....	302 954	280 366	253 361
	和解.....	31 260	31 510	25 017
	強制執行.....	31 523	29 739	29 967
破産.....	4 694	4 594	4 495	

民事訴訟物價額(昭和10年新受)

	第一審	控 訴	上 告
100 圓以下.....	86 451	4 135	517
250 圓以上.....	39 792	3 026	406
500 // .....	25 187	2 379	415
750 // .....	10 041	1 014	195
1 000 // .....	8 847	1 462	249
2 500 // .....	10 468	1 637	410
5 000 // .....	5 179	969	242
10 000 // .....	2 313	463	148
10 000 // .....	1 760	555	158
計.....	190 038	15 540	2 740
價 額	金額.....	33 080	17 285
	見積額.....	64 057	4 476
	計.....	164 229	45 259

訴 訟

意義 裁判所に於て権利を保護し義務を強要する爲にする手段で、これを民事訴訟、刑事訴訟に區別し、夫々その手續は民事訴訟法、刑事訴訟法に規定されてゐる

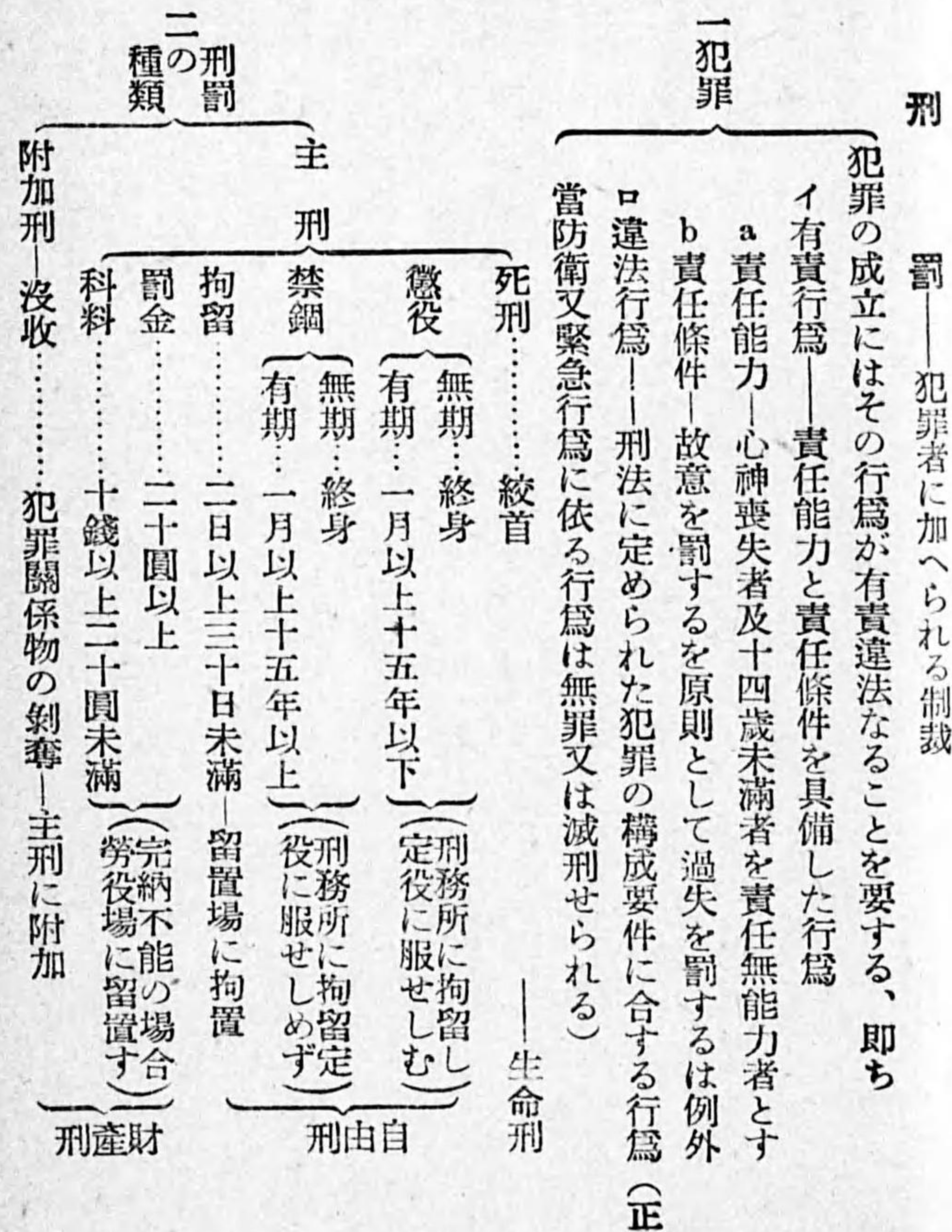
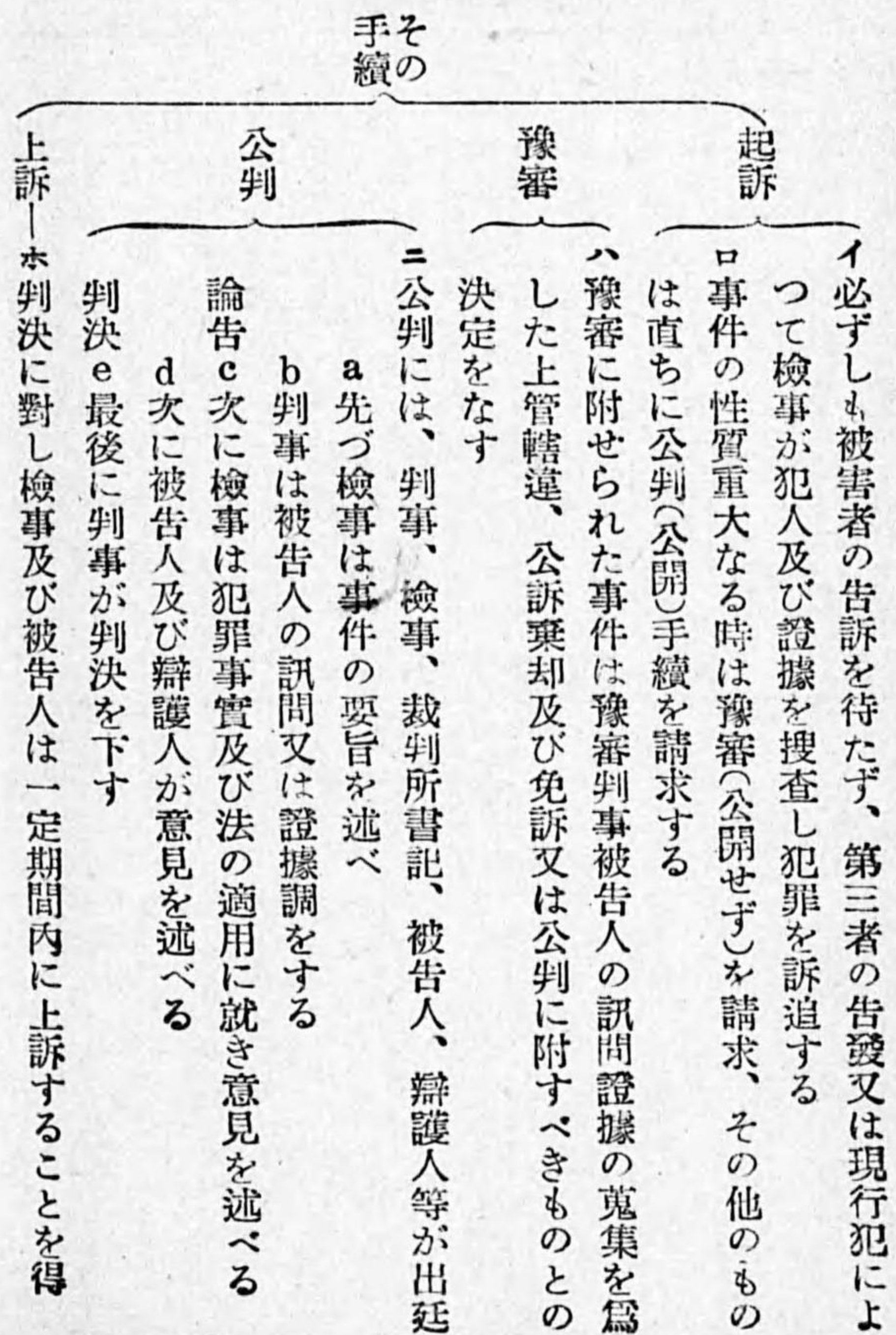
民事訴訟

私法上の権利・義務に就いての争點を審理確定し——  
確定せる権利・義務の内容を實現せしめて私權を保護する手續  
強制執行 裁判

その手續

イ原告から訴狀を裁判所に提出  
ロ裁判長被告に訴狀を送り口頭辯論期日に出頭することを命じ、且つ答辯書の提出を命ず  
ハ口頭辯論期日に原告被告出頭、證據を提出、法理を辯論する  
ニ裁判官は證人訊問・鑑定・書證・檢證・當事者訊問等の證據調の手續を経て判決を下す  
ホ判決に不服の者は二週間以内に上訴(第一回が控訴、第二回が上告)することを得る、期限内に上訴なき時裁判は確定  
ヘ敗訴の言渡を受けた者その判決内容を實行しない時は裁判所は執達吏をして強制執行をなさしめる

刑事訴訟——犯罪者に對し刑罰を課する手續



罪名及刑 (其の一)

罪名	最重刑	最軽刑
皇室に對する罪	死刑	二月以上四年以下懲役
内亂に關する罪	死刑	一年以上十年以下禁錮
外患に關する罪	死刑	一年以上十年以下懲役
國交に關する罪	一年以上十年以下懲役	二年以下懲役又は二百圓以下罰金
公務の執行を妨害する罪	三年以下懲役又は禁錮	二年以下懲役又は三百圓以下罰金
逃走の罪	一年以上十年以下懲役	一年以下懲役
犯人藏匿及證憑湮滅の罪	二年以下懲役又は二百圓以下罰金	罰せず
騷擾の罪	一年以上十年以下懲役又は禁錮	五十圓以下罰金
放火及失火の罪	死刑又は無期若くは五年以上懲役	三百圓以下罰金

罪名及刑 (其の二)

溢水及水利に關する罪	死刑又は無期若くは五年以上懲役	三百圓以下罰金
往來を妨害する罪	死刑又は無期懲役	五百圓以下罰金
住居を侵す罪	三月以上五年以下懲役	三年以下懲役又は五十圓以下罰金
秘密を侵す罪	一年以下懲役又は二百圓以下罰金	六月以下懲役又は百圓以下罰金
阿片煙に關する罪	一年以上十五年以下懲役	一年以下懲役
飲料水に關する罪	死刑又は無期若くは五年以上懲役	六月以下懲役又は五十圓以下罰金
通貨偽造の罪	無期又は三年以上懲役	行使名價三倍以下罰金又は科料
文書偽造の罪	無期又は三年以上懲役	六月以下懲役又は五十圓以下罰金
有價證券偽造の罪	—	三月以上十年以下懲役

罪名及刑 (其の三)

印證偽造の罪 二年以上有期懲役  
 偽證の罰 〃  
 誣告の罪 〃  
 猥褻、姦淫及重婚の罪 無期又は三年以上懲役  
 賭博及富籤に關する罪 三月以上五年以下懲役  
 禮拜所及墳墓に關する罪 三月以上五年以下懲役  
 瀆穢の罪 一年以上十年以下懲役  
 殺人の罪 死刑又は無期懲役  
 傷害の罪 無期又は三年以上懲役  
 過失傷害の罪 〃  
 墮胎の罪 三月以下禁錮又は千圓以下罰金  
 遺棄の罪 六月以上七年以下懲役  
 逮捕及監禁の罪 六月以上七年以下懲役

三年以下懲役  
 三月以上十年以下懲役  
 三月以上十年以下懲役  
 科料  
 罰金三百圓以下又は科料  
 五十圓以下罰金又は科料  
 六月以下懲役又は禁錮  
 二年以下懲役  
 一年以下懲役又は五十圓以下罰金若くは科料  
 五百圓以下罰金又は科料  
 一年以下の懲役  
 一年以下懲役  
 三月以上五年以下懲役

罪名及刑 (其の四)

脅迫の罪 三年以下懲役  
 略取及誘拐罪 二年以下有期懲役  
 名譽に對する罪 一年以下懲役若くは禁錮又は五百圓以下罰金  
 信用及業務に對する罪 〃  
 竊盜及強盜の罪 死刑又は無期懲役  
 詐欺及恐喝の罪 十年以下懲役  
 横領の罪 十年以下懲役  
 贓物に關する罪 十年以下懲役及千圓以下罰金  
 毀棄及隱匿の罪 三月以上七年以下懲役

一年以下懲役又は百圓以下罰金  
 三月以上五年以下懲役  
 拘留又は科料  
 三年以下懲役又は千圓以下罰金  
 免除  
 五年以下懲役又は千圓以下罰金  
 一年以下懲役又は百圓以下罰金若くは科料  
 免除  
 六月以下懲役若くは禁錮又は五十圓以下罰金若くは科料



刑法犯罪名別 (昭和10年)

罪名	死刑	懲役	禁錮	罰金	拘留科料
公務妨害	—	104	19	52	—
騷擾	—	17	—	27	—
放火	1	873	—	1	—
失火	—	—	—	1 947	—
住居侵入	—	228	—	1 124	—
通貨及證券偽造	—	273	—	1	2
文書偽造	—	459	1	278	—
印章偽造	—	19	—	—	—
偽證及誣告	—	184	—	—	—
猥褻、姦淫及重婚	—	363	—	480	84
賭博及富籤	—	1 913	—	50 982	7 479
禮拜所及墳墓	—	32	—	15	8
瀆職	5	753	—	746	—
殺人	1	810	—	—	—
嬰兒殺	—	103	—	—	—
傷害	—	1 973	—	6 864	1 435
過失傷害	—	—	93	6 475	4
墮胎	—	249	—	—	—
略取及誘拐	—	198	—	—	—
名譽毀損	—	4	2	99	17
竊盜	—	1 9936	—	—	—
強盜	23	779	—	—	—
詐欺及恐喝	—	9 081	—	18	—
横領	—	2 847	—	149	173
贓物	—	708	—	—	—
毀棄及隱匿	—	42	—	37	22
計 (其他共)	31	4 2336	116	69 905	9 224

罪名及刑 (其の五) × 印舊刑法・單行法律

- × 公選の投票を偽造の罪
  - 一年以上五年以下金錮五圓
  - 以上五十圓以下罰金附加
  - 十一月以上一年以下罰金附加
  - 一年以上二十年以下金錮二圓
- × 傳染病豫防に關する罪
  - 一月以上一年以下禁錮又は二十圓以上百圓以下罰金
  - 十一月以上二月以下禁錮又は五圓以上五十圓以下罰金
- ・ 暴力行爲に關する罪
  - 三年以下懲役又は五百圓以下罰金
  - 六月以下懲役若しくは禁錮又は五十圓以下罰金
- ・ 決闘に關する罪
  - 一年以上五年以下禁錮二十圓以上二百圓以下罰金附加
  - 一月以上一年以下禁錮五圓以上五十圓以下罰金附加
- ・ 爆發物に關する罪
  - 死刑又は無期懲役若しくは七年以上懲役又は禁錮
  - 百圓以下罰金
- ・ 外國に於て流通する貨幣、紙幣、銀行券、證券、偽造の貨幣
  - 有期懲役
  - 免除
- ・ 印紙に關する罪
  - 五年以下懲役
  - 正十圓以下罰金又は科料
- ・ 治安維持に關する罪
  - 死刑又は無期若しくは五年以上懲役又は禁錮
  - 免除
- ・ 盜犯防止に關する罪
  - 無期又は十年以上懲役
  - 六月以上懲役

在監受刑者罪名及刑名別 (各年末)

罪 名	昭和八年		昭和九年		昭和十年		
	男	女	男	女	男	女	
公務妨害	59	—	39	—	32	—	
放火	2 124	174	2 215	187	2 219	196	
住居侵入	444	2	424	1	366	—	
偽造	835	3	688	4	731	1	
偽證及誣告	34	—	29	1	30	—	
猥褻姦淫重婚	633	3	696	7	701	3	
賭博及富籤	466	2	509	6	653	3	
瀆職	20	—	28	—	39	—	
殺人	2 507	105	2 403	107	2 381	111	
嬰兒殺	14	6	16	12	21	10	
傷害	1 636	15	1 453	12	1 391	13	
墮胎	8	16	11	7	12	12	
略取及誘拐	148	4	179	1	208	5	
竊盜	2 8145	250	27 325	265	2 8494	262	
強盜	3 562	3	3 419	2	3 374	4	
詐欺及恐喝	4 993	46	4 997	36	5 867	30	
計(其他共)	47 941	637	4 6704	707	48 874	703	
特別法犯	1 331	19	1 461	34	1 492	23	
刑 名	男	女	男	女	男	女	
懲役	無期	536	14	433	11	506	12
	有期	4 8460	630	47 447	716	49 487	712
有期禁錮		66	—	39	—	176	—
拘留		210	6	196	12	197	4
總計		4 9272	650	48 165	739	50 366	728

刑事時效

刑の時効 刑の言渡を受け確定したる後、(一)死刑は三十年(二)無期懲役又は禁錮は二十年(三)有期懲役又は禁錮は十年以上は十五年、三年以上は十年、三年未満は五年(四)罰金は三年(五)拘留・科料及び没收は一年間何れも其の刑の執行を受けざれば其の刑を免れる

公訴の時効 犯罪後(一)死に該る罪は十五年(二)無期の懲役・禁錮に該る罪は十年(三)長期十年以上の懲役・禁錮に該る罪は七年(四)長期十年未満の懲役・禁錮に該る罪は五年(五)長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に該る罪は三年(六)賭博罪は一年(七)拘留又は科料に該る罪は六月内に公訴されざる時は、其の罪を免る

減刑

犯罪の情狀憫諒すべきものは、酌量減刑の恩典を受ける。例へば死刑を減刑して無期又は十年以上の懲役若しくは禁錮とし、無期の懲役若しくは禁錮を減輕して七年以上の有期懲役又は禁錮とし、有期の懲役・禁錮又は罰金を其の二分の一と減輕し、拘留・科料は其の最重より二分の一を減輕するが如し。

### 執行猶豫

- (一) 曾て禁錮以上の刑に處せられたることなきもの
  - (二) 既往七年間禁錮以上の刑に處せられたることなきもの
- 右の者は二年以下の懲役又は禁錮の言渡を受けたる時は、情狀により裁判確定の日より一年以上五年以下の執行猶豫の特典を受け得る
- 右期間内に更に罪を犯すか、又は猶豫の言渡前に犯した罪が發覺して、禁錮以上の刑に處せられたるときは、其の猶豫を取消さる、取消されることなくして猶豫期間を経過する時は、刑の言渡は其の效力を失ふ

### 假出獄

懲役又は禁錮に處せられたるもので改悛の狀あるときは、有期刑にありては、其の刑期の三分の一、無期刑にありては、十年を経過した後、行政官廳の處分を以つて假に出獄することを許され、拘留に處せられたるものは、情狀により、何時にても行政官廳の處分を以つて假出獄を許される

### 調停法

訴訟に依る解決の缺點を補ふ平和的爭議解決法として制定せらる

1 借地借家調停法——土地建物の賃借・地代・家賃その他借地借家關係に就き争の起つたときの調停制度（東京、京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知に施行）

イ 當事者より區裁判所に調停の申立を爲す

ロ 裁判所は調停を開始すべきものと認められた時期日を定めて調停申立人及相手方を呼出す（利害關係人の参加を求めるときもある）

ハ 當事者及利害關係人は原則として自身出頭するを要す

ニ 調停は非公開で行はれる

ホ 裁判所自身調停を爲す事もあるが多くの場合は調停委員會に調停を命ず

ヘ 調停委員會は調停主任（判事）一人と調停委員二人以上より成る

ト 調停委員は毎年地方裁判所長が人民中特別の知識經驗ある者を選任

チ 調停不成立の場合は委員會の決定した調停條件を双方に送る

リ 送付を受け一箇月内に異議申立なき時は調停に服したることとなる

2 商事調停法——商事に關し爭議を生じた場合の調停法

（施行區域は借地借家調停法施行區域に同じ）

手續は借地借家調停法と同一

### 手續

3 小作調停法——小作料その他小作關係に爭議を生じたとき地主小作人間を調停する制度（沖繩を除く内地全部に施行せらる）

イ地主又は小作人（多數の時は總代を選任）地方裁判所へ申立を爲す  
ロ裁判所自身調停を爲すこともあるが多くは調停委員會に命ず  
ハ調停委員會は裁判所の選任した判事と委員とより成る  
ニ又適當な者をして勸解を爲さしめることもある

ホ調停委員會は裁判所以外の適當なる場所で開かれる  
ヘ調停委員會では市町村長及小作官が補助機關となる  
ト調停委員會は非公開で、多數決により決議する

4 勞働爭議調停法——使用者と勞働者との間の勞働條件に關する紛議を調停する

制度（全國に施行）

イ爭議の發生した時、行政官應は當事者の請求又は請求なきも必要ありと認められた場合調停委員會を開設して調停を行はしめる

手續  
ロ調停委員會は爭議當事者各三人と中立委員三人とより成立し爭議解決に必要な調査審議をする  
ハ調停委員會は非公開で行はれ多數決により決議をする

陪 審（我國の陪審法は刑事事件に就いてのみ陪審を認める）

1 陪審事件

イ法定陪審——死刑又は無期の懲役又は禁錮に相當する事件は被告が辭退又は自白をした場合の外は當然陪審に附せられる  
ロ請求陪審——三年を超える有期の懲役又は禁錮に相當する事件で地方裁判所の管轄に屬するものは被告人の請求により陪審に附せられる

2 陪審員——その資格——帝國臣民たる卅歳以上の男子で引き續き二年以上同一市

町村内に住み直接國稅三圓以上を納め讀み書きを爲し得る者

イ陪審員資格者名簿——市町村長毎年九月一日現在を以て調査作製

ロ陪審員候補者名簿——市町村長毎年資格者中より抽籤により選任して作製

ハ陪審員——陪審事件の公判期日定ると地方裁判所長は豫め定た市町村順に候補者名簿より一人乃至數人を抽籤し卅六人を呼出す、其中十二人で陪審を構成

3 陪審手續——陪審員は公判に列席し辯論終了後裁判長より犯罪の構成に關する法律上の論點及問題となる事實並に證據に就き説示を受け、犯罪構成事實の有無に關し評議の上答申すべきを命ぜらる、即ち評議室にて過半数を以て決議し、問書の餘白に「然り」「然らず」と記し公判廷にて裁判長に提出す裁判長答申を適當とする時之に基き法律を適用し不當と爲す時他の陪審に附す

索引

イ(中)

家位階……………三  
遺産相續……………七三  
遺留分……………三〇  
姻族……………二〇

エ

營造物法人……………二・五〇  
營利法人……………二

カ

會計検査院……………一四  
解散(衆議院)……………一七・三三  
解散(地方議會)……………六一  
各省大臣……………一三  
學務部(府縣)……………八〇

キ

家計費……………三六・四  
華族……………九一・七  
家族……………五  
家族制度……………三  
家督相續……………七三  
樺太廳長官……………一四  
假出獄……………一七  
關東廳長官……………一四  
官吏……………一四

ク

貴族院……………一〇  
貴族院議員……………一三・二四  
行刑……………一六・一七・一七  
行政……………一六  
行政官廳……………一六  
行政裁判所……………一四  
行政命令……………一七  
緊急命令……………一七

ク

區會……………一  
郡……………三  
勳章……………九・七

ケ

刑……………一四・一六  
刑事訴訟……………一六  
刑事時效……………一七  
刑罰……………一六  
刑務所在監者……………一七

減刑……………一七  
經濟部(府縣)……………八  
警察……………一五〇・一五  
警察部(府縣)……………八  
血族……………一六・九  
檢事局……………一五・一五  
憲法……………一〇二・一〇四

戸主の義務……………四  
國家……………八  
國體……………八四・一〇五  
國富……………四  
國法……………一〇六  
國民所得……………四  
國務大臣……………一四・一五  
戶籍……………三・七  
公民……………四  
公民教育……………九  
婚姻……………三・三・四・六

シ

皇位の繼承……………八九・九  
皇室……………九三・四  
皇室典範……………九  
皇族……………九三・四  
功勳……………九  
公益法人……………二  
公共組合……………一五・五〇  
後見人……………一七  
小作調停法……………一七  
戸主權……………一三・一四  
戸主の權利……………三

戸主の義務……………四  
國家……………八  
國體……………八四・一〇五  
國富……………四  
國法……………一〇六  
國民所得……………四  
國務大臣……………一四・一五  
戶籍……………三・七  
公民……………四  
公民教育……………九  
婚姻……………三・三・四・六

時效……………四・四  
市債……………七〇  
市參事會……………一  
自然人……………二  
自治機關……………一  
市町村……………五・五・六・三・六五・六六・六九  
市町村會……………一  
市町村會議員……………一  
市町村公民……………五  
市町村長……………六・六・七  
市町村住民……………五  
市役所……………三  
執行猶豫……………一七  
私法人……………一  
社會の態様……………一〇  
爵位……………六・七  
社格……………一〇・一〇

サ

災害……………一五・一五  
債券……………四  
財產……………四  
財團法人……………二  
裁判所……………一五・一五・一五  
在監受刑者……………一七  
罪名……………一四・一六

災害……………一五・一五  
債券……………四  
財產……………四  
財團法人……………二  
裁判所……………一五・一五・一五  
在監受刑者……………一七  
罪名……………一四・一六

市町村會……………一  
市町村會議員……………一  
市町村公民……………五  
市町村長……………六・六・七  
市町村住民……………五  
市役所……………三  
執行猶豫……………一七  
私法人……………一  
社會の態様……………一〇  
爵位……………六・七  
社格……………一〇・一〇

社團法人……………二  
 借家……………四・七三  
 借地……………四・七三  
 取得時効……………四  
 衆議院……………一〇九  
 衆議院議員……………一三・一三七  
 衆議院議員選舉……………一〇九  
 收入(一家の)……………二五・一三七  
 詔勅……………六  
 所得……………四・四三  
 消防……………一五  
 消滅時効……………四一・四  
 親權……………七  
 親子……………六  
 神社……………一〇〇・一〇一  
 臣民……………五九・九六  
 臣民の權利……………九六  
 臣民の義務……………九六  
 臣民の族稱……………九五  
 水利組合……………六・七〇  
 樞密顧問……………一三七  
 生計費……………三・一四  
 政體……………八四・一〇四  
 政黨……………一三・一三三  
 世帯人口……………六  
 攝政……………九  
 選舉(衆議院)……………一〇九・一五  
 選舉(地方議會)……………一三七  
 選舉區(衆議院議員)……………一八・一三七  
 選舉運動……………三二  
 相續……………七  
 相續稅……………三  
 族稱……………五  
 訴訟……………一六〇  
 總務部(府縣)……………六・九  
 大權(非常)……………九  
 大權事項……………八  
 臺灣總督……………一四  
 知事……………七・七七  
 知事官房……………七  
 地方行政官廳……………一四  
 地方債……………七〇  
 地方財政……………五・一七  
 地方稅……………九  
 地方團體……………一・五〇・五  
 町村債……………七  
 町村役場……………六  
 中央行政官廳……………一〇  
 勅令……………一七

朝鮮總督……………一四  
 調停法……………一七三・一七四  
 貯蓄……………九  
 非常大權……………九  
 民事訴訟……………一六〇・一六一  
 無任所大臣……………一三

**テ**  
 帝國議會……………一〇八  
 帝國憲法……………一〇一・一〇四  
 天皇……………六  
 天皇の大權事項……………七  
 傳染病……………一五  
 府縣……………五・五五・一六・九  
 府縣會議……………五・六・七・七  
 府縣學務部……………八  
 府縣經濟部……………八  
 府縣警察部……………八  
 府縣債……………七  
 府縣參事會……………七  
 府縣總務部……………七  
 府縣知事……………七  
 文官人員……………一四  
 名譽職……………五  
 命令……………一七  
 遺言……………三

**ト**  
 特殊地方行政官廳……………一四  
 吏員……………五  
 離婚……………九  
 利息制限法……………七  
 立憲政治(我國の)……………一〇三・一〇五  
 列國の興亡……………五  
 列國の政體……………一〇四

**ナ**  
 内閣……………一四・一五  
 南洋廳長官……………一四  
**ハ**  
 配偶關係……………三・六  
 陪審……………一五  
**ホ**  
 法人……………二  
 補選……………二  
**ニ**  
 勞働爭議調停法……………一七

昭和十三年六月廿五日 初版發行  
 昭和十一年七月二十五日 第六版發行  
 昭和十一年五月二十五日 第七版發行  
 昭和十一年四月二十五日 第八版發行  
 昭和十三年四月二十五日 第九版發行  
 昭和十三年三月二十五日 第十版發行  
 昭和十三年二月二十五日 第十一版發行  
 昭和十三年一月二十五日 第十二版發行  
 昭和十三年十二月二十五日 第十三版發行  
 昭和十三年十一月二十五日 第十四版發行  
 昭和十三年十月二十五日 第十五版發行  
 昭和十三年九月二十五日 第十六版發行  
 昭和十三年八月二十五日 第十七版發行  
 昭和十三年七月二十五日 第十八版發行  
 昭和十三年六月二十五日 第十九版發行  
 昭和十三年五月二十五日 第二十版發行  
 昭和十三年四月二十五日 第二十一版發行  
 昭和十三年三月二十五日 第二十二版發行  
 昭和十三年二月二十五日 第二十三版發行  
 昭和十三年一月二十五日 第二十四版發行  
 昭和十三年十二月二十五日 第二十五版發行  
 昭和十三年十一月二十五日 第二十六版發行  
 昭和十三年十月二十五日 第二十七版發行  
 昭和十三年九月二十五日 第二十八版發行  
 昭和十三年八月二十五日 第二十九版發行  
 昭和十三年七月二十五日 第三十版發行  
 昭和十三年六月二十五日 第三十一版發行  
 昭和十三年五月二十五日 第三十二版發行  
 昭和十三年四月二十五日 第三十三版發行  
 昭和十三年三月二十五日 第三十四版發行  
 昭和十三年二月二十五日 第三十五版發行  
 昭和十三年一月二十五日 第三十六版發行  
 昭和十三年十二月二十五日 第三十七版發行  
 昭和十三年十一月二十五日 第三十八版發行  
 昭和十三年十月二十五日 第三十九版發行  
 昭和十三年九月二十五日 第四十版發行  
 昭和十三年八月二十五日 第四十一版發行  
 昭和十三年七月二十五日 第四十二版發行  
 昭和十三年六月二十五日 第四十三版發行  
 昭和十三年五月二十五日 第四十四版發行  
 昭和十三年四月二十五日 第四十五版發行  
 昭和十三年三月二十五日 第四十六版發行  
 昭和十三年二月二十五日 第四十七版發行  
 昭和十三年一月二十五日 第四十八版發行  
 昭和十三年十二月二十五日 第四十九版發行  
 昭和十三年十一月二十五日 第五十版發行

昭和十三年 公民年鑑 (上卷)  
 定價二十七錢 送料三錢

編輯 白崎享一  
 發行所 東京市京橋區京橋三丁目一番地  
 東京市京橋區第一相互館

印刷所 不二印刷社  
 東京市京橋區西八丁堀三丁目七番地  
 電話京橋二八一九

發行所 東京市京橋區西八丁堀三丁目七番地  
 電話京橋二八一九  
 振替東京三三七六  
 勢國社  
 不二印刷社  
 室野井武

# 公民年鑑

昭和三十三年

## 下卷

四六半截  
 一九八頁  
 追加用紙  
 添付  
 定價  
 廿七錢  
 送料三錢

下卷の内容は上巻に比し現下の非常時局に關する項目多く、時艱克服に邁進すべき國家總動員の構へにつき、公民科に於て教授の必要あるものは總て之を要約掲載した。國を舉げて時局の認識を新にすべき時、本書は小冊子ながら、其の効用の絶大なことを信じます。

### 下部の内容の一

國民體位問題 本邦企業統計 各種金屬產額 物價と其變動 事變特別稅  
 出生と死亡 カルテル一覽 石油と石炭 貨幣平價切下 臨時措置法  
 都市と農村 各種の組合 工業原料需給 爲替國家管理 本邦國際收支  
 本邦社會問題 土地利用狀況 世界經濟動向 金準備評價換 滿洲移民計畫  
 國際防共協定 重要農產統計 資源の愛護 各種金融機關 主要新兵器  
 職業人口統計 重要工業統計 消費節約目標 資金調整法 國家總動員  
 資本主義制度 人絹、スフ絲 經濟プロック 本邦國際無電 附(帝國憲法)  
 分配と所得 棉花羊毛產額 通貨の諸統計 財政諸統計 錄(選舉法抄)

### 新教授要目準據

發行所 東京市京橋區西八丁堀三丁目七番地 勢國社

本庄長正著・四六版五〇〇頁上製函入

# 訂改 公民科資料詳解

新教授要目標準  
公民科の寶典

公民科の各項目を詳細に解説したもので、國勢社發行の公民年鑑と相俟つてよく活用を期し得ます。公民科の参考書は徒らに尨大なものが多いが、本書は小型ポケット入で、しかも解説は要領よく何等疑問の残らぬ様に親切に行届いてゐますから、教授に當られる方の好参考書たるは勿論學生も之により十分自修が出来ます

全一卷 定價 一圓五十錢  
送料四十錢

發行所 東京・京橋 第一相互館 國勢社

昭和十三年改訂版 (四六半截)

## 日本地理年鑑

## 世界地理年鑑

各年鑑共 定價廿七錢 送料 三錢

—— 內容 概略 ——

面積	河川	港灣	財政	農産	水産
氣象	人口	都市	畜産	林産	鑛産
移民	職業	宗教	工業	貿易	海運
學校	陸軍	海軍	陸運	探險	附録

地理學の内容は時々刻々に變化するが教科書の改訂は到底この目まぐるしい變化に應じ切れず、信頼すべき地理年鑑の出現は教育界多年の要望であつた。本書は此要求にピッタリと合致した爲絶大の賞讃を博し、創刊以來既に五年、全國各學校に於て學生生徒の必須参考書に指定せらるゝ向が甚だ多い。本書は直接地理學に關係なき人にも亦座右に備ふべき絶好の参考資料である。

發行所 東京・京橋 第一相互館 國勢社 振替東京 三七六番



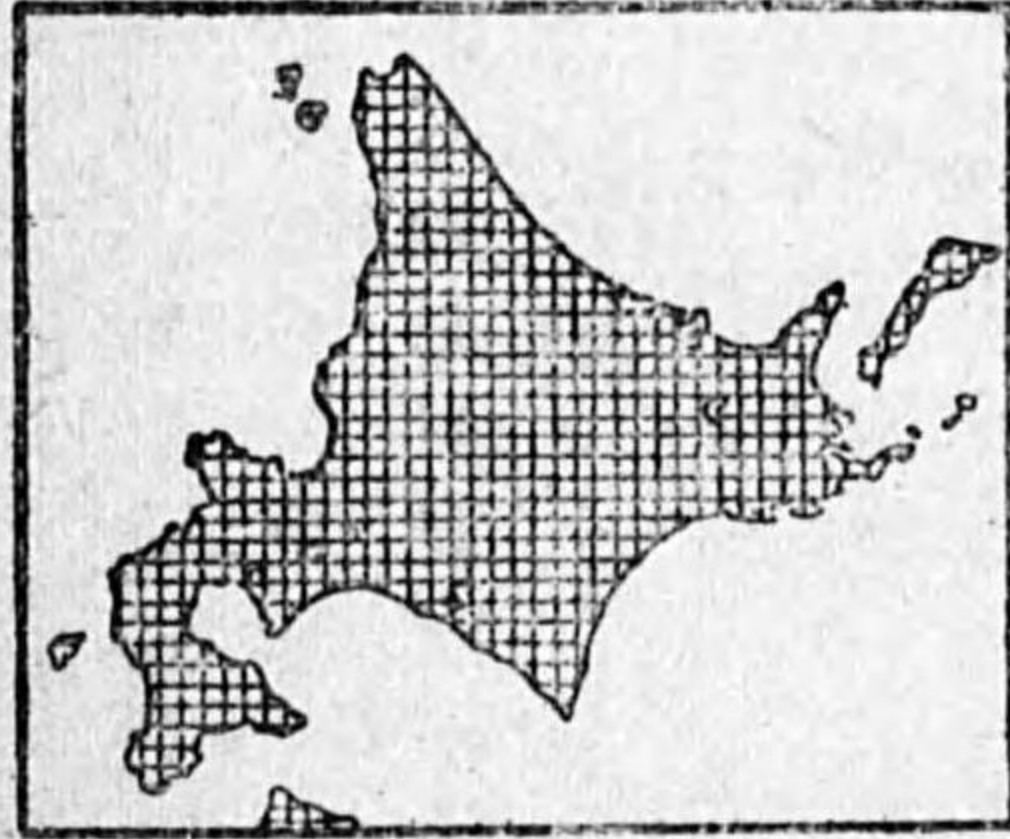
國勢社の

# 日本 白地圖

統計用學習用

各圖の大きさ=28糎×18糎(9寸1分×6寸1分)  
畫用紙 オフセット 水色刷(方眼一耗目) 帙入

白地圖の陸地へ方眼目盛を施したものと普通の白地圖とを組合せて一組とす。方眼付白地圖は統計圖を畫くためである。各組毎に小冊子「統計地圖の畫き方」一部を添付す。



實物は水色刷に付方眼は目障りになりませぬ。

定價	
▲日本の部 1組30錢	
全國地圖(普通)	5枚
(方眼)	6
(變形)	5
全一組 16枚	
▲世界の部 1組40錢	
世界地圖(普通)	4枚
(方眼)	4
東亞地圖(普通)	2
(方眼)	2
滿洲・北支(普通)	3
(方眼)	3
米國・歐洲(普通)	3
(方眼)	3
全一組 24枚	
各組共「統計地圖畫き方」添付	
送料各10錢	

發行所 東京・京橋・第一相互館 國勢社

昭和十三年版(四六半頁、二六〇頁) 本年は第六改訂版で、從來に比べ、内容を著しく改善した。

## 列國々勢年鑑

定價 三十三錢 送料三錢

今や、列國の情勢は、重大の危機を呈し、我らに甚大な影響を及ぼす。斯かる状況に於て、我々の生存を保障し、國家の発展を促進するに、先づこの年鑑を重寶し、之を利便に定評がある。

發行所 東京・京橋・第一相互館 國勢社 振替東京 三七六番

本書は各國々勢一般の便覽にて、各國別に政治、産業、貿易、通貨、金融、財政、國防、交通、通信、教育等に項目を分け、其概況を記述し、最近の數字を掲げ、座右に備へて重寶至極のものである。分世界各國を網羅し、行政區域は各國の下に更に詳細に分類し、荷も獨立の行政區域である以上、一ヶ所に雖省略した所はない。ボケツト入小型で取扱は至便、巻頭に統計圖表數十葉を掲げ、卷末に詳細な地名索引を附してある。

圖書館協會推薦圖書(第七版)

# 商品の科學

白崎享一著・菊版470頁上製 寫眞439  
佐久間哲三郎 圖版137

## 商品と産業の

### 科學的基礎知識

重要商品百數十種を選び、其性質、生産方法、用途等を科學的、技術的に解説した書籍。多數の圖版、寫眞を驅使し、  
目次概要  
簡述は平易懇切を旨としたが、必要の場合には専門的領域にまで筆を進めてある。本書は普通の商品學や應用理科の本ではない。學術的に偏せず飽くまで、我産業の實情に即したことを最大の特長とする。

定價 三圓・送料 二十二錢

發行所 東京・京橋・第一相互館 國勢社

料氣屬料  
燃料品類  
製材藥品  
工業原料  
加工業品  
窯業脂製  
油可纖維  
織肥飼料  
食釀造資  
國防料引

# 商品年鑑

錢三卅價定

錢二料送

昭和十三年 改訂新版

重要商品の内地及外國産額輸出入額、需要額、用途別消費額、市場取引價格、現行關稅率等に關する最近の統計を壓縮して手頃の小冊子にまとめ簡便な形式としたもの。  
別に巻頭には諸商品の生産行程を圖解したもの(色刷)三十二頁、巻尾には外國貿易表、商品化學式、度量衡比較及索引、追記用方眼紙數葉添附

掲載商品 米、小麥、大豆、砂糖、鹽、水産物、罐詰、茶、珈琲、煙草、酒、醬油、油脂、石油、塗料、樹脂、漆器、ゴム、セルロイド、木材、紙、麻、綿、生絲、人絹、羊毛、織物、機械、電氣、瓦斯、石炭、石油、金銀、銅、鐵、亞鉛、鉛、アルミニウム、鐵、硝子、染料、曹達、肥料、磁器、其他

發行所 東京・京橋・第一相互館 國勢社

東京・京橋  
第一相互館

▲國勢社定期刊行物▼

振替東京  
三七六番

國勢グラフ

月刊雜誌 (送料)  
一部廿五錢 (二錢)  
一ケ年 三圓九丁錢

誰にも判る圖解と最新の統計を以て我  
國勢及び經濟界の動きを平易簡明に解  
説した月刊雜誌

日本國勢圖會

隔年刊行 (送料)  
一圓五十錢 (古錢)  
菊 版五〇〇頁

創刊以來既に十二年、産業及經濟界各  
方面最近の情勢と世界の動きを一眸の  
下に窺め得る最良書として定評あり

列國々勢年鑑

年刊 (送料)  
定價卅三錢 (三錢)  
四六半截版二八〇頁

各國々勢一般の最新便覽。世界の全部  
の國を網羅し一ケ所と雖も省略せず。  
巻頭に圖表數十葉を掲ぐ。

日本地理年鑑

年刊 (送料)  
各廿七錢 (三錢)  
四六半截版一九二頁

世界地理年鑑

年刊 (送料)  
定價廿七錢 (三錢)  
四六半截版一九二頁

毎年四月改訂新版發行、判り易き統計  
と圖表とにより、地理學習上必要な、  
面積、人口、氣象、産業、貿易、國防  
其他人文現象全般に關する最新事實を  
満載す。

商品年鑑

年刊 (送料)  
定價卅三錢 (三錢)  
四六半截版二二〇頁

諸商品の内外産額、貿易、市場價格など  
重要統計を掲げ、諸商品製造工程圖解  
商品化學方程式一覽等を添ゆ。

農業年鑑

年刊 (送料)  
四十四錢 (六錢)  
菊半截版 上製

農業に關する諸統計、各種一覽表、農  
家メモ、農界ニウス、圖表等よりなり  
一冊以て農界全般を知るに足る。

公民年鑑

年刊 上下送 (送料)  
各廿七錢 (各三錢)  
四六半截版一九二頁

(新教授要目準據)政治、經濟、社會の基  
礎知識を表解、圖解、統計で説明した  
何人にも判る公民常識の寶典である。

理科年鑑

年刊 (送料)  
定價廿七錢 (三錢)  
四六半截版一九二頁

物理、化學の根本である諸種の定數、公  
式、方程式等を初め、應用方面にも  
詳しい生きた科學年鑑である。

家事年鑑

年刊 (送料)  
定價廿七錢 (三錢)  
四六半截版一九二頁

國民各個の消費生活と我國の資源及應  
用科學の進歩との關聯に最も力點を置  
いて編纂した新年鑑

東京・京橋  
第一相互館

▲國勢社定期刊行物▼

振替東京  
三七六番

昭和十三年版

矢野恒太  
白崎享一

共編

菊版上  
製函入

定價  
一圓五十錢

送料  
別

# 日本國勢圖會

我戰時經濟の全貌

集めて此一巻にあり

創刊以來十二年、我經濟及産業の最近情勢を一眸のものとして知る最良書として世上既に定評あり。

改訂の要點に思切つた増頁、戰時統制經濟の詳細、解説、技術解説欄の増加。

### 略概容内

世界	日本	富國	邦源	貿易	本國	實業	農産	生絲	砂糖	其他	畜産	金銀	卑金屬	電氣
の	の	と	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	の
順	位	所	得	支	足	支	支	支	支	支	支	支	支	支
位	位	得	得	得	得	得	得	得	得	得	得	得	得	得
々	々	々	々	々	々	々	々	々	々	々	々	々	々	々

窯業	紙	人	絹	油	人	可	造	通	爲	海	自	通	財	教	本	滿	參	插
業	物	物	物	物	物	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業
紙	絹	油	人	人	人	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業
絹	油	人	人	人	人	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業
油	人	人	人	人	人	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	業

發行所 東京・京橋・第一相互館 國勢社